資料１

【R6.12.16　総合戦略推進委員会】

# 第３期旭市総合戦略素案

令和6年 12 月

〔目　　次〕

**第1編　序　　論**..... 1

第1　人口ビジョン・総合戦略の目的と位置付け ……1
　1　人口ビジョン ……1
　2　総合戦略 ……1
　3　旭市総合戦略と各種計画との関係 …… 2
　4　国土強靭化について …… 3

**第2編　人口ビジョン**.....4

第1　旭市の人口の現状…… 4
　1　人口・世帯の推移 …… 4
　2　人口増減の推移 …… 7
　3　転入・転出動向の分析 ……10
　4　昼夜間人口及び通勤・通学の動向 ……14
　5　産業別就業者数の動向……17
第2　将来人口の推計と行政経営に与える影響……19
第3　目指すべき将来の方向 …… 24
　1　人口戦略の方向性…… 24
　2　将来人口の目標 …… 25

**第3編　総合戦略** ..... 26

第1　基本的な考え方 ..... 26
1　計画の役割・特色 ..... 26
2　計画期間 ..... 26
3　進行管理 ..... 26
4　SDGsを踏まえた計画の推進 ..... 28
第2　旭市が目指す将来の姿 ..... 29
1　将来都市像 ..... 29
2　土地・空間利用の基本的な考え方 ..... 30
3　基本目標 ..... 32

第3　重点プロジェクト ..... 35
1　旭ブランド創出プロジェクト ..... 36
2　こども・子育て応援プロジェクト ..... 39
3　つながる地域づくりプロジェクト ..... 42
4　“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト ..... 45

第4　基本施策 ..... 48
施策１　農水産業の振興 ..... 52
施策２　商工業の振興 ..... 56
施策３　観光の振興 ..... 59
施策４　雇用の確保 ..... 62
施策５　スポーツの振興 ..... 66
施策６　子育て支援の充実 ..... 69
施策７　学校教育の充実 ..... 73
施策８　生涯学習の充実 ..... 76
施策９　芸術文化の振興・伝統文化の保存 ..... 79
施策10　青少年の健全育成 ..... 82
施策11　互いに認め合う社会の形成 ..... 84
施策12　生涯活躍のまち推進 ..... 87

施策 13　移住・定住の促進 ..... 89
施策 14　交流の促進 ..... 91
施策 15　安全で快適な道路の整備 ..... 94
施策 16　公共交通網の整備 ..... 97
施策 17　安全・安心な水の供給 ..... 100
施策 18　公園の充実 ..... 102
施策 19　居住環境の充実 ..... 104
施策 20　協働・共創の促進 ..... 107
施策 21　広報・広聴・情報公開の充実 ..... 111
施策 22　保健・医療の充実 ..... 115
施策 23　地域福祉の充実 ..... 120
施策 24　地域包括ケアシステムの推進 ..... 123
施策 25　高齢者福祉の充実 ..... 125
施策 26　障がい者福祉の充実 ..... 128
施策 27　消防・防災の強化 ..... 130
施策 28　防犯対策・交通安全の強化 ..... 134
施策 29　消費者の保護 ..... 137
施策 30　廃棄物の減量化と資源の有効活用 ..... 139
施策 31　自然環境の保全 ..... 141

# 「旭市総合戦略」の全体概要

## 市をあげて目指す「将来人口のチャレンジ目標」

短期目標　2030年（令和12年）　60，000人
長期目標　2060年（令和42年）　48，000人

（達成条件　国民希望出生率1.8　移動均衡（社会移動±0））

― 2060年に48,000人を達成するため、直近の2030年時点で60,000人以上を目指す ―

## 将来都市像

みんなで創る未来　ず～っと大好きなまち旭

～ 健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上 ～

## 基本目標

① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり
② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり
③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり
④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

デジタル技術による地域課題解決

## 重点プロジェクト

**1 旭ブランド創出プロジェクト**
○地域特性と交通インフラの拡充効果を生かした旭ブランドの形成
○若者・女性の仕事づくりと雇用創出及び起業・創業支援の強化

**2 こども・子育て応援プロジェクト**
○結婚希望と出産希望の実現に向けた強力なサポートと出生数の増加
○妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の更なる充実

**3 つながる地域づくりプロジェクト**
○旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイルの創出による移住・定住と多世代の活躍・交流の促進
○市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進

**4 “健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト**
○CCDプロジェクトとの連携と市の特性を生かした「住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくり」の推進
○豊かな自然と共生し、多様な市民が生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりの推進

デジタル技術による地域課題解決

＋

## 基 本 施 策

基本目標① 4施策
基本目標② 7施策
基本目標③ 10施策
基本目標④ 10施策
行政改革アクションプラン 4施策

デジタル技術による地域課題解決

合計35施策

※ウェルビーイング（Well-being）：世界保健機関（WHO）憲章では、ウェルビーイングを「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」という趣旨で用いている。
※CCDプロジェクト（Cities Changing Diabetes）：旭市と千葉大学医学部附属病院、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社が協定を締結し進めている糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動及び共同研究
※健幸：健やかで幸せな生活

# 第1編　序　　論

## 第1　人口ビジョン・総合戦略の目的と位置付け

### 1　人口ビジョン

旭市人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、旭市総合戦略を策定するにあたり、これまでの人口動態や現状の課題、将来の推計人口を踏まえ、将来に向けた持続可能なまちづくりのための効果的な施策を企画立案する上で重要な指標とするために策定したものです。

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても人口減少対策は喫緊の課題であり、総力を挙げて取り組む必要があることから、取組にあたっては、長期的な視点に加え、定期的に対策効果を検証しながら進める短期的な視点も重要となります。このような観点から、第３期旭市総合戦略の策定にあたっては、最新の国勢調査結果に基づいて将来人口を推計し、長期的な人口見通しを踏まえた目標設定を行うとともに、短期的な目標設定を行うこととします。

### 2　総合戦略

旭市総合戦略は、旭市人口ビジョンに示された人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少社会の中で市民が健やかで幸せな満足した暮らしを送ることができるよう、急激な人口減少に歯止めをかけるとともに地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会とウェルビーイング（Well-being）※の向上を目指して市全体で取り組む計画です。

本戦略は、このような持続可能なまちづくりに向けた基本目標や施策の基本的方向等を定め、第2期（令和2年度（2020年度）－令和6年度（2024年度））に引き続き強力に推進していく必要があることから、令和7年度（2025年度）からの5年間のまちづくりの指針として策定しました。

## 3　旭市総合戦略と各種計画との関係

旭市（以下、「本市」とする。）では、東日本大震災で甚大な被害を経験し、平時から備えのできたまちづくりを行うために策定した旭市国土強靱化地域計画を市の最上位計画として位置付け、さらに、まちづくりの総合的な指針とするために旭市総合戦略を策定して将来都市像の実現に向けて取り組むことで、「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してきました。

第3期旭市総合戦略は、第1期と第2期の策定方針を引き継ぎ、行政改革アクションプラン、国土強靱化地域計画を一体化させた総合的かつ最上位の指針として策定するものです。

■計画の位置付け

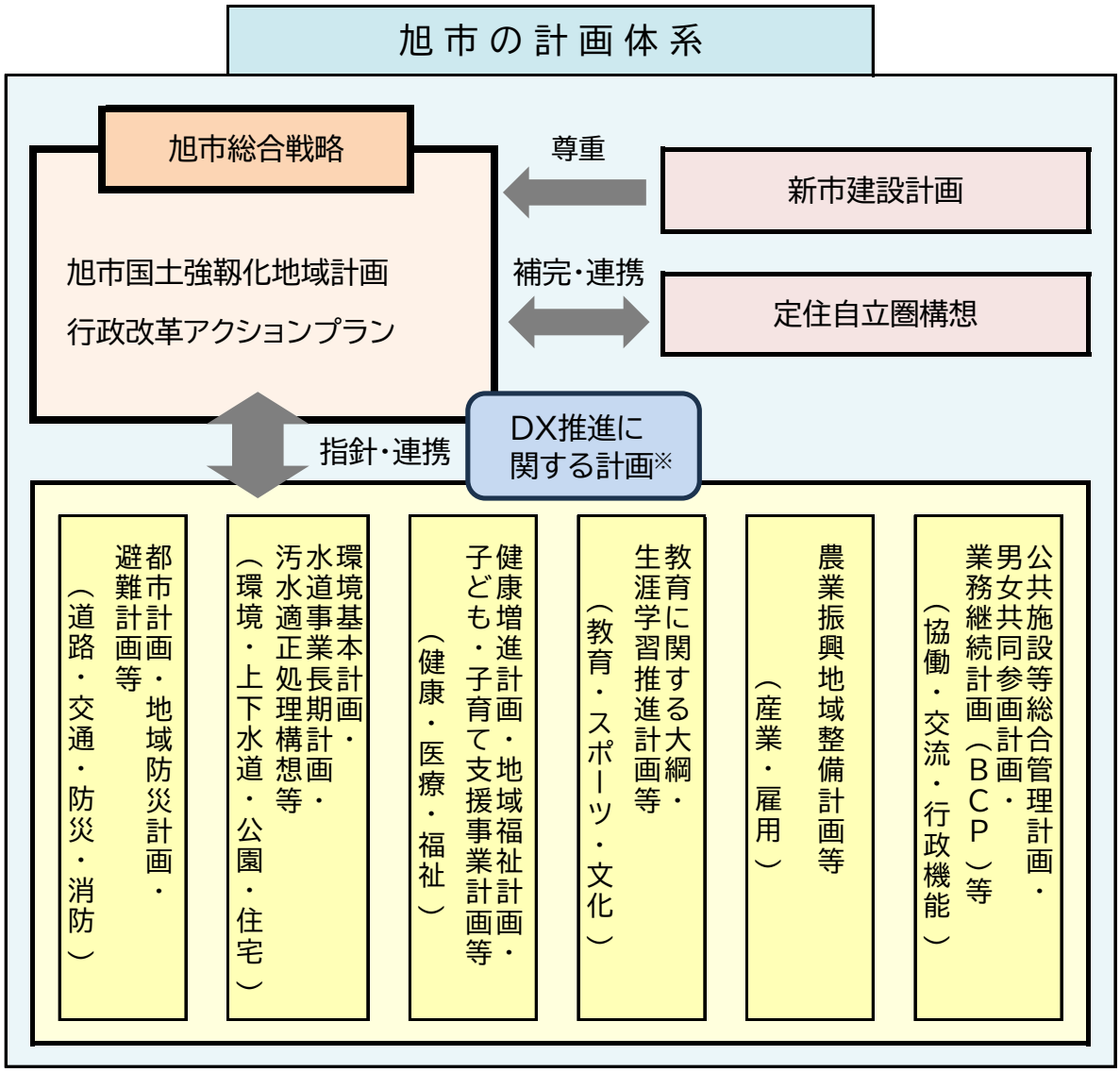


※DX推進に関する計画：デジタル技術の活用により市民の利便性向上及び行政の効率的かつ持続的な運営を目指すための推進計画（令和7年度策定予定）

## ４ 国土強靭化について

### （1）国土強靭化に位置付けられる取組

※後日掲載予定

# 第2編　人口ビジョン

## 第1　旭市の人口の現状

本市の過去から現在に至る人口の推移を把握して、その背景を分析し、講じるべき施策の検討材料を得ることを目的に、時系列による人口動向や年齢階級別の人口移動の分析を行います。

### 1　人口・世帯の推移

#### (1) 総人口の推移と将来推計

本市の総人口は、平成7年(1995年)の71，382人をピークに減少を続け、令和2年(2020年)の国勢調査では63，745人と、昭和50年(1975年)とほぼ同程度となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とする。)の最新推計(令和5年12月公表値)によると、本市の将来人口は令和32年(2050年)には45，570人となり、令和2年(2020年)の約7割となることが見込まれています。

なお、社人研の平成30年3月公表値と比較すると、転出超過傾向の緩和が見られたことから、将来人口の減少幅が縮小しています。

■総人口の推移

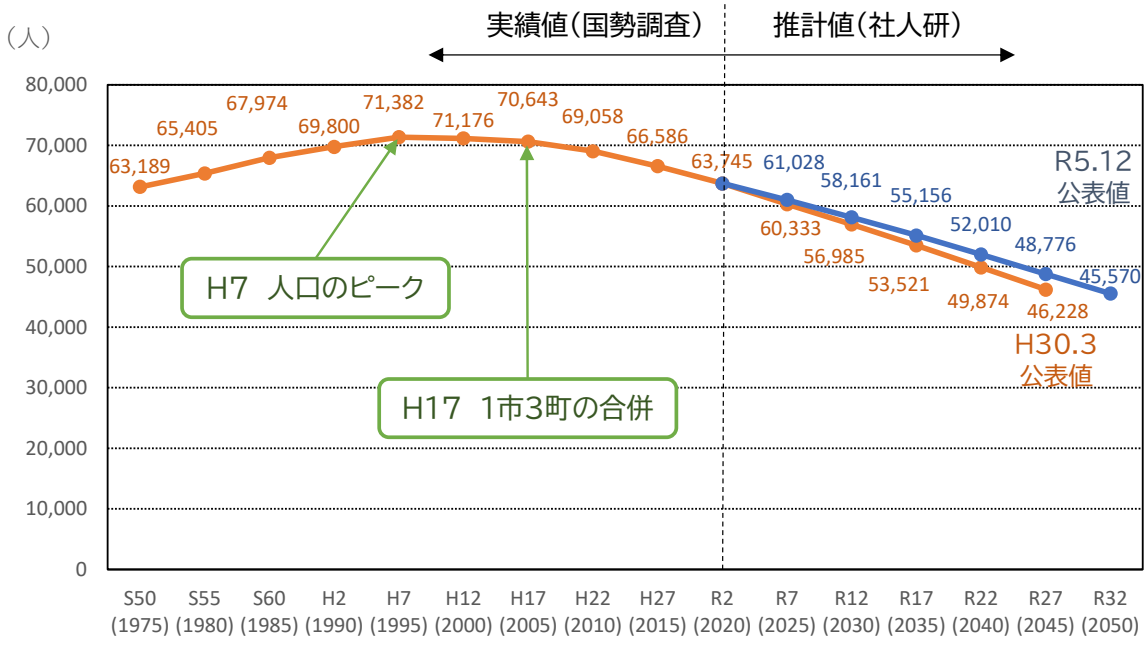


(資料)S50～R2 は国勢調査、R7 以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)12 月公表)

## （2）年齢3区分別人口割合の推移

人口の年齢構成をみると、出生数の減少や平均寿命の延伸により、少子高齢化が長期的に続いています。

年齢3区分別人口では、令和2年（2020年）時点の年少人口（0～14 歳）が11.3%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.4%、老年人口（65歳以上）の割合が 31.3%です。

老年人口（65歳以上）の割合は、昭和55年（1980年）に約1割、平成12年（2000年）に約2割、令和2年（2020 年）に約3割と高まり続け、将来的には、令和32年（2050年）に約4割へと拡大することが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移

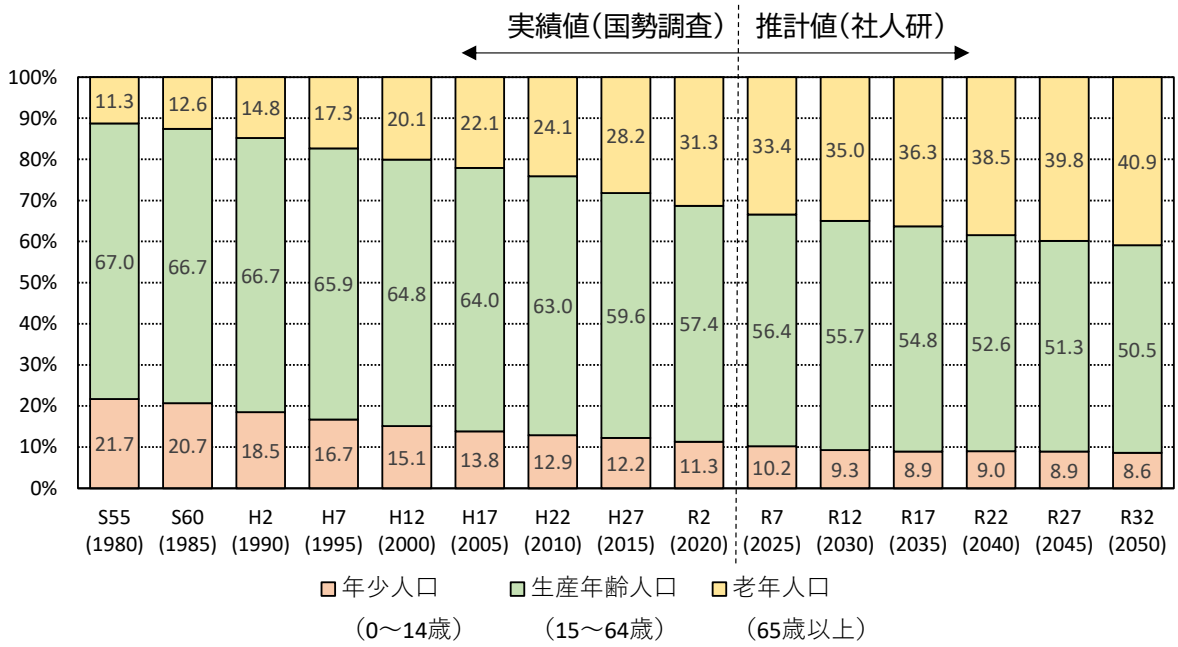


（資料）S55～R2 は国勢調査、R7 以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）12 月公表）

## （3）世帯数と世帯別人口の推移

本市の世帯数の推移をみると一貫して増加傾向となっています。令和2年（2020年）の1世帯あたり人員は2.62人と減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

単独世帯数の推移では、令和2年（2020年）の65歳以上の単独世帯は2,709世帯と平成17年（2005年）の約2倍となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員

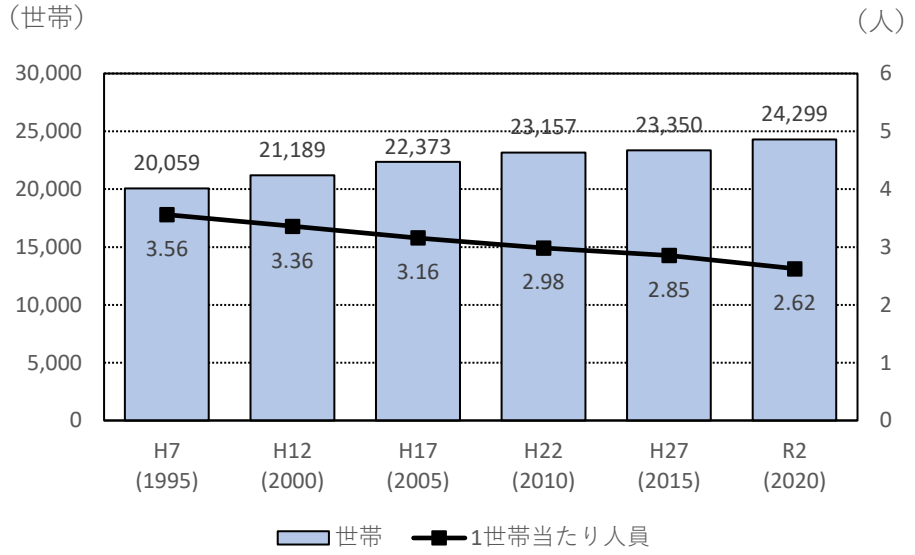


（資料）総務省統計局「国勢調査」

■単独世帯数の推移

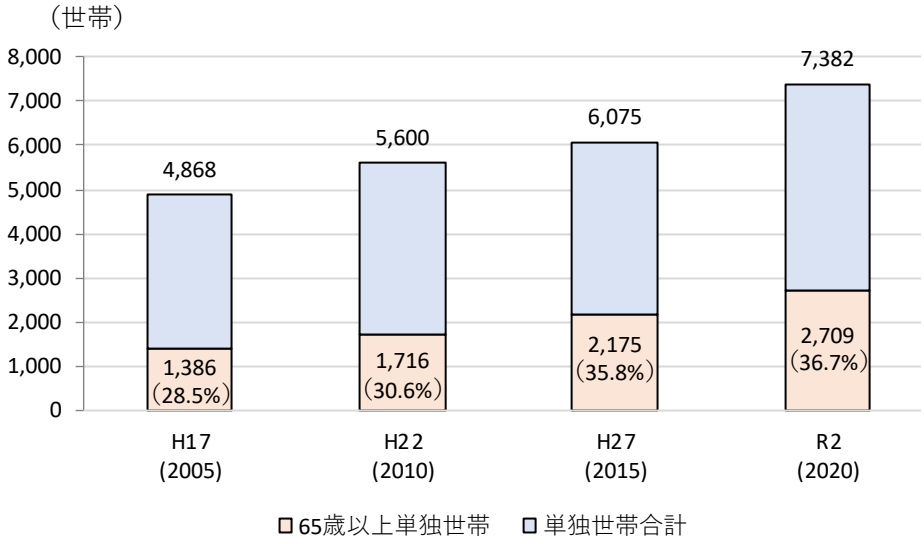


（資料）総務省統計局「国勢調査」

## 2　人口増減の推移

### (1)　出生・死亡(自然増減(注))の推移

本市の出生・死亡(自然増減)の動向については、少子高齢化の影響を受け、出生数の減少と死亡数の増加が少しずつ見られましたが、令和4年(2022年)から令和5年(2023年)にかけては、出生数が334人から385人、死亡数が941人から898人となり、前年までの動きから反転しました。特に出生の増加数(＋51人)は、県内市町村の中で最も多い人数となりました(速報値)。

(注)自然増減:生まれた者の総数から亡くなった者の総数を引いた数。

■出生・死亡(自然増減)の推移

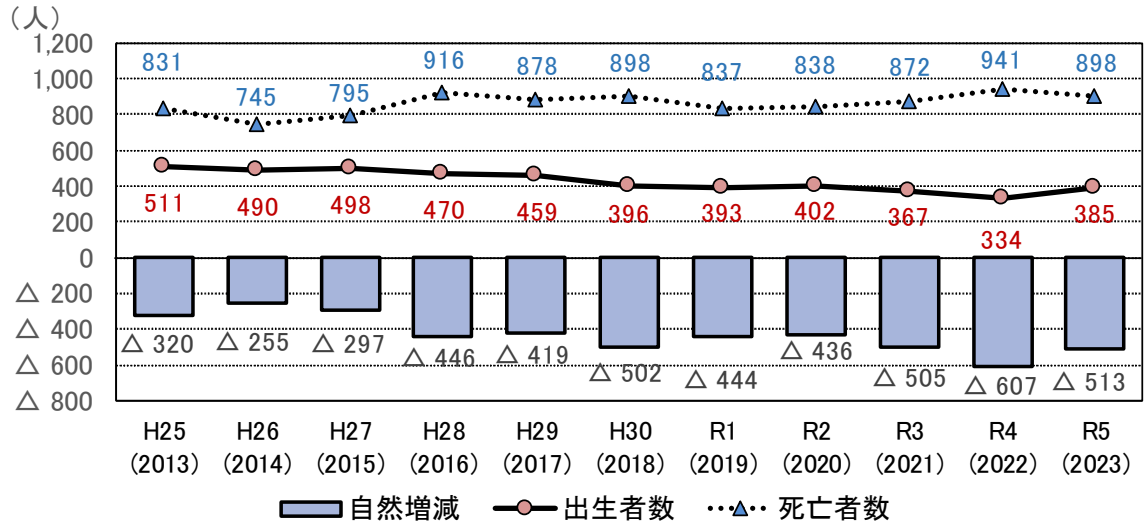


(資料)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(1月1日～12月31日)

■近隣市との自然増減(出生－死亡)の比較

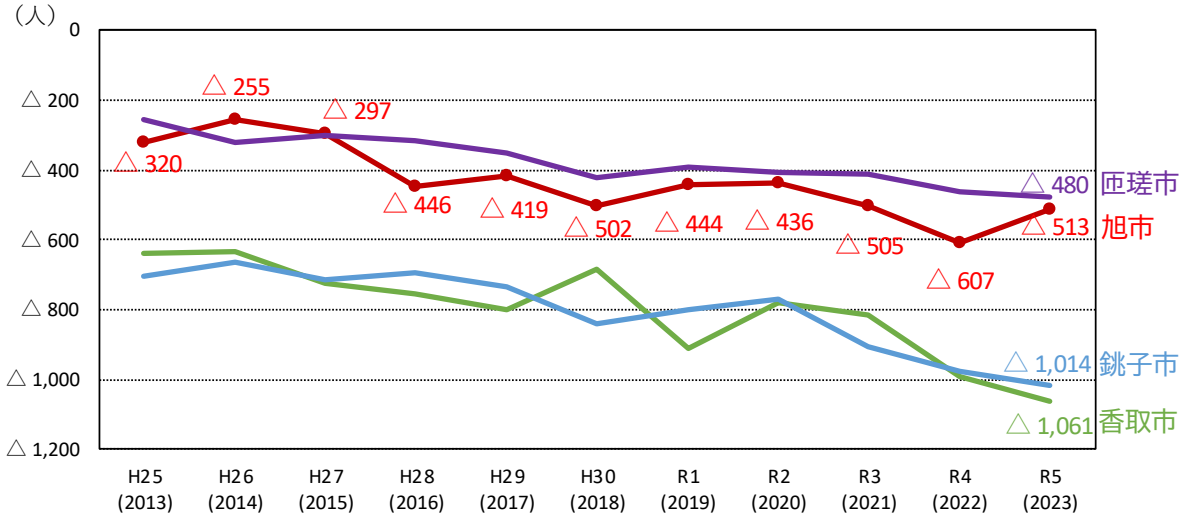


(資料)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査(1月1日～12月31日)

## （2）合計特殊出生率（注）の推移

令和5年（2023年）における本市の合計特殊出生率は1.38となり、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあった令和4年（2022年）の1.18から上昇しました。

本市の水準は千葉県及び国を上回っており、近隣市でも最も高くなっていますが、人口を維持するための人口置換水準である2.07には大きく及ばない状況となっています。

（注）合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

■合計特殊出生率の推移（全国、千葉県、本市、近隣市）

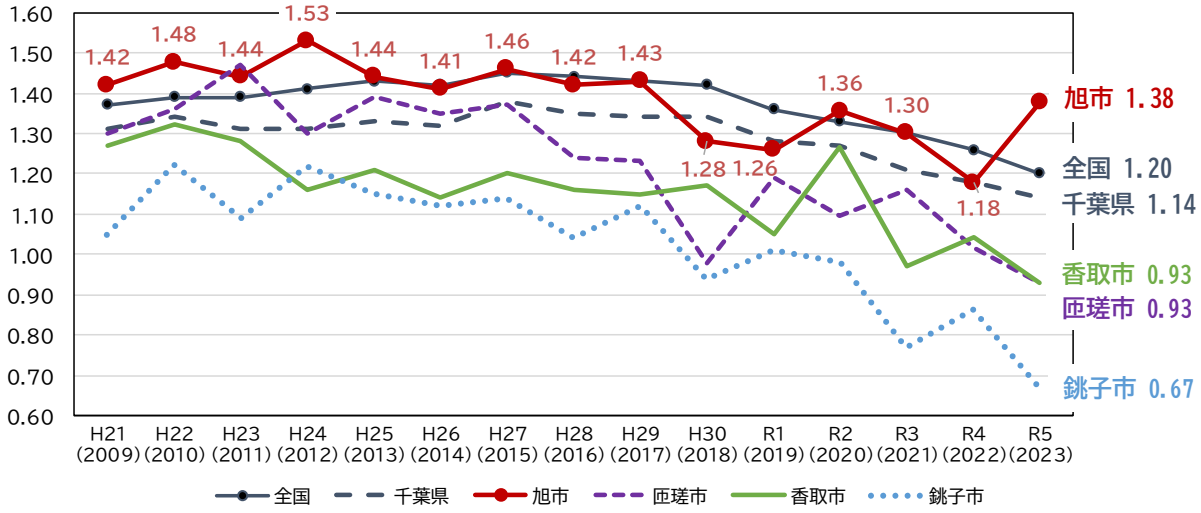


（資料）千葉県参考資料「市町村別5歳階級合計特殊出生率」

■母親の年齢階級別出生数の推移

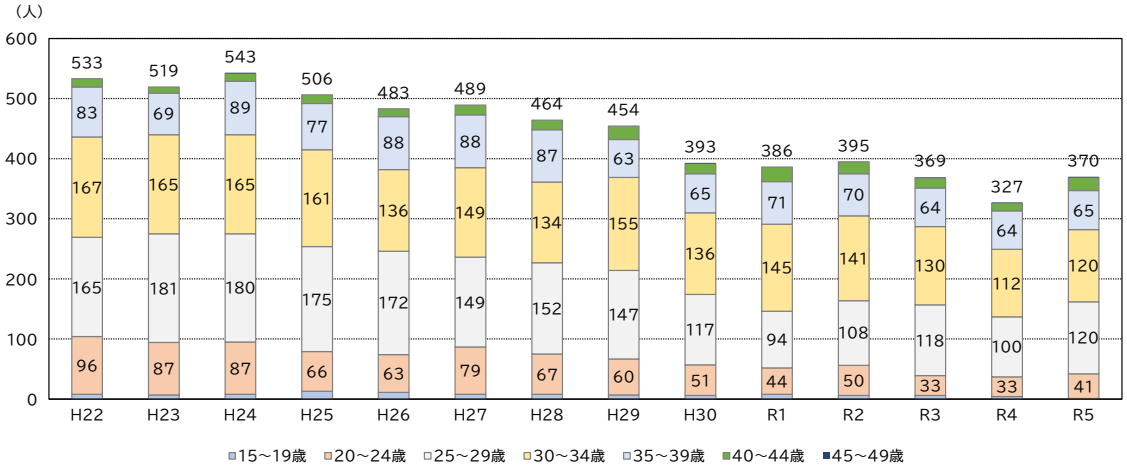


（資料）千葉県参考資料「市町村別5歳階級合計特殊出生率」をもとに作成

### （3）転入・転出（社会増減(注)）の推移

本市の転入・転出の推移については、転出が転入を上回る「転出超過」の差はそれほど大きくありません。また、令和2年（2020年）と令和3年（2021年）に緊急事態宣言が発出された新型コロナウイルス感染症の流行により、外国人の転入者数が一時的に減少しましたが、感染症の影響が緩和した令和4年（2022年）になると、外国人の転入が再び増加しています。

（注）社会増減：転入した者の総数から転出した者の総数を引いた数

■転入・転出（社会増減）の推移

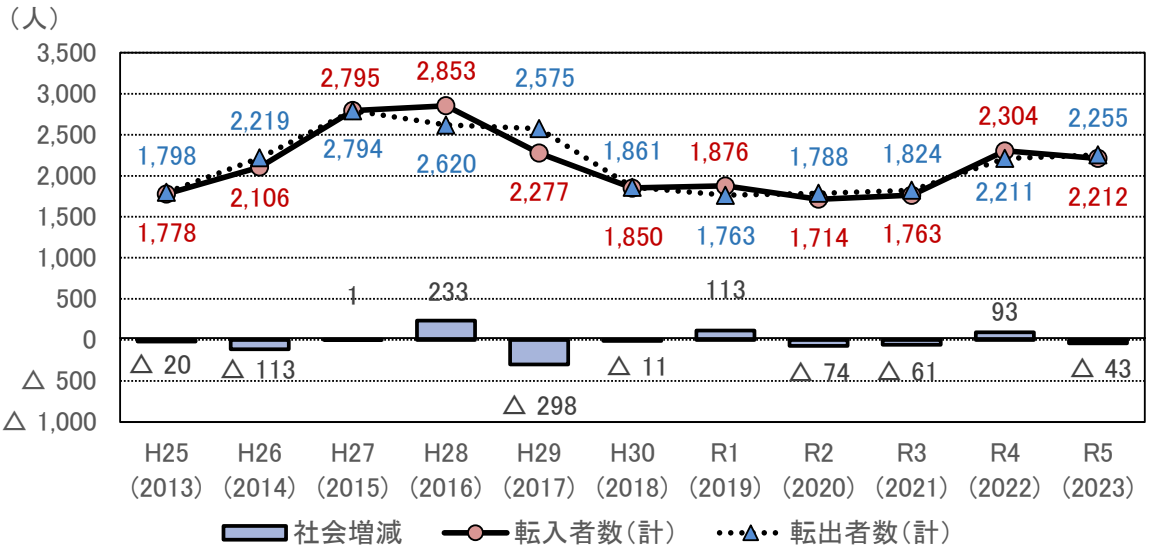


（資料）住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（1月1日～12月31日）

■近隣市との社会増減（転入－転出）の比較

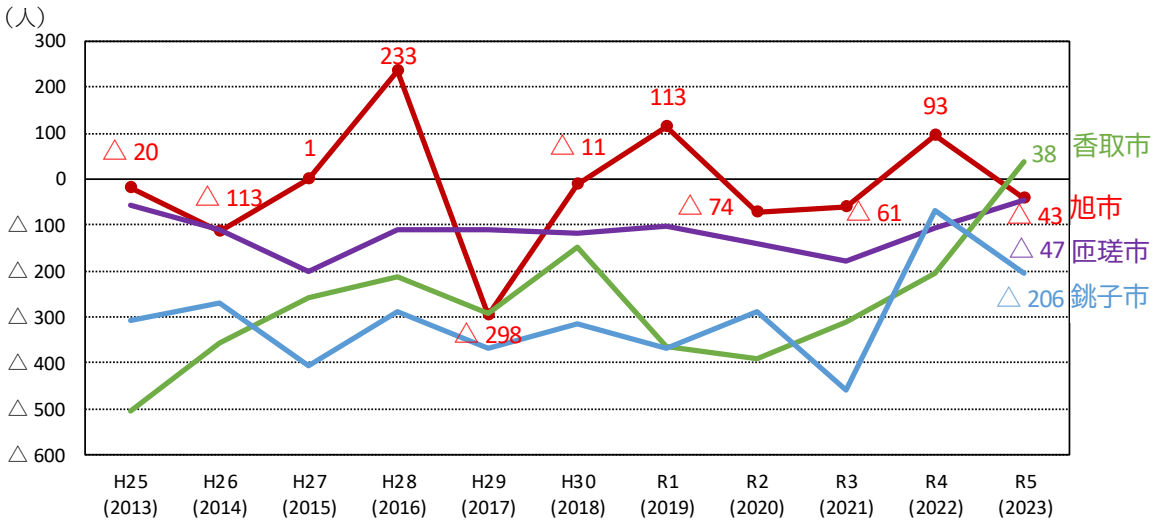


（資料）住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査（1月1日～12月31日）

## 3 転入・転出動向の分析

### (1) 年齢区分別の転入・転出の推移

本市の転入・転出状況について5歳階級別にみると、男女ともに、10～14歳が15～19歳になるタイミング、15～19歳が20～24歳になるタイミング(進学・就職期)で転出数が転入数を大きく上回っています。特に男性は、女性と比べて転出超過数が多い状況です。しかし、男女ともに20～24歳が25～29歳になるタイミングでは、再び転入超過となりますが、女性の転入超過数が男性に比べ少ない状況です。

■5歳階級別転入超過数(国内のみ) (5年前の常住地から変化があった人)
平成27年(2015年)→令和2年(2020年)

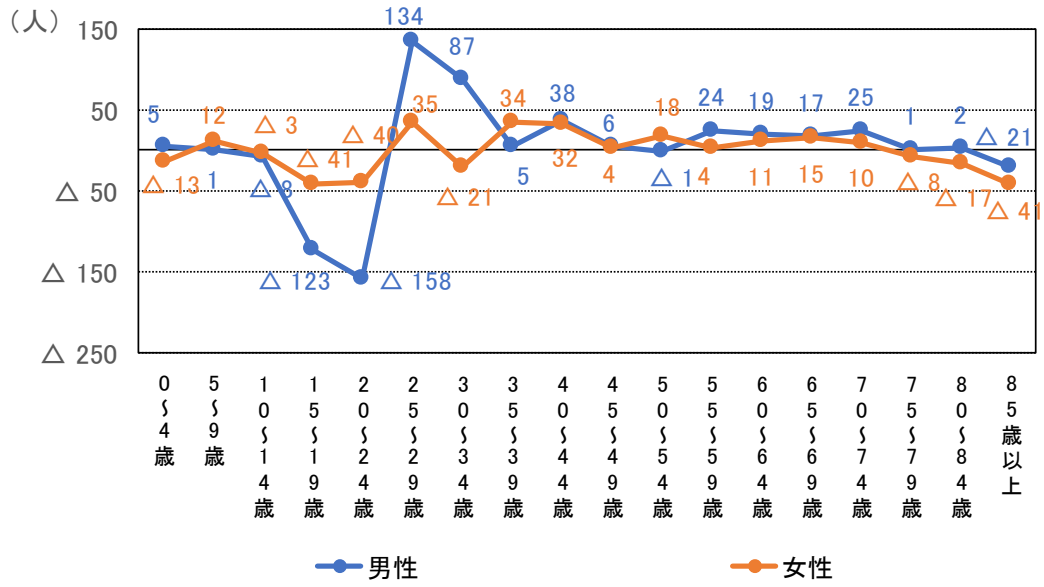


■近隣市との転入超過数の比較(男女合計)　　平成27年(2015年)→令和2年(2020年)

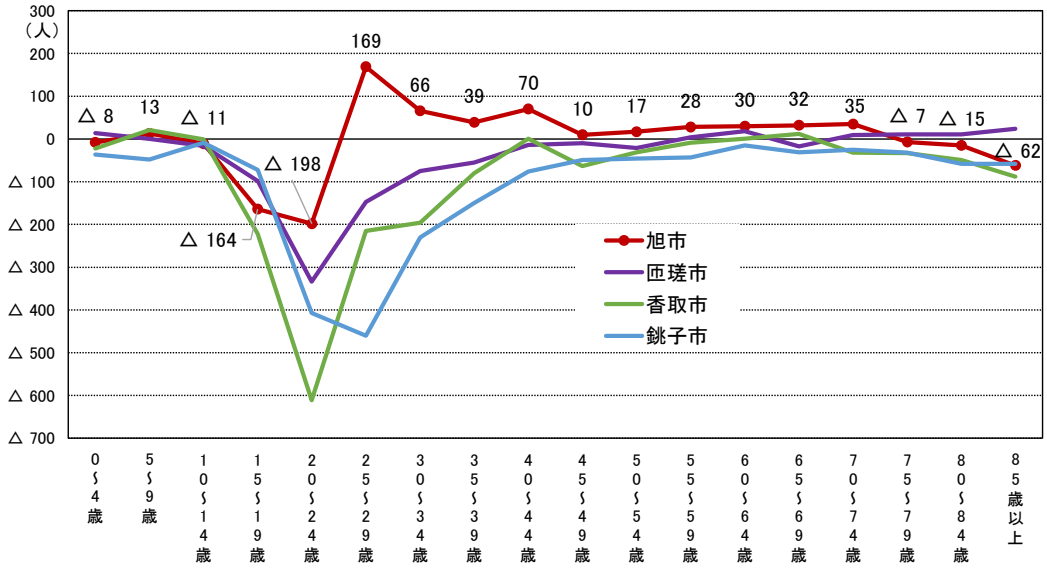


(資料)総務省統計局「国勢調査」

## （2）転入元・転出先

転入元をみると、銚子市や匝瑳市、香取市、成田市など、近隣市町からの転入が多く見られます。

■H27年（2015年）→R2年（2020年）の転入

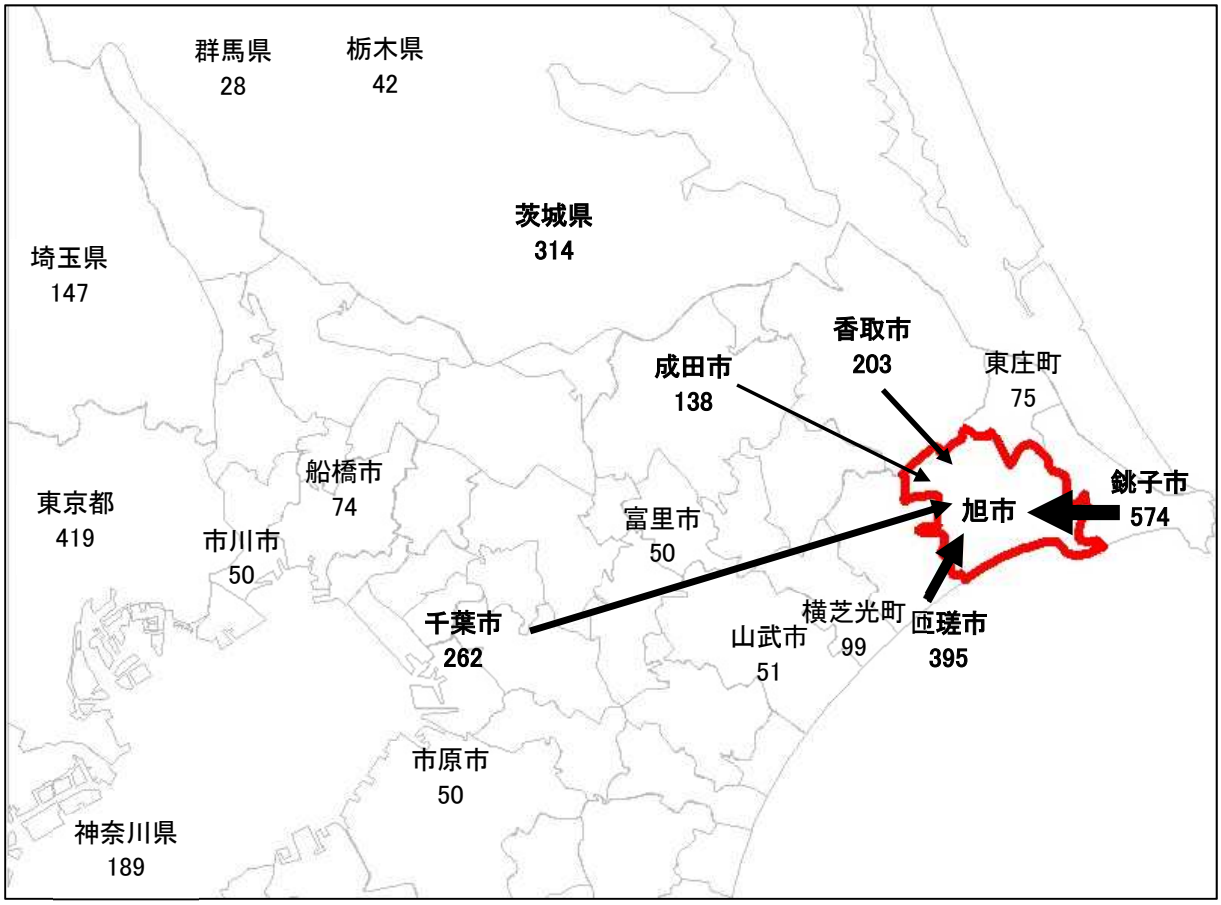


（資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」をもとに作成
（転入数が上位5位の市町村に矢印を表示）

転出先は、匝瑳市や銚子市、香取市、成田市などを中心に、都内を含む広範囲に及んでいます。

■H27年(2015年)→R2年(2020年)の転出

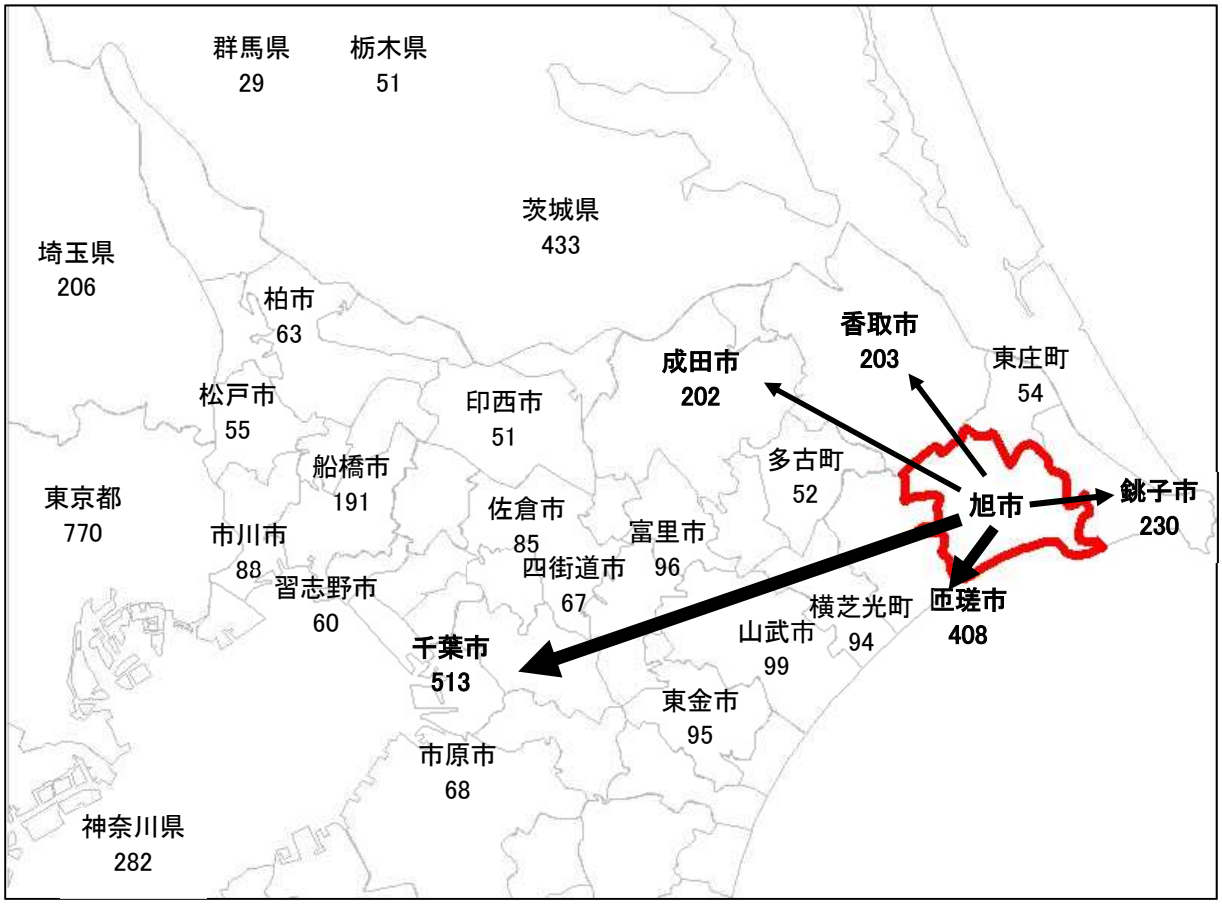


(資料)総務省統計局「令和２年国勢調査」をもとに作成

(転出数が上位5位の市町村に矢印を表示)

## （3）移住の状況

3年以上続けて市外に居住していた方が、本市に転入し住宅取得した場合に交付される「定住促進奨励金」の利用者は、令和5年（2023年）に112人と前年比60人減少していますが、依然、100人台を維持しています。移住相談件数については同じく176件で、令和元年（2019年）以降年々増加しています。

■定住促進奨励金を利用した転入者数

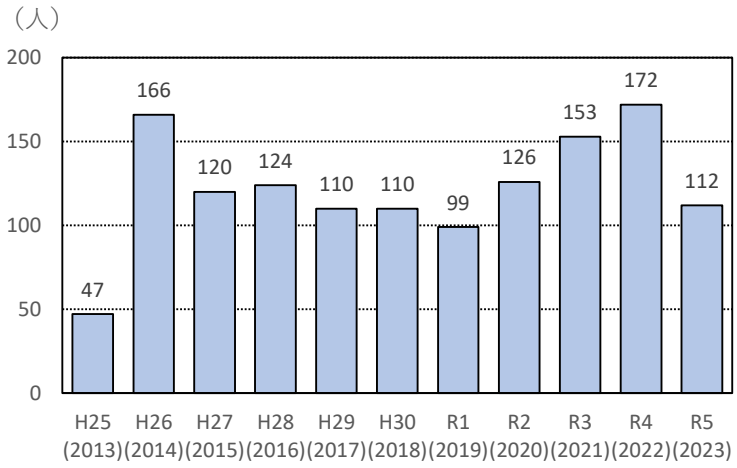


（資料）行政評価シート（定住促進奨励金は平成25年度（2013年度）開始）

■移住相談件数

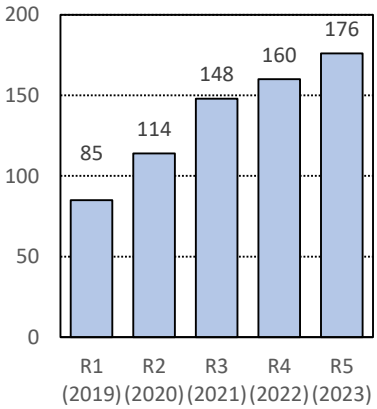


（資料）行政評価シート

## 4 昼夜間人口及び通勤・通学の動向

### (1) 昼夜間人口の動向

昼夜間人口比率(注)は、流入人口の増加と流出人口の減少が相まって、平成27年(2015年)の93.3から令和2年(2020年)の93.7へと高まっています。

(注)昼夜間人口比率:常住人口(夜間人口)100人あたりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

■昼夜間人口比率

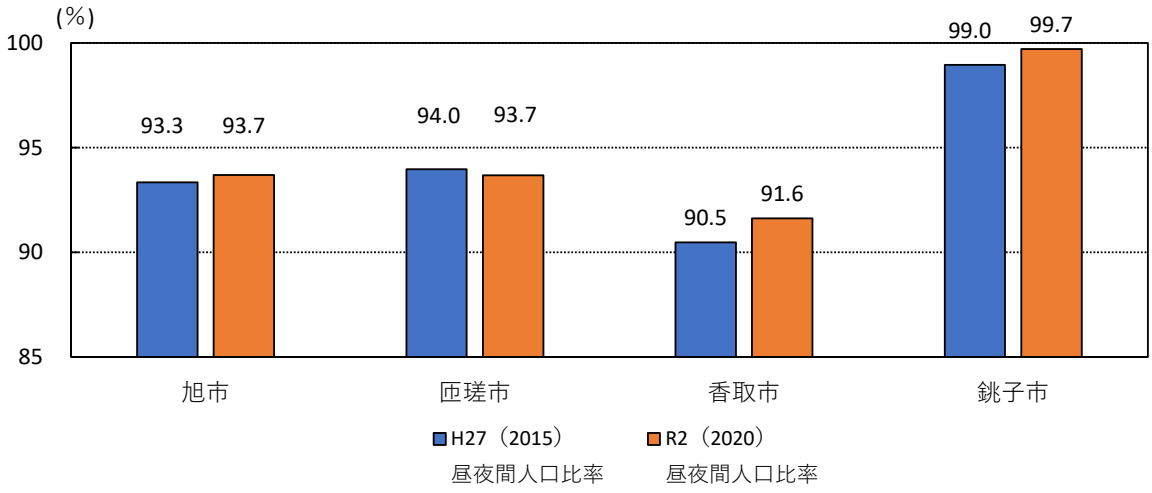


(資料)総務省統計局「国勢調査」をもとに作成

## （2）通勤・通学の動向

本市に住む人の通勤・通学先は、市内が68%（うち自宅就業17%）、県内他市町村が27%、茨城県3%となっています。市内就業率は県内で4番目に高い水準で（第1位 鴨川市、第2位 館山市、第3位 銚子市）、隣接する匝瑳市（2,639人）や銚子市（2,431人）へ通勤・通学する人も多く見られます。市外への流出人口は合計12,004人です。

■本市常住者の通勤・通学先

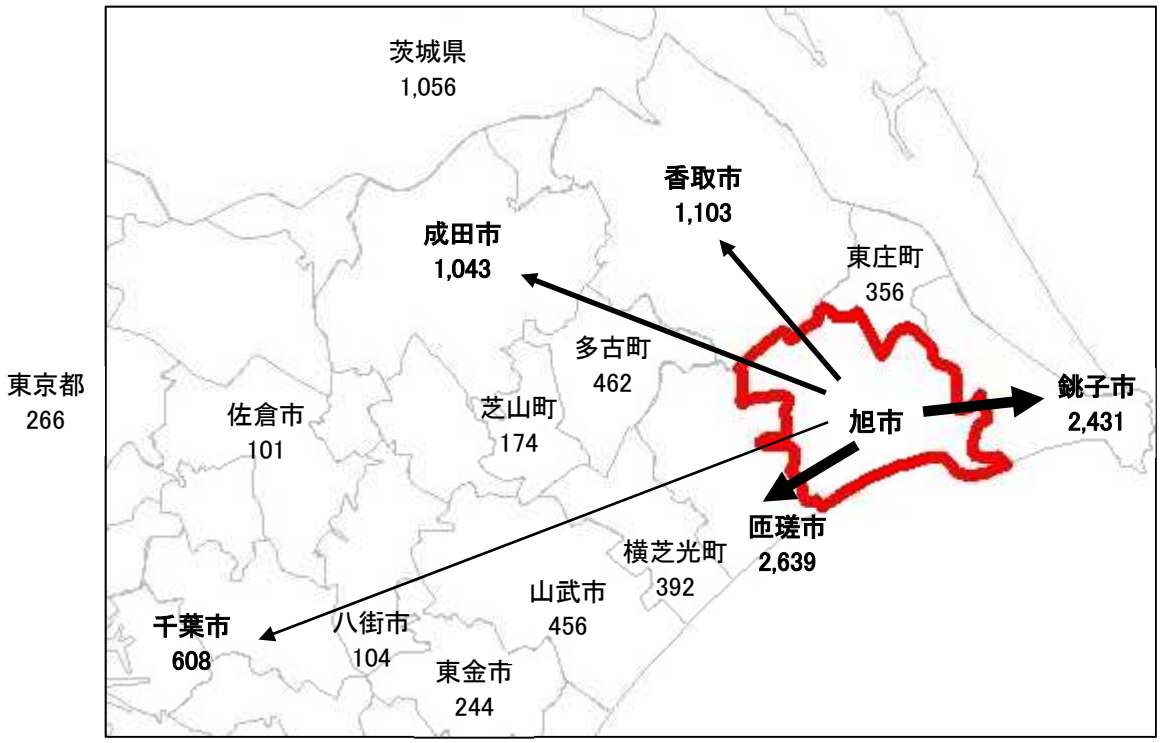


（資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」をもとに作成
（通勤・通学者数の上位5市町村に矢印を表示）

他方、本市への通勤・通学者が住む市町村は、本市内が75％で、市外からは匝瑳市（1,985人）や銚子市（1,958人）からの通勤・通学が多くなっています。先に見た本市常住者の通勤・通学先と比べると、範囲は狭くなっています。

市内への流入人口は8,025人のため、流出人口（12,004人）との差し引きでは3,979人の流出超過となります。

■本市通勤・通学者の常住地

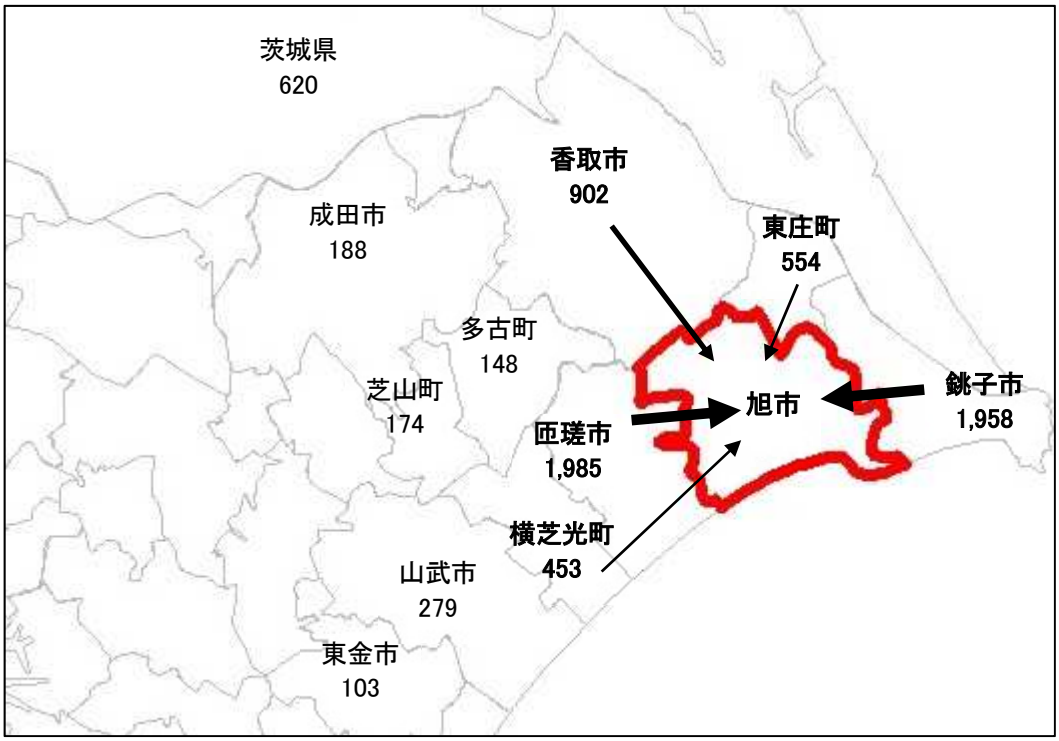


（資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」をもとに作成
（通勤・通学者数の上位5市町村に矢印を表示）

## 5 産業別就業者数の動向

産業別就業者数は、「農業、林業」（令和2年（2020年）5,245人）の就業者が最も多く、次いで「製造業」（同年4,951人）が続きます。また、「医療、福祉」や「卸売業、小売業」の就業者が多く見られます。

就業者数の集積規模を表す特化係数は、第1次産業について、千葉県を1.0とした値で7.1全国を1.0とした値で5.0と高く、本市の基幹産業となっています。

H27年（2015年）と比べると、産業全体で就業者数が2,564人減（7.5％減）となり、多くの産業で就業者数が減っている一方で、「医療、福祉」については203人増（4.4％増）となりました。

■産業大分類別就業者数・特化係数（令和2年（2020年））

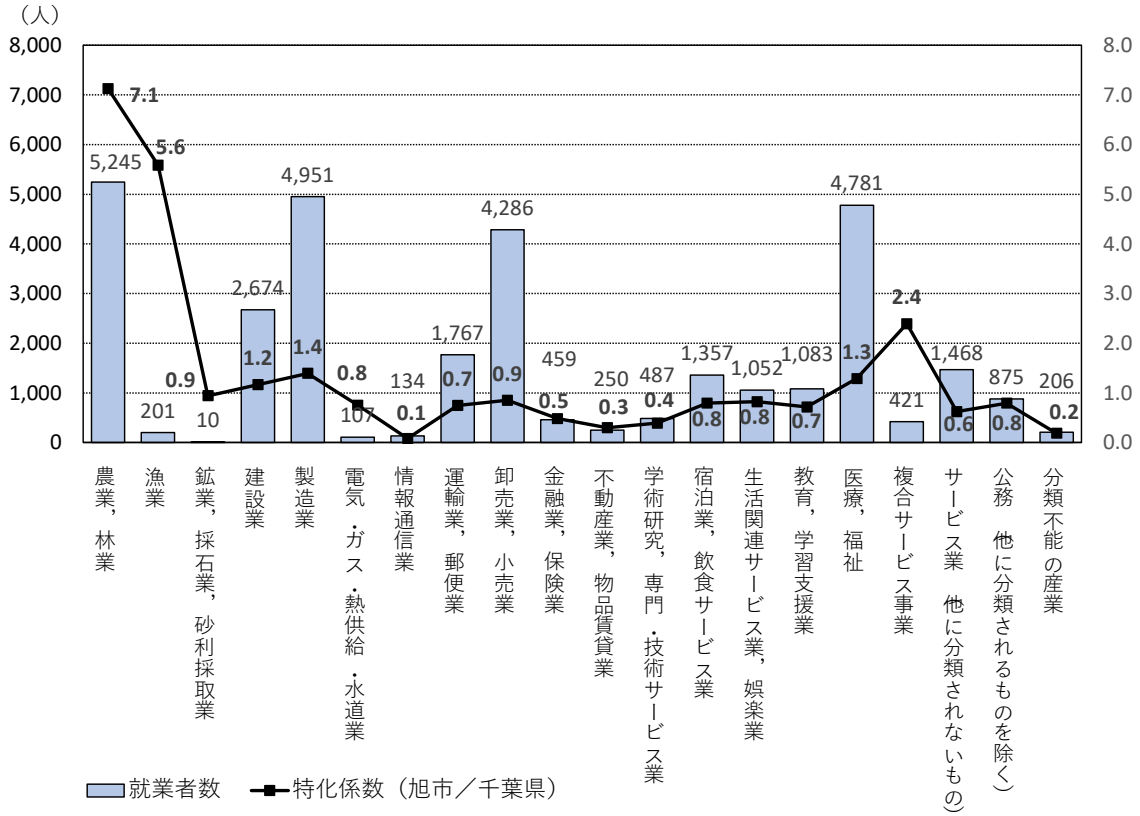


（資料）総務省統計局「国勢調査」をもとに作成

（注）特化係数は、（本市の当該産業の従事者数÷本市の全産業の従事者数）÷（千葉県の当該産業の従事者数÷千葉県の全産業の従事者数）

主な産業について就業者の年齢構成をみると、本市の基幹産業である農業の就業者について60歳以上の割合が5割以上を占めており、若年層の就農促進が課題となっています。

また、30代以下の若い世代の就業が進んでいるのは、主に「医療、福祉」や「情報通信業」、「製造業」などとなっています。

■産業別年齢構成の状況（主な産業：令和2年（2020年））

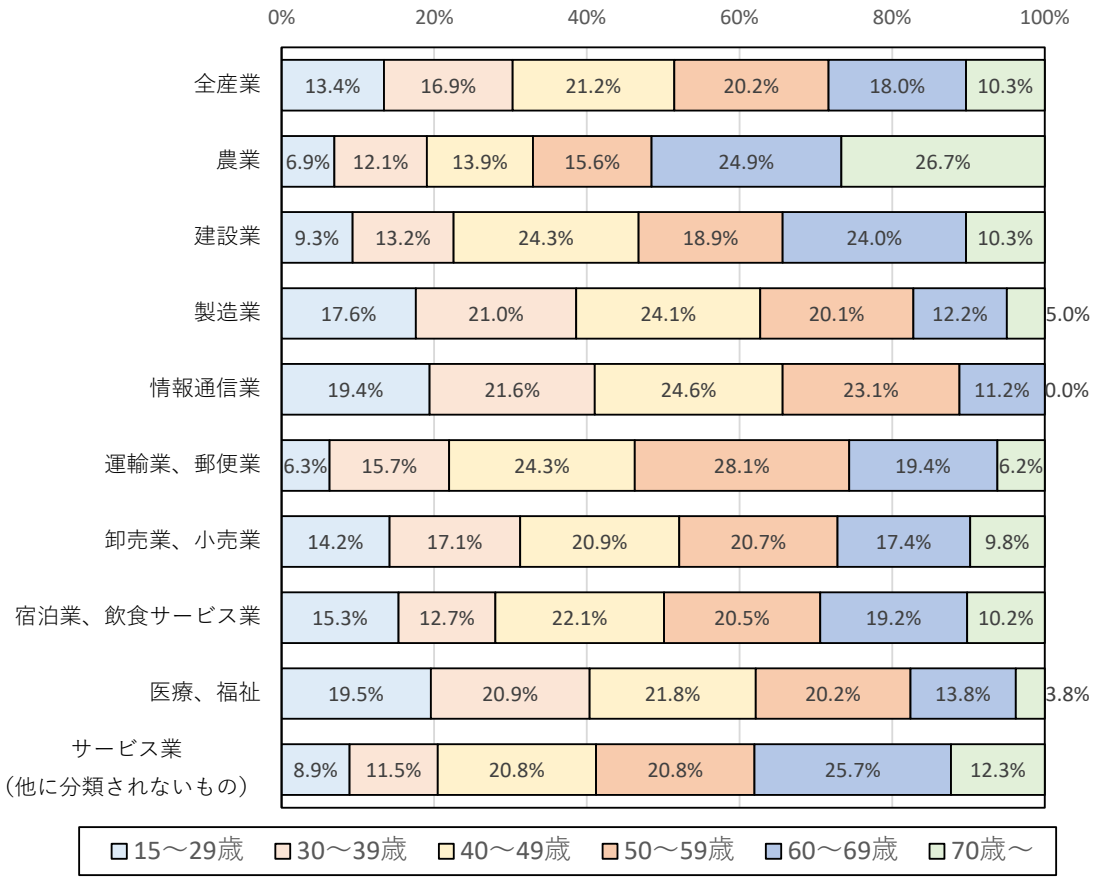


（資料）総務省統計局「国勢調査」をもとに作成

# 第2 将来人口の推計と行政経営に与える影響

## (1) 将来人口の推計

本市では、将来人口の目標を今回設定するにあたり、まずは従前の戦略(第1期、第2期)と同じ条件(時系列更新)で人口の推計を行いました。

社人研の「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)12月公表)」に準拠した推計と、本市独自の推計それぞれの結果は以下のとおりです。

【現状維持パターン(グラフ内 A～C)】

社人研に準拠した推計結果では、令和2年(2020年)の国勢調査による人口が、第2期の推計よりもわずかに上回ったこと、5年前と比べて出生率の低下が認められるものの移動率(注)が改善したことから、令和42年(2060年)の推計人口は、第2期の35,965人から39,208人へと増えることが予想されました。

(注)移動率:5年間隔で行う人口推計の場合、5年間の男女年齢別の純移動数(転入超過数)を5年前の男女年齢別人口で割った値。

【成長パターン(グラフ内D～F)】

令和2年(2020年)の国勢調査による人口が、第2期の推計を下回ったこと、特に出生数につながる20～44歳の女性人口の減少が一層見込まれることから、出生率や移動率を一定としたとしても、令和42年(2060年)の推計人口は、第2期の47,342人から45,048人へと減る見込みです。

このため、同じ条件で今回推計した場合、前策定時と比べて厳しい状況となっています。

また、年齢階層別に推計結果を見ると、年少人口(0～14 歳)比率は、第1期、第2期と比べて低下することが予想されます。

老年人口(65歳以上)比率は、社人研準拠(推計パターンA～C)では第2期とほぼ同水準となりましたが、成長パターン(推計パターンD～F)では第2期よりも高齢化が予想される結果となりました。

■総人口の推計（第1期・第2期との比較）

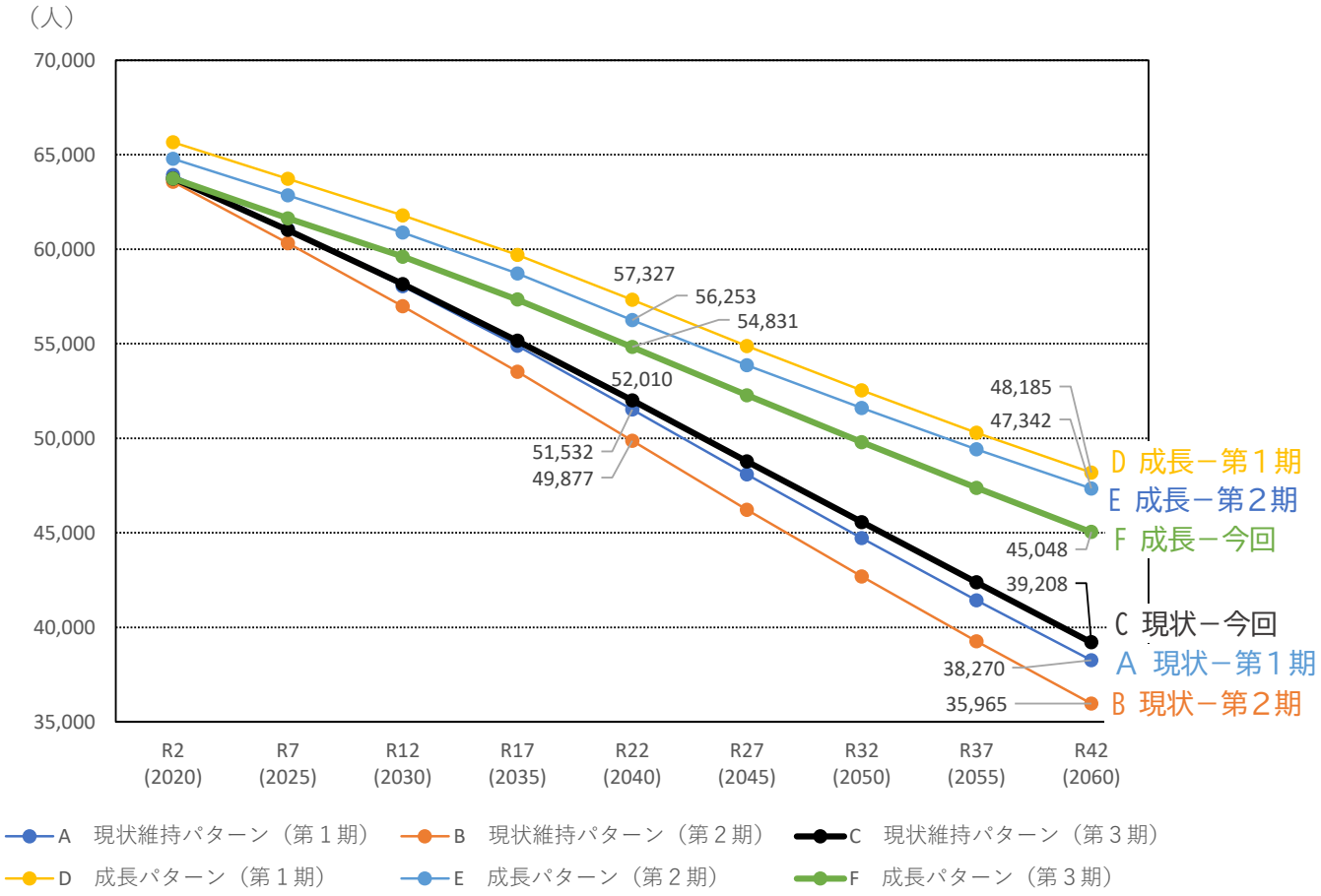


| パターン | | 推計方法 | 推計時期 | 令和2年（2020年） | 令和12年（2030年） | 令和22年（2040年） | 令和32年（2050年） | 令和42年（2060年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 現状維持パターン | 社人研推計準拠 | H22国勢調査（第1期） | 63,932 | 58,052 | 51,532 | 44,718 | 38,270 |
| B | | | H27国勢調査（第2期） | 63,579 | 56,985 | 49,877 | 42,687 | 35,965 |
| C | | | R2国勢調査（第3期）（最新） | 63,745（実績） | 58,161 | 52,010 | 45,570 | 39,208 |
| D | 成長パターン | 合計特殊出生率は国民希望出生率1.8（令和12年（2030年））まで上昇すると仮定し、人口移動については転出超過の現状を改善し移動均衡（転入・転出数が同数）とした推計 | H22国勢調査（第1期） | 65,669 | 61,799 | 57,327 | 52,534 | 48,185 |
| E | | | H27国勢調査（第2期） | 64,785 | 60,887 | 56,253 | 51,598 | 47,342 |
| F | | | R2国勢調査（第3期）（最新） | 63,745（実績） | 59,616 | 54,831 | 49,794 | 45,048 |

■年少人口（0～14歳）比率の推計

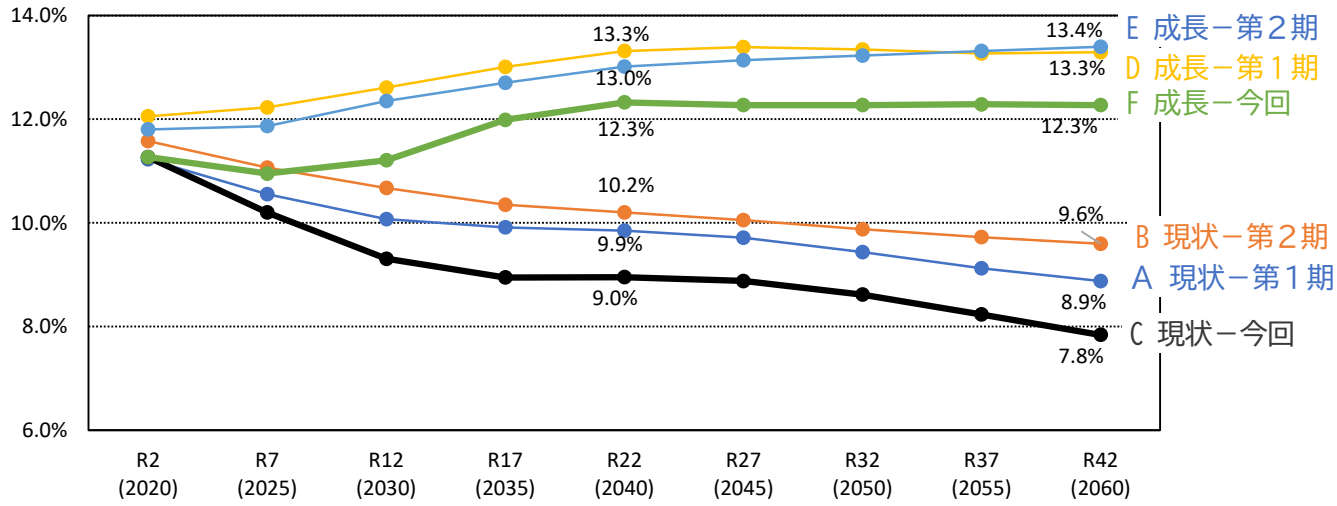


■生産年齢人口（15～64歳）比率の推計

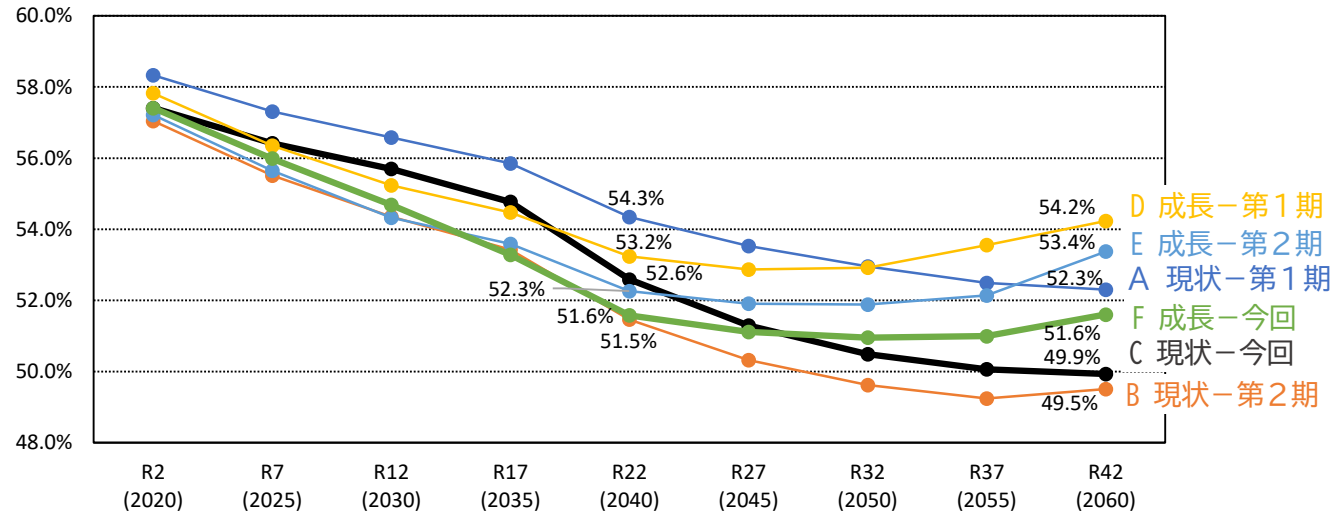


■老年人口（65歳以上）比率の推計

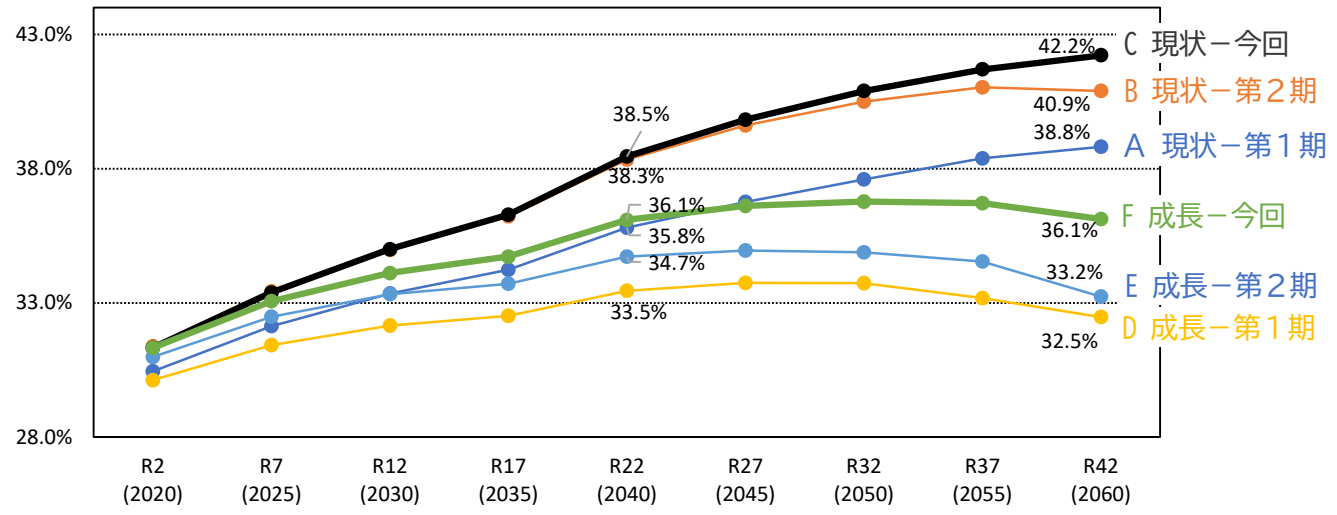

## （2）人口の変化が行政経営に与える影響

本市の人口一人あたりの歳入額は、近隣市と比較して高くなっていますが、財政力指数は0.49となっており、県内でもやや低い数値となっています。

今後は、人口減少による住民税収の減少、地方交付税の縮減など歳入面でのマイナスの影響が懸念され、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれます。

■人口一人あたり歳入額、財政力の比較

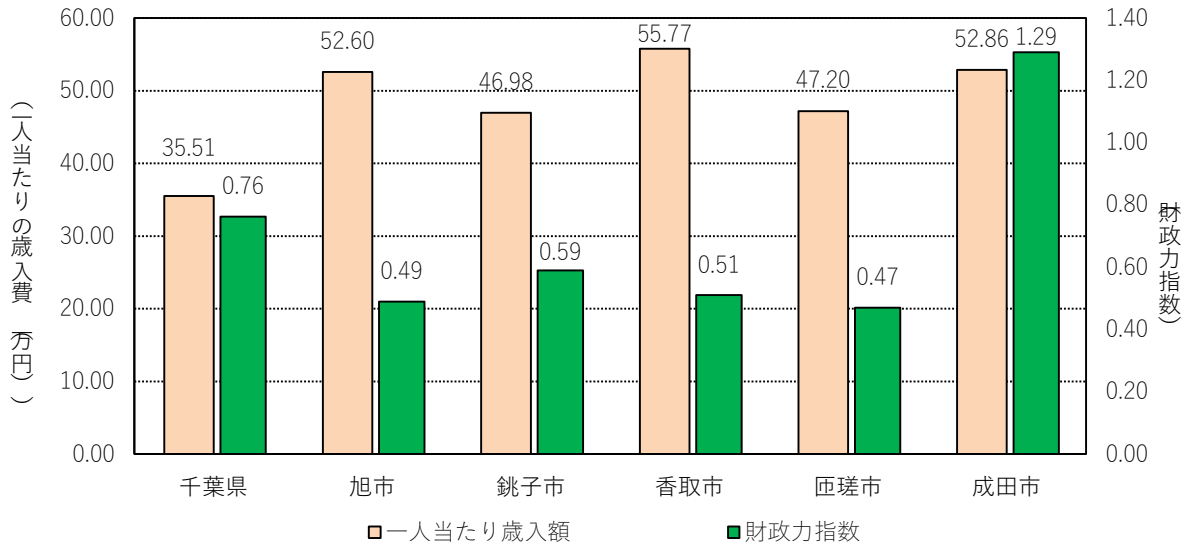


※財政力指数：(1)基準財政収入額 ÷ (2)基準財政需要額

(1)基準財政収入額：自治体の標準的な税収

(2)基準財政需要額：自治体が標準的な行政活動を行うために必要な財政規模

(資料)令和4年度(2022年)市町村別決算状況調(総務省)

## （3）公共施設の維持管理・更新等への影響

本市が保有する公共施設（建物）は、令和3年度（2021年度）基準にして、築30年超の老朽化した公共施設が52.2%で約半数を占めています。

また、公共施設将来施設整備費推計によると、現状の施設数のまま更新を行っていくと50年間で1,369億円（年平均27億円）の整備費が必要となります。

■築年別床面積割合（令和3年度基準）

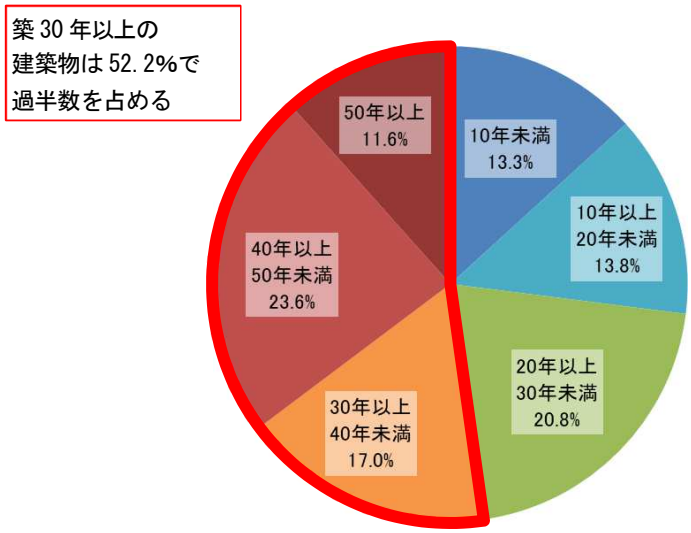


■公共施設将来施設整備費推計

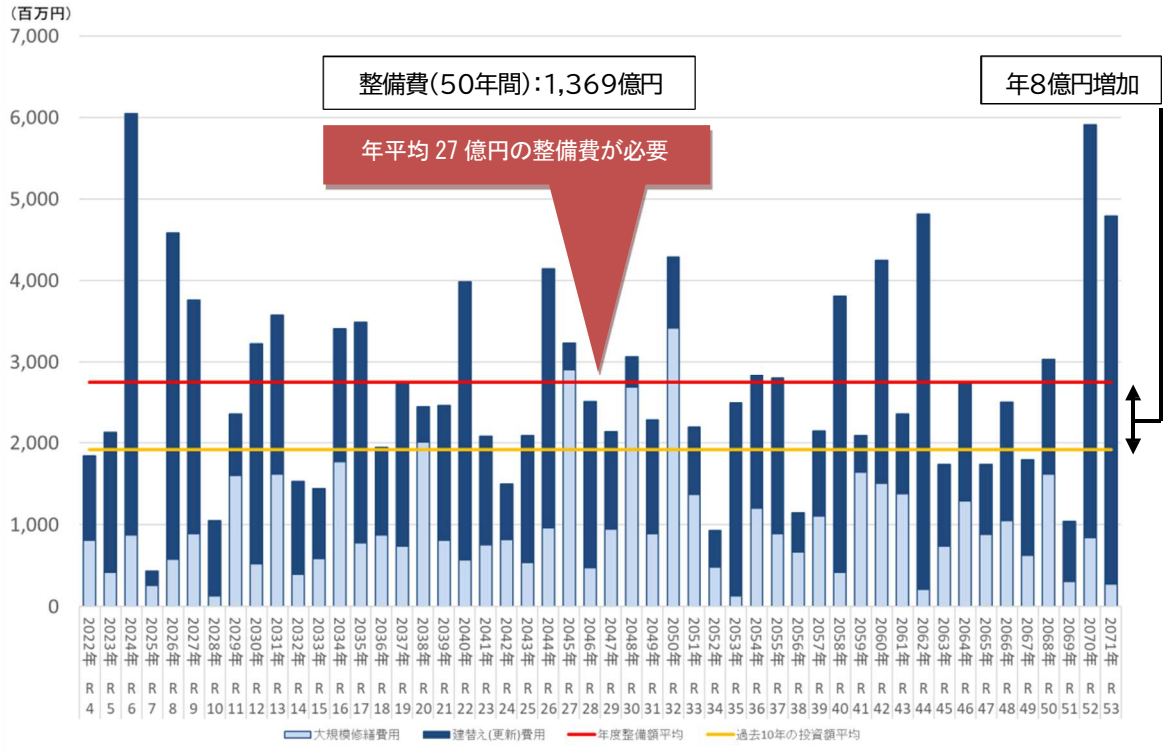


（資料）旭市公共施設等総合管理計画〈改訂版〉　令和4年（2022）月

# 第3　目指すべき将来の方向

## 1　人口戦略の方向性

日本全体として人口減少が進む中、本市においても、令和2年（2020年）現在の人口はピーク時と比べて 89%の水準となり、今後も人口減少が進むと予想されます。また、年少人口（0～14歳）の割合は、社人研準拠推計で令和2年（2020年）の11.3%から令和42年（2060年）に7.8%、老年人口（65歳以上）の割合は、同31.3%から42.2%になると推計され、人口構成の変化も見込まれます。

今後、人口がさらに減少することによって、労働力の減少、特に基幹産業である農業従事者数の減少や、行政サービス及びインフラ等を維持するための住民一人あたりコストの増加、空き家の増加などの生活環境の変化も考えられます。

そこで、本市では、人口減少の抑制とともに持続可能なまちづくりを進めていく中で、出生数回復、定住促進、地域産業支援、移住・交流促進に取り組むことが大切と考えており、そのためには本市の人口特性や強みを生かしていく必要があります。

本市には、自然環境と都市機能の両面で魅力があり、乳幼児から高齢者まで安心して暮らせる環境があります。今後、人口減少が避けられない中にあっても、本市で暮らすことの魅力を多くの人が享受できるようなまちづくりを進めていきます。

■本市の強みや人口特性を踏まえた人口戦略の方向性

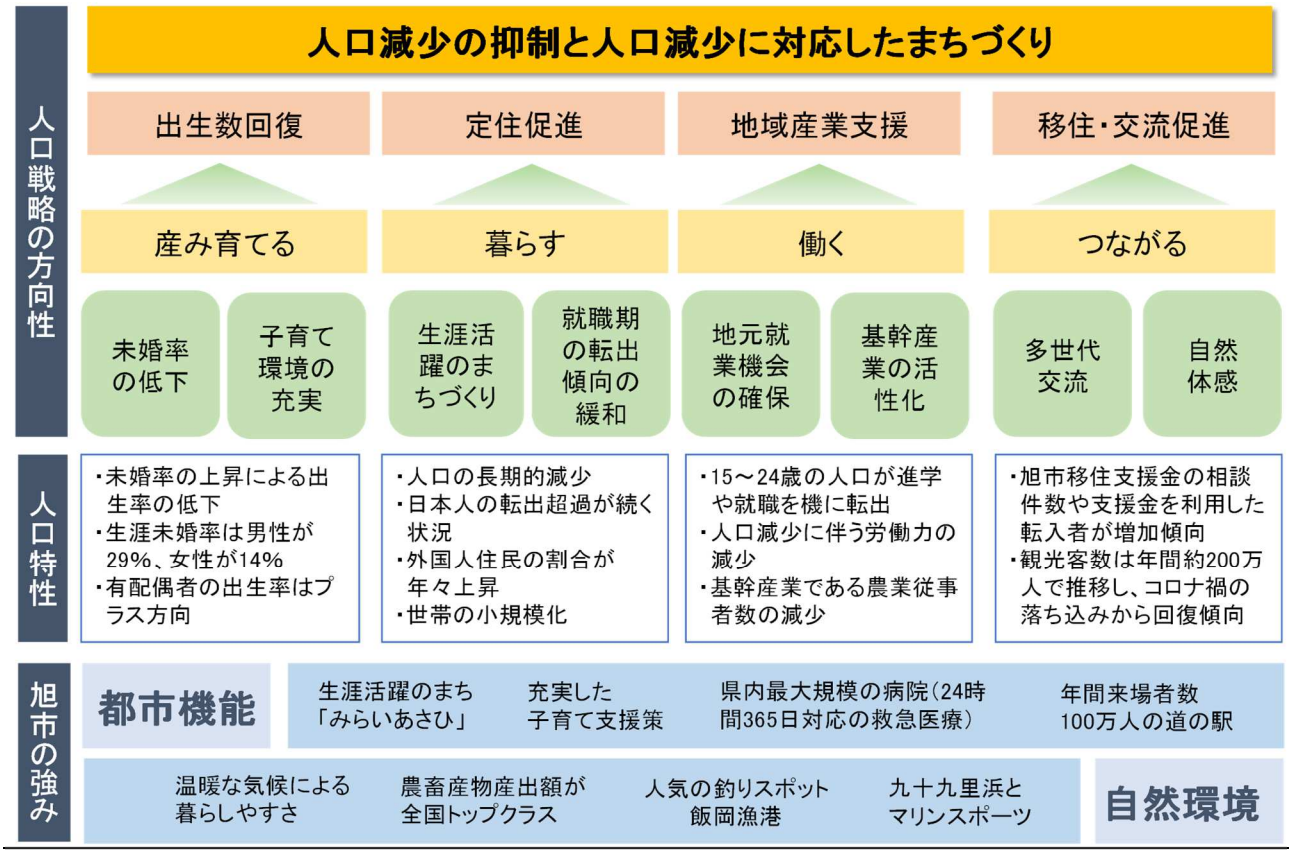

## 2 将来人口の目標

将来人口の目標について、第1期総合戦略の人口ビジョン（平成22年国勢調査基準）では、国民希望出生率の達成と、転出超過の状況から移動ゼロへと改善することにより、令和42年（2060年）に　48,000人を維持するという目標を掲げました。

その後、人口の最新データ（令和2年国勢調査）を基準に時点修正を行ったところ、令和42年（2060年）の人口は、第1期総合戦略（平成22年国勢調査基準）に48,185人だったものが、第2期総合戦略（平成27年国勢調査基準）に47,342人、今回の第3期総合戦略（令和2年国勢調査基準）では　45,048人となることが見込まれています。出生率や移動率が等しいにもかかわらず将来人口が減少する理由は、令和2年（2020年）時点の人口が過去に推計した時点よりも減少していることや、年齢別出生率が高い25～34歳の女性人口が減少していることが影響しています。

このように人口の見通しについては厳しい状況にありますが、令和42年（2060年）時点で45,048人の推計に対し、今後も女性活躍や子育て支援に積極的に取り組むとともに、健康や医療を核としたまちづくりを進めることで、第3期総合戦略の人口ビジョンにおいても引き続き、第1期人口ビジョンで掲げた目標人口48,000人の達成を目指すものとします。

あわせて、令和42年（2060年）の将来人口という長期目標を達成するためには、目標達成に向けた取組の効果検証と見直しを定期的に行う必要があることから、短期目標も設定することとします。具体的には、本計画期間（令和7年度～令和11年度）終了後の令和12年（2030年）時点で、59,616人の推計に対し、目標人口60,000人を目指すこととし、同年に実施予定の国勢調査の結果で確認することとします。

**市をあげて目指す「将来人口のチャレンジ目標」**

**短期目標　令和12年（2030年）　60,000人**

**長期目標　令和42年（2060年）　48,000人**

【将来人口目標の仮定値】

◆合計特殊出生率

令和12年（2030年）に国民希望出生率の1.80、その後、令和42年（2060年）まで維持する。

◆移動率

転入・転出による社会増減を転入超過と見込む。

# 第3編　総合戦略

## 第1　基本的な考え方

### 1　計画の役割・特色

旭市総合戦略は、新たなまちづくりを進めるための市政運営全般の指針を示すとともに、市民、地域、団体、企業、行政等が、デジタル技術を効果的に活用しながら、共に手を携え、連携・協働してまちづくりに取り組むために必要な施策の方向を体系的に整理したものです。

重点プロジェクトでは、デジタル技術を積極的に活用し、少子化に歯止めをかけるとともに、大好きなまち旭の魅力を一層高めながら、生涯にわたり健やかで幸せな暮らしの実現を目指します。また、令和4年度からスタートしたストップ少子化大作戦の理念を引き継ぎ、組織横断的な取組を推進します。この取組にあたっては、市民や事業者、各種団体ほか多様な関係者との連携・協働を柱に据えるとともに、政策間連携や地域間連携も重視します。

また、戦略の推進にあたっては、SDGs※の理念に沿い、ゴール達成に向けた取組と連携することで、各施策の一層の充実と実施効果の向上等の相乗効果が期待できることから、SDGsのゴールと各施策との関連性を整理し、全庁的にSDGsの視点を取り入れて推進することとします。特に、深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であり、カーボンニュートラル※やＧＸ※の視点も重視します。

あわせて、国が進める「デジタル田園都市国家構想」に基づき、分野横断的な「デジタル技術による地域課題解決」など、令和6年度～7年度で策定を進めているDX推進に関する計画を踏まえDX※の推進にも取り組みます。

### 2　計画期間

旭市総合戦略の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

### 3　進行管理

計画の進行管理については、将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価できるよう数値目標※を設定するとともに、各施策の進捗状況と実施効果を客観的に検証できるようKPI※（重要業績評価指標）を設定します。

あわせて、設定した数値目標等を基に、実施した施策、事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行い、PDCAサイクル（計画策定（Plan）→推進（Do）→

点検・評価（Check）→改善（Act））を確立します。

このPDCAサイクルを回しながら、将来都市像や将来人口目標の達成に向け、施策や事業内容を充実させ、実施効果を高めていきます。

また、PDCAサイクルを回していくにあたり、特に計画策定、推進面では市民や事業者等との連携、協働の視点を重視し、点検・評価、改善面では市民や事業者等との成果や課題の共有、共感を重視していきます。

※SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）：「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

※GX（グリーントランスフォーメーション）：太陽光や水素などのクリーンエネルギーを活用して温室効果ガスの排出量を削減するとともに、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

※DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用し、業務効率化やサービス改善を進めて住民の利便性向上を目指す取組。

※数値目標：将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価するために設定する定量的な指標。

※KPI（重要業績評価指標）（Key Performance Indicator）：各施策の進捗状況と実施効果を客観的に検証するための定量的な指標。

■PDCAサイクル

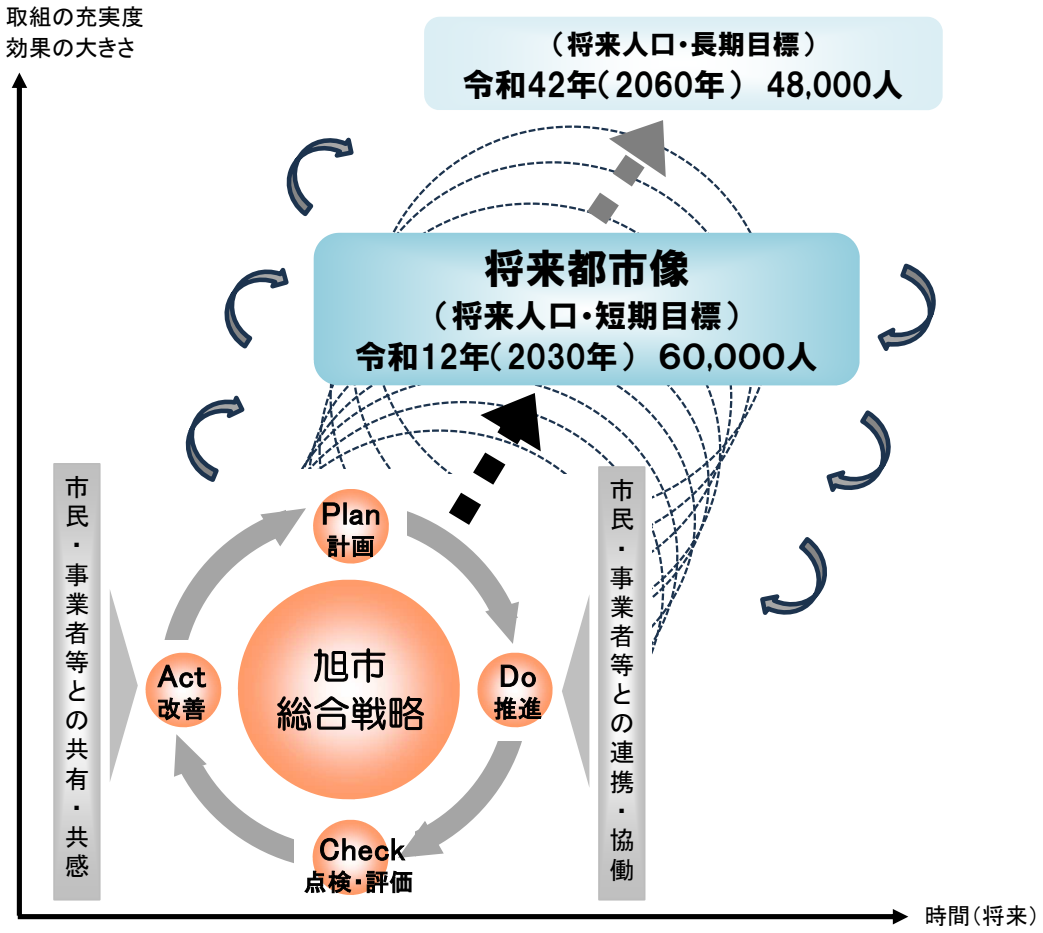

## 4　SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための世界共通の開発目標です。「誰一人取り残さない」世界の実現を目指すために、令和12年(2030年)までに目指すべき17の大きなゴールと169の具体的なターゲットから構成されます。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するにあたっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、政府としても、SDGsを原動力とした地方創生を推進するとしており、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。

本市もSDGsの理念をふまえ、持続可能な開発の3つの側面である「経済」・「社会」・「環境」のバランスがとれた政策を推進することを目指します。具体的には、重点プロジェクトや基本施策ごとにSDGsの17のゴールとの関連を示し、各施策を推進することによりSDGsの達成につなげていくこととします。

■SDGsの17のゴール

# 第2　旭市が目指す将来の姿

## 1　将来都市像

**「みんなで創る未来**
**ず～っと大好きなまち旭」**

**～　健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上　～**

将来都市像は、市の将来のあるべき姿であり、市民みんなで共有し、目指すまちづくりの共通目標です。

将来に向けて持続可能な“まち”を実現していくためには、本市で暮らし、働き、あるいは学び、活躍する市民の誰もが、将来にわたり「ず～っと大好き」で「住み続けたい」と思えるまちづくり、さまざまな理由で本市を離れても「いつかは帰ってきたい」と思えるまちづくりの視点が重要です。

また、観光等で市を訪れる多くの人たちにも、本市のファンになってもらい、「また来たい」あるいは「住んでみたい」と思ってもらうことも重要です。

そのためにも、本市の有力な地域資源である旭中央病院や全国トップクラスの農業とそれを基盤とした商工業の集積、及び里山里海の豊かな自然と食文化を、市の魅力＝市民の「宝」として、さらに磨きをかけ、最大限に生かすとともに、強力に発信していくことが重要です。

これからは、人口減少と環境問題への対応といった厳しい状況が続くなか、「ず～っと大好きなまち旭」という未来を、市の魅力（宝）を活かしながら、市民みんなの力で創り上げていくことがとても重要になってきます。そして市民一人ひとりが、市の魅力を認識し、地域課題の解決を自分ごととして捉え、まちづくりに積極的に参加することで、市への愛着心と誇り「シビックプライド※」を育むことができます。

そして何より重要なことは、市民一人ひとりが心身ともに健康で、まちづくりの思いや能力を十分に発揮できる、健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”を向上させることです。

※ウェルビーイング（Well-being）【再掲】：世界保健機関（WHO）憲章では、ウェルビーイングを「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」という趣旨で用いている。

※シビックプライド：「地域への誇りと愛着」を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという市民の“思い”を指している。

## 2　土地・空間利用の基本的な考え方

市内の土地及び空間は、市民にとって大切な資源であり、生活や生産に通じる諸活動の重要な基礎となります。この資源を最大限に活用するため、交通の利便性や社会経済情勢の変化等を考慮し、将来に向けた発展性、安全・安心の向上等を踏まえて、人や企業に選ばれる土地・空間利用の方向性を示します。

### 【ゾーニング】

市域の土地・空間の効果的な機能分担を図るため、土地利用における主要な活用方法のゾーニング※を定め、適正な利用を進めます。

また、市域を「住居系ゾーン」、「商業系ゾーン」、「農業系ゾーン」、「水産系ゾーン」、「緑地系ゾーン」の5つのゾーンに区分し、各ゾーンの特長や地域資源を生かした土地利用を進めます。

さらに地域行政や交流等の核となる「都市拠点」、「地域生活拠点」、「医療福祉拠点」、「交流拠点（道の駅）」、「工業拠点」、「環境衛生拠点」、「歴史・文化拠点」、「健康・スポーツ・レクリエーション拠点」を連携・活用し、一体の都市として均衡ある発展を推進します。

※ゾーニング：都市計画や建築プランなどで、空間を用途別に分けて配置すること。

### 【地域特性を生かした土地利用の推進】

複数の連携軸が交わる拠点には、住宅、賑わい施設、産業等の複合的な活用を進め、交流定住人口の増加を図るとともに、地域の基幹的な中核病院である旭中央病院及び周辺の福祉関連施設一帯を医療・福祉拠点として位置付け、医療・福祉サービス機能の充実と交通アクセス等利用しやすい環境整備と有効利用を進めます。

■土地･空間利用イメージ図

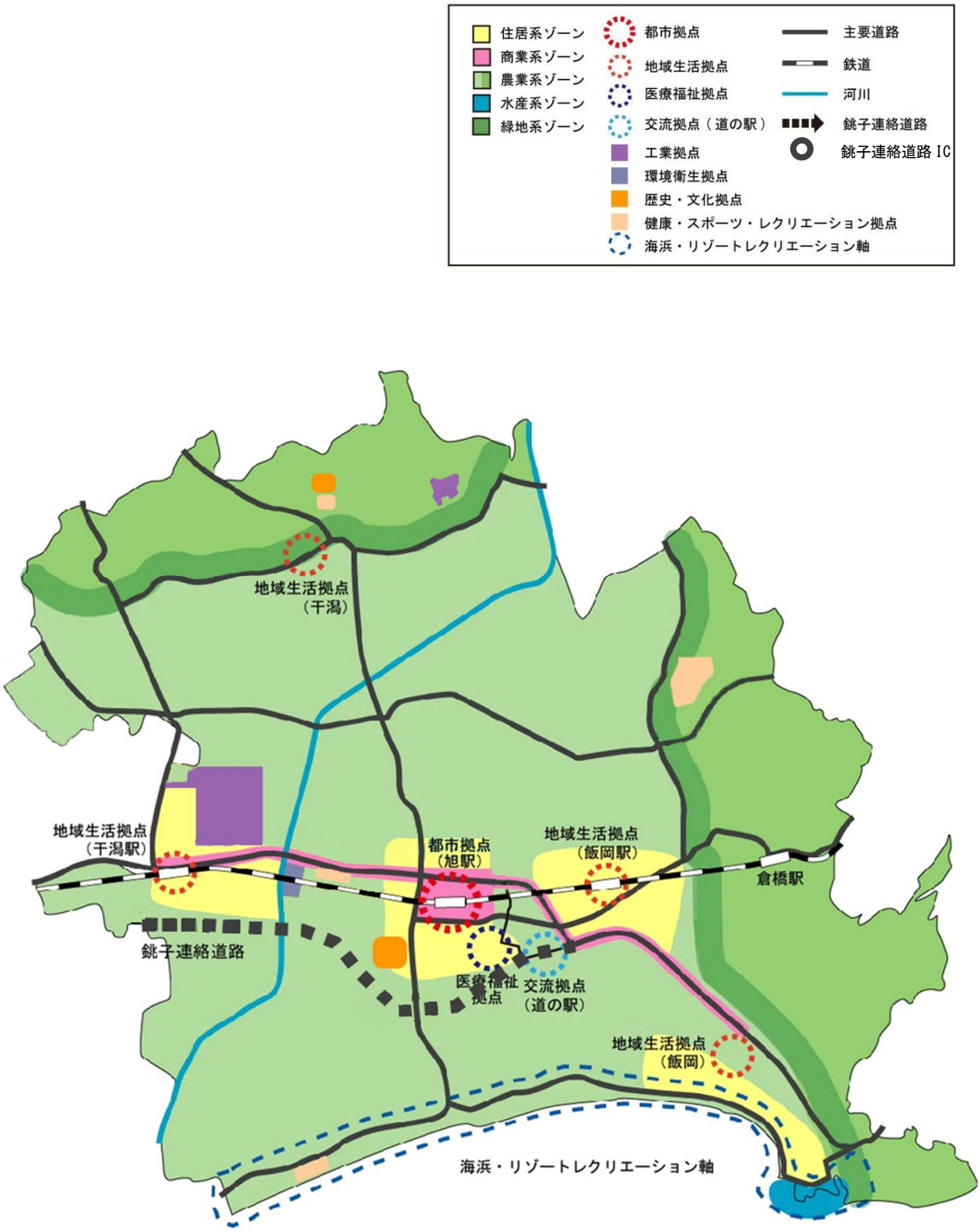

## 3 基本目標

将来都市像の実現に向けて、戦略的に推進していくための４つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実行していきます。

あわせて、国が進める「デジタル田園都市国家構想」に基づき、基本目標（1）～（4）の有効性・実効性を高めるため、分野横断的な目標（取組方針）として「デジタル技術による地域課題解決」を位置づけ、各目標分野におけるDXを推進します。

また、基本目標の達成度を評価、測定するため、各基本目標に数値目標※を設定します。

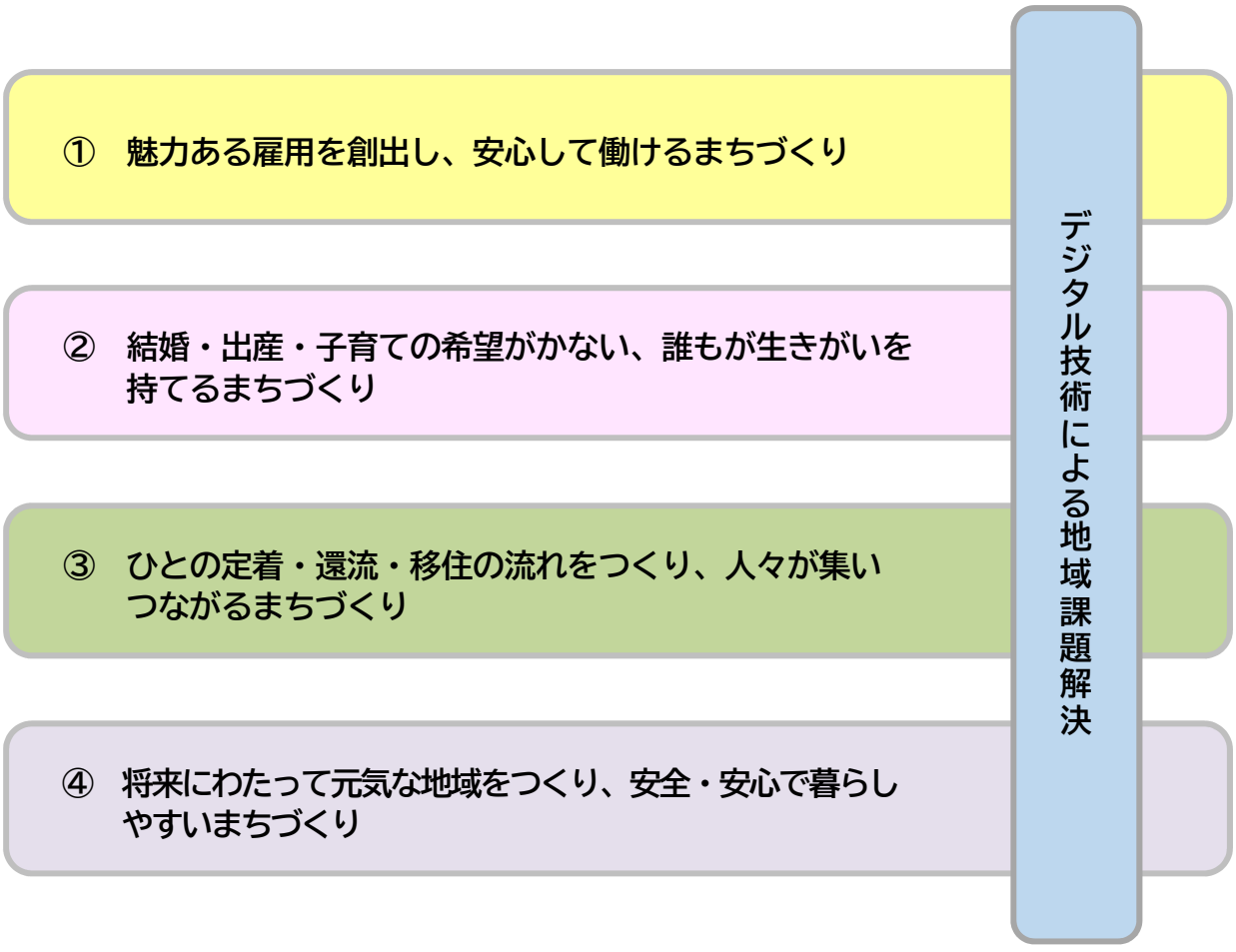


※数値目標【再掲】：将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価するために設定する定量的な指標。

① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり

| ◆ 目標の方向性 |
| --- |
| ● 地域資源と立地特性を生かした産業振興や起業・創業支援により、地域の活力を高めるとともに、魅力ある雇用を創出し、若者等の移住・定住の促進につなげます。<br>● 豊かな自然や食の恵み、歴史・文化資源などを生かした魅力の発信と観光振興により、地域経済の活性化と雇用創出を図るとともに、多くの“旭ファン”を増やすなど関係人口の創出に取り組みます。<br>● これらの取組の実効性を高めながら着実に推進するため、デジタル技術を活用するとともに、チャレンジ精神や熱意のある人材を育成し活躍できる場の創出に取り組みます。 |

| ◆ 目標達成のための評価指標（数値目標） | 基準値<br>（基準年度） | 目標値<br>（目標年度） |
| --- | --- | --- |
| 生産年齢人口比率（15歳以上65歳未満） | 57.1%<br>（令和5年度） | 55.7%以上<br>（令和11年度） |
| 市民アンケートで「雇用の確保」に満足（満足＋やや満足）と回答した人の割合 | 35.7%<br>（令和5年度） | 60.0%<br>（令和11年度） |

② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり

| ◆ 目標の方向性 |
| --- |
| ● 結婚・出産から子育て・こどもの自立までを総合的に支援し、誰もが子育てと仕事等を両立しながら自己実現ができる地域社会の実現を目指します。<br>● 次代を担うこどもたちの健やかな成長のため、デジタル技術も活用し、全てのこどもが公平かつ快適に学習できる教育環境の整備、充実に取り組みます。<br>● これらの取組の効果を高めるとともに地域へ波及させるため、学校・家庭・企業・地域が互いに連携・協働し、地域全体で学び合い、育て・育ち合う環境づくりと体制構築に取り組みます。 |

| ◆ 目標達成のための評価指標（数値目標） | 基準値<br>（基準年度） | 目標値<br>（目標年度） |
| --- | --- | --- |
| 合計特殊出生率 | 1.38<br>（令和5年） | 1.80<br>（令和11年度） |
| 市民アンケートで「子育て支援」に満足（満足＋やや満足）と回答した人の割合 | 56.5%<br>（令和5年度） | 70.0%<br>（令和11年度） |

③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり

| ◆ 目標の方向性 |
| --- |
| ● 豊かな自然環境のもと、充実した医療・福祉や子育て、雇用、居住等の環境の創造、及び本市の魅力の積極的かつ効果的な発信により、ひとの定着・還流・移住の流れをつくります。<br>● 多世代の多様な交流・活躍の場等の創出により、人々が集い、つながる、協働・共創と支え合いのまちづくりを促進します。<br>● これらの取組に市民や事業者が自分ごととして関わることで、本市への愛着心と誇り“シビックプライド”が醸成され、地域の絆やつながりが一層強まるような地域づくりの好循環を目指します。 |

| ◆ 目標達成のための評価指標(数値目標) | 基準値<br>(基準年度) | 目標値<br>(目標年度) |
| --- | --- | --- |
| 人口の社会増減 | △21 人<br>(令和2～5年平均) | 増加<br>(令和11年度) |
| 市民アンケートで「旭市が好き」と回答した人の割合 | 66.6%<br>(令和5年度) | 70.0%<br>(令和11年度) |

④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

| ◆ 目標の方向性 |
| --- |
| ● 市民の誰もが心身の健康増進に関心を持ち、日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組むことができる環境と仕組みを整えるとともに、充実した保健・医療・福祉サービスを適切に受けることができる環境と体制の一層の充実に取り組みます。<br>● 旭の豊かな自然と共生し、カーボンニュートラルへの取組を推進するなど、環境にやさしい持続可能なまちづくりを目指します。<br>● 包括連携協定などを活用した市民協働や公民連携により、デジタル技術も活用しながら地域の課題解決と活性化を図り、誰一人取り残されることなく、生涯にわたり安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。 |

| ◆ 目標達成のための評価指標(数値目標) | 基準値<br>(基準年度) | 目標値<br>(目標年度) |
| --- | --- | --- |
| 平均自立期間(日常生活動作が自立していて、介護を必要としない期間) | 男性 79.1 歳<br>女性 82.8 歳<br>(令和5年度) | 上昇<br>(令和11年度) |
| 市民アンケートで「旭市にずっと住み続けたい」と回答した人の割合 | 52.2%<br>(令和5年度) | 70.0%<br>(令和11年度) |

# 第3　重点プロジェクト

将来都市像と将来人口目標を達成するためには、全ての施策を画一的に展開するだけでは、部局横断的な対応による課題解決や事業実施による相乗効果の発現は見込めず、目標達成も危ういものとなります。

旭市総合戦略では、将来都市像と将来人口目標の達成に向け、特に施策全体をリードし、重点的に取り組むべきテーマとして、旭ブランド創出、こども・子育て応援、つながる地域づくり、“健やかで幸せな”暮らしを守るの ４ 点を重点プロジェクトと位置づけ、それぞれデジタル技術による地域課題解決の視点を取り入れながら、分野横断的かつ積極的な事業展開を行っていきます。

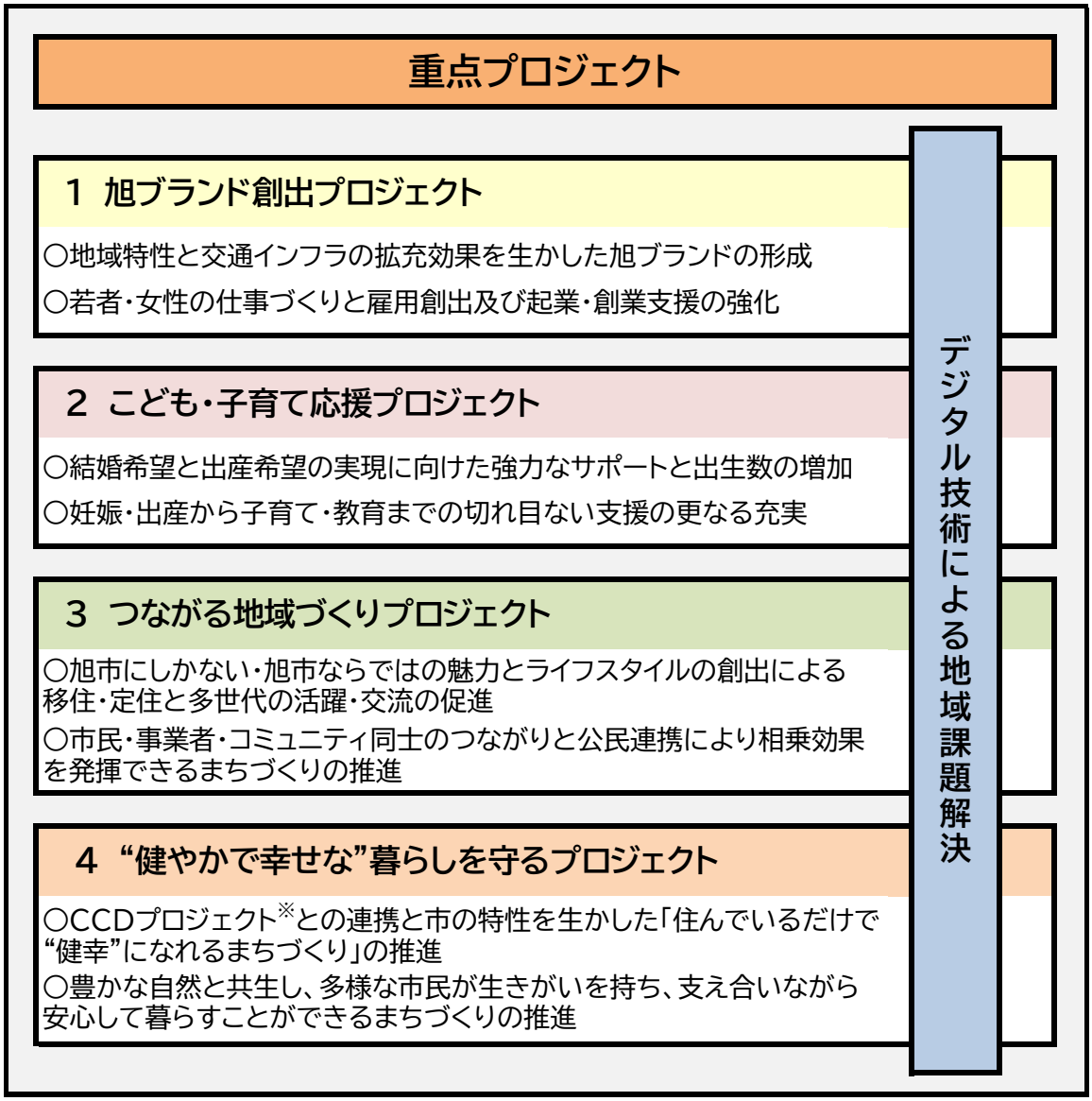


※CCDプロジェクト（Cities Changing Diabetes）【再掲】：旭市と千葉大学医学部附属病院、ノボノルディスク ファーマ株式会社が協定を締結し進めている糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動及び共同研究
※健幸【再掲】：健やかで幸せな生活

## 1 旭ブランド創出プロジェクト

### (1) プロジェクトのねらい

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の活力、“健幸”なまちづくりを推進するためには、本市が移住・定住、事業・生産活動、学び、健康・生きがいづくり等の面で選ばれることが大切であり、本市に住み続けたい人、遊びに来たい人、働きたい人、学びたい人、また、一緒にまちづくりをしたいと思う人を増やしていくことが重要です。

このため、市民や事業者が本市をよく知り、あるいは新たな魅力や強みを発見または創出し、他地域にはない本市ならではの価値を「旭ブランド」として磨き上げるとともに強力に発信していく取組を展開します。

### (2) プロジェクトの柱

#### ① 地域特性と交通インフラの拡充効果を生かした旭ブランドの形成

- 美しい緑と海に恵まれた豊かな自然と県内トップクラスの盛んな農業、救急救命センターを有し高度先進医療を提供する旭中央病院と豊富な福祉資源を核とする地域医療・福祉体制、圏央道大栄 JCT～松尾横芝 IC 間の開通(令和8年度(2026 年度)予定)と銚子連絡道路の整備促進(横芝光 IC～匝瑳 IC 間令和6年(2024 年)3 月 31 日開通、本市内は事業中)、及び成田空港の更なる機能強化(令和 10 年度末(2028 年度末)供用予定)などの地域特性やプラス要因を最大限に生かした取組を推進します。
- 特に、干潟八万石の穀倉地帯から九十九里浜にかけて、水稲、野菜、果物、花卉、畜産物から水産物まで多種多様な農水産物が収穫・漁獲されることから、まさに旭は「食の宝庫」です。また、本市にはサーフィンや釣りなどのアクティビティやご当地グルメまで魅力的な観光スポットが多数存在し、中でも屏風ヶ浦や太平洋と九十九里浜を一望できる刑部岬は絶景スポットであり、隣接する飯岡漁港周辺では新たに「海業※」の取組も始まり、魅力度が一層高まることが期待されます。さらに、SDGs※や地方創生などに取り組む特色ある企業の存在も、市のイメージアップとアピールにつながります。
- 大切なことは、このような魅力を多くの人に知ってもらい、実際に本市に来訪して楽しんでもらうとともに、満足し、評価していただくことでブランド価値が形成されることです。
  そのためには、先述した地域資源やプラス要因、観光資源を、市民や市内企業が「地域の

宝」と認識するとともに誇りに思い（シビックプライド※）、市や観光関係者と一緒に市を挙げて魅力度を高める地域ブランドを目指していくことが重要です。

② 若者・女性の仕事づくりと雇用創出及び起業・創業支援の強化

- 出生数を増やし少子化に歯止めをかけるためには、地域に多くの子育て世代の存在が不可欠であり、生活基盤となる仕事と雇用の創出が求められます。このため、農水産業、商工業、観光業など市内産業の活性化により安定した雇用を確保するとともに、本市の立地特性や地域資源を活用した起業・創業へのチャレンジを支援します。
- 特に農漁業者の高齢化、後継者不足が深刻化していることから、移住・定住促進の視点を持ちながら、農水産業の新規就業者など担い手の確保・育成に注力します。あわせて、市内企業の経営改善と魅力ある職場の創出、並びに中心市街地や商店街の活性化に向け、商工会ほか関係団体等との公民連携により取り組みます。
- このような取組の効率性と実効性を高め、より魅力的な企業、産業として成長していくため、観光 DX※やスマート農業※などデジタル技術の活用の促進を支援します。

【主な取組事業】

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| 成田空港の活用 | 成田空港活用協議会等と連携し、成田空港を活用した効果的な情報発信等を通じて、産業振興やインバウンド観光の推進に取り組みます。 |
| 飯岡漁港活用（海業※推進） | 飯岡漁港周辺の海・海浜の自然から観光、農業関係まで多様な地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食・土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリンレジャーなどの取組により、漁業者の所得の向上及び地域全体の活性化を目指します。 |
| 女性デジタル人材育成推進 | 子育て・介護等で在宅が多い女性の自営型テレワーカーの育成及び就労支援を行います。 |
| 事業者のデジタル化支援 | 事業者のデジタル化への関心を高めるとともに、伴走支援を行い、デジタル技術の導入を推進します。 |
| 観光イベント事業 | マスメディアを活用したPRや補助金などによる観光イベントの支援を行います。 |
| 観光資源創出プロモーション | 新たな観光資源の創出や観光キャンペーンの実施、マスメディアやSNS等を活用した観光資源のPRを行います。 |
| 道の駅「季楽里あさひ」交流拠点の形成 | 観光や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭市」の産業・観光・地域の振興、シティセールス※、交流、地産地消の推進を図ります。 |
| 創業支援事業 | 創業支援ワンストップ相談窓口の設置や、商工会との連携により創業支援セミナーを開催し、起業・創業などを支援します。 |

| | |
|---|---|
| 地域職業相談室運営支援事業 | 就業希望者に求人・求職情報等を提供する地域職業相談室に補助員を配置し、利用者の利便性の向上を図ります。 |
| 旭市雇用対策協議会との連携 | 旭市雇用対策協議会と連携し、地元及び近隣高校生を主な対象とした市内企業による会社説明会や地元企業への就労促進を実施します。通常個別に対応している求職者との面接や会社説明を合同で行います。 |
| 企業誘致等支援 | 新規立地企業や一定以上の設備投資を行った既存企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付により産業振興を図ります。<br>関係機関との連携による情報収集・共有のほか、企業とのマッチングの場に参加し企業誘致を推進します。 |
| 農業経営基盤強化促進事業 | 安定的な農業経営を行おうとする地域の担い手（認定農業者等）を育成・確保するとともに、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進するため、総合的な支援を行います。 |
| 新規就農総合支援事業 | 新規就農者の確保と育成を図るため、総合的に支援します。 |
| 転入者農業チャレンジ支援 | 本市の農業労働力不足の緩和、新たな農業の担い手の確保を図るため、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者等の家賃を補助（旭市転入者農業チャレンジ支援金）します。 |
| 園芸生産強化支援事業 | 農産物の安定供給と省力・低コスト化技術による経営規模拡大の推進と産地の生産力強化を図ります。 |

### （3） 取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、（1） に掲げたプロジェクトのねらいの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和11年度） |
|---|---|---|---|
| 農業産出額 | 令和4年度 | 501億円 | 530億円 |
| 道の駅「季楽里あさひ」年間売上額 | 令和5年度 | 9億7,724万円 | 10億円 |
| 観光入込客数 | 令和5年 | 210万人 | 213万人 |
| 旭市地域職業相談室における就職者数 | 令和3～5年度平均 | 537人 | 600人 |

※以降の用語解説（※印）については、巻末の「用語解説」をご参照ください。

## 2 こども・子育て応援プロジェクト

### (1) プロジェクトのねらい

市が掲げる将来人口のチャレンジ目標　短期目標：令和12年（2030年）60，000人、長期目標：令和42年（2060年）48，000人を達成するためには、少子化に歯止めをかけることが何より重要です。

そのため、結婚や出産の希望をかなえるとともに、2人目、3人目のお子さんを希望することが可能な安心かつ充実した子育て環境の整備に向けた取組を展開します。

また、未来を担うこどもたちが、公平に、多くの学びや遊び、スポーツを経験し、地域に愛され、将来に夢や希望を持っていきいきと成長する環境づくりを、こどもの権利を尊重する視点に立って推進します。

あわせて、これらを実現すべく、学校教育に加えて多様なこどもの居場所や活躍の場と機会の充実に取り組むとともに、大学等と連携したICT講座やデジタル技術を活用した教育DXを推進します。

### (2) プロジェクトの柱

#### ① 結婚希望と出産希望の実現に向けた強力なサポートと出生数の増加

- 結婚希望の実現並びに出産希望の実現に向けて、結婚や出産に安心して前向きになることができるよう、市を挙げて親身かつ強力にサポートします。

#### ② 妊娠・出産から子育て・教育までの切れ目ない支援の更なる充実

- 妊娠・出産から子育てまで、当事者に寄り添い、心身の両面と経済面も含め、安心かつ充実した支援に、市を挙げて取り組みます。あわせて、2人目、3人目の出産希望を抱き、実現できるようなサポートと環境づくりに注力します。そして、学校教育や学校生活においても、全てのこどもが、切れ目のない学びと成長を持続できるよう支援していきます。
- 子育て施策と同時に、こどもだけでなく、その保護者の幸せも重要であるため、デジタル技術の活用により、相談しやすい環境や、手続き時間の短縮などを図ることで、そのゆとりがこどもの幸せにつながるような環境の構築を目指します。
- これらの取組の推進には市内企業の理解と協力が不可欠であることから、子育て世帯を応援し、こどもの成長をやさしく見守りサポートする企業の取組を支援します。

【主な取組事業】

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| 出会いの場創出 | 結婚を希望する人へ、さまざまな婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体等との連携を図っていきます。 |
| 出産祝金支給事業 | 1年以上本市に住民登録があり居住している人で、第1子を養育し、第2子以降を出産して養育する父母に10万円、第2子以上を養育し第3子以降を出産して養育する父母に20万円を支給します。 |
| 第3子以降保育料の無料化 | こどもが3人以上いる家庭で、保育所・認定こども園等に入所している0歳児から2歳児までの第3子以降で要件を満たす場合、保育料が無料となります。 |
| 第3子以降学校給食費無償化 | 本市在住で子を3人以上扶養し、第3子以降の児童生徒が市内小中学校に在学している場合、3人目以降の学校給食費を無償にします。 |
| 子ども医療費助成事業 | 本市に在住する0歳から高校生等までの児童・生徒の通院及び入院に要した医療保険適用の医療費を助成します。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、センターが連絡調整を行い、会員が主体的に行う育児援助活動の推進を図ります。 |
| 乳幼児紙おむつ給付事業 | 0歳児、1歳児の乳幼児を養育している人に、月額3,000 円分の紙おむつ購入券を支給します。 |
| 育児支援事業 | 安心して育児に取り組めるよう、各種教室の開催や訪問指導等を実施し、育児に関する知識の普及を図るとともに、仲間づくりを支援します。 |
| 放課後児童クラブ運営事業 | 共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成と子育て支援を図ります。 |
| 学校・地域いきいきライフプラン推進事業 | ふるさと旭を愛し、地域の課題解決に向けて活躍できる人材を育てることを目的に、学校と地域が一体となって、より良い教育の実現に取り組む「コミュニティ・スクール※」と、相互がパートナーとして行う「地域学校協働活動」を推進します。 |
| 家庭教育の充実 | 各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、こどもの心の理解等、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。 |
| 英語教育パワーアッププロジェクト | ALTやTA※の配置などにより、市内小・中学校での英語教育を強化することで、英語力向上と、子育て世代の人口流出の抑制、人口流入の促進を図ります。 |
| こども家庭センターの相談・支援 | こども家庭センターにおける相談支援体制を整備し、全てのこどもと家庭に対して切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消を図ります。 |

| | |
|---|---|
| 保育所ICT整備事業 | 保育所業務にICTを導入することにより、保護者との連絡等のコミュニケーションや利便性の向上を図るとともに、業務を効率化してこどもと向き合う時間を増やし、より良質な保育サービスの実現を目指します。 |
| 特定不妊治療助成事業 | 不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 |

### （3）取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、（1）に掲げたプロジェクトの狙いの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和11年度） |
|---|---|---|---|
| 出生数 | 令和５年 | 385人 | 400人 |
| 公立保育所利用者の保育環境・保育内容の満足度 | 令和５年度 | 77.8% | 85.0% |
| 児童・生徒の学校生活に対する満足度（市内小・中学校平均） | 令和５年度 | 90% | 93% |

## 3 つながる地域づくりプロジェクト

### (1) プロジェクトのねらい

多世代にわたる市民や都市住民等の来訪者が、本市の地域特性や「生涯活躍のまち・みらいあさひ」等の地域資源を最大限に生かし、相互に多様な交流を展開し、活力を創造しながら、支えあい、生涯にわたり生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

また、まちづくりや地域活動を促進する場として都市公園を有効に機能させるため、Park-PFI※など公民連携の手法も視野に入れた取組を検討します。あわせて、市民の外出機会の増加や交流には移動手段が重要となるため、公共交通の利便性と快適性の向上に向け、デジタル技術の活用による交通 DX※やクリーンエネルギーの活用による環境にやさしい交通 GX※への取組も検討を進めます。

あわせて、このようなまちづくりを、市民など地域のさまざまな主体がつながり、連携・協働しながら進めることで、将来都市像に掲げた「みんなで創る」の実現を目指します。

### (2) プロジェクトの柱

#### ① 旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイルの創出による移住・定住と多世代の活躍・交流の促進

- 旭中央病院や道の駅「季楽里あさひ」を含む「生涯活躍のまち・みらいあさひ」エリアを中心に、JR旭駅周辺の中心市街地とも連携し、多世代にわたる市民や都市住民等の来訪者の多様な活躍・交流の場と機会を創出するとともに、これら「みらいあさひ」の活動により派生する効果を市全域に波及させます。

#### ② 市民・事業者・コミュニティ同士のつながりと公民連携により相乗効果を発揮できるまちづくりの推進

- 各種まちづくりや地域活性化への取組の中で、市民や事業者、コミュニティ同士がつながり、あるいは行政と市民や事業者、コミュニティが連携・協働し、それぞれが有する経験や知見、感性が触発し合うことで、創造的かつ効果的な相乗効果が生まれるまちづくりを目指します。
- 本市の知名度アップに向け、ロケツーリズムを活用したシティプロモーションや市の後援イベントの推進、さらに魅力的な都市公園の創造を公民連携で取り組み、市内外に効果

的に発信することで、シビックプライドを醸成するとともに、交流人口の誘致と関係人口の創出につなげます。

【主な取組事業】

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| 生涯活躍のまちみらいあさひ・ローカルチャレンジャー育成プログラム推進 | ローカルチャレンジャー育成プログラム卒業生による中心市街地等における空き店舗等を活用した起業・創業及びリノベーションまちづくりを推進します。 |
| 移住定住特設サイト・相談窓口設置（移住サポートセンター運営） | 「旭市への転入を考えている」、「移住者への支援を知りたい」など、本市への移住に関する相談にワンストップで対応し、移住の促進と旭ファンづくりを進めます。 |
| 定住促進奨励金交付事業 | 定住を目的に新たに本市へ転入し、新築住宅の建設・購入又は中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大 150 万円を交付します。 |
| 若者世帯住宅整備支援金 | 市内に在住の若者（39 歳以下）が、定住する意思をもって市内事業者から新築住宅を取得した場合に最大 100 万円の奨励金を交付し、少子化対策及び地域経済の活性化を図ります。 |
| 幽学の里で米づくり交流事業 | 大原幽学ゆかりの水田を活用し、米づくり体験を中心に都市住民等と交流活動を実施することで、豊富な農水産物と観光資源のPRを図ります。 |
| 日本一身近な海づくり推進事業 | 海岸を地域振興のツールと位置づけ、一年を通して海岸で楽しめるような環境づくりを目的としたイベント「ぽるぽろ※（事業名：日本一身近な海づくり推進事業）」の実施により、旭の海を身近に感じ、レクリエーションやビーチクリーンを中心にさまざまな活動や交流の展開を進めます。 |
| 旭の魅力発信事業 | 行政情報や地域情報の充実と速やかな発信に努めるとともに、広聴や市民の市政参加の窓口としてホームページやLINE等のSNS※を活用し、より身近な情報発信を行います。 |
| 旭市観光大使の活用 | 本市にゆかりのある有名人等を観光大使として、全国に市の魅力を広く宣伝し、イメージの向上を図ります。 |
| 旭市イメージアップキャラクター活用事業 | イメージアップキャラクター「あさピー」を活用し、本市のさまざまな魅力や特性を市内外に効果的及び積極的に発信することで、本市のイメージアップを図ります。 |
| ふるさと応援寄附推進事業 | 本市への寄附者に対し特産品や体験型の返礼品を提供することで、本市の魅力を全国に発信し、知名度の向上、産業の活性化、関係人口の増加を図るとともに財源の確保に努めます。 |
| 公共交通利用促進（コミュニティバス・デマンド交通等） | 総合公共交通マップの作成・配付、公共交通を利用した移動モデルプログラムの作成やバスの乗り方教室の実施、車内放送による地域の魅力紹介など、公共交通の利用促進につながる取組を進めます。 |

（3）取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、（1）に掲げたプロジェクトの狙いの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和11年度） |
|---|---|---|---|
| ふるさと応援寄附額 | 令和５年度 | ２億1,027万円 | 7億円 |
| 市内での映画やテレビのロケ実施件数 | 令和3～5年度平均 | 24件 | 50件 |
| 旭市公式LINE登録者数（ブロック者除く） | 令和５年度 | 4,459人 | 10,000人 |

## 4 “健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト

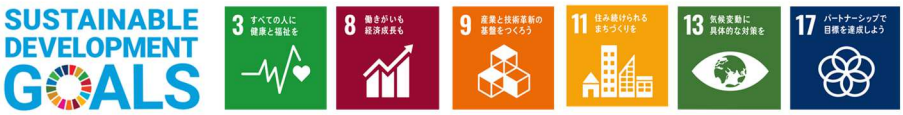


### (1) プロジェクトのねらい

本市は、豊かな自然環境と食の恵み、診療圏人口90万人の旭中央病院と豊富な福祉資源を核とする地域医療・福祉体制を有し、世界 45 都市以上、日本では本市と福島県郡山市の2都市で展開されている CCD プロジェクト※に取り組んでいます。これらの地域特性と取組を最大限に生かして、市内の医療・福祉及びスポーツ・健康関係機関の密接な連携のもと、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりをサポートするとともに、老若男女、障がいの有無にかかわらず、住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりを目指します。

あわせて、全庁的に SDGs の視点を取り入れて施策を推進するとともに、本市の宝である豊かな自然環境を守り後世に引き継ぐため、国が進めるカーボンニュートラル※や GX※の視点を重視し、私たちの暮らしや産業振興のなかで環境共生への意識をより一層強く意識するよう努めます。本市は、このような取組の第一歩として「ゼロカーボンシティ宣言」を行います。

また、健やかで幸せな暮らしの土台となる安全安心な防災体制を構築するため、デジタル技術を有効に活用するなど防災 DX にも取り組んでいきます。

### (2) プロジェクトの柱

#### ① CCD プロジェクトとの連携により市の特性を生かして「住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくり」の推進

- CCD プロジェクトは糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動・研究ですが、この取組を健康増進の象徴と位置づけ、包括的な疾患予防を通して市民の糖尿病リスクの軽減はもとより、健康づくり全般への意識を高めます。
- 具体的には、CCD プロジェクトとしてすでに実施されているウォーキングや食事改善等の取組を持続、拡充させるとともに、糖尿病も含めた生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中等）の改善とリスク低減を図るべく、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善を市民一人ひとりが意識し、実行することを目指します。こうした健康づくりに無理なく、楽しく取り組むため、市内の自然や公園、まちなかなどを、自分のペースで気軽に楽しく歩けるような環境を整える「歩いて楽しいまちづくり」も効果的です。

- また、市民が働く職場における健康管理も重要かつ有効であることから、市内事業所と協力し、市を挙げて健康への取組を進めます。

② 豊かな自然と共生し、多様な市民が生きがいを持ち、支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりの推進

- 本市の里海里山の豊かな自然とその恵みを、市の宝として大切に守りながら後世に継承するとともに、市民生活の質の向上につなげていきます。あわせて、本市の魅力あふれる環境のもとで、老若男女、障がいの有無などにかかわらず、多様な市民が生きがいを持ち、互いに支え合いながら安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。特に高齢者の方々が、生涯にわたり健康で幸せに暮らし続けるために、支えられるだけでなく支える側にも立ち、生きがいをもって多方面で活躍できるような環境づくりも進めます。
- 深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であることから、本市としても「2050年$CO_2$（二酸化炭素）実質排出ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、環境との共生とカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。
- これらの取組により、環境と共生しながら、市民一人ひとりが生きがいを持ち、将来都市像である「ず～っと大好きなまち旭」のまちづくりに参加し、心身ともに健康で充実した人生を送ることができるよう、市を挙げて取り組みます。

【主な取組事業】

| 事業名 | 事業内容 |
|---|---|
| 健康づくり事業 | 生活習慣病予防やがんの早期発見・早期治療へつなげるため、特定健康検査や各種がん検診等を実施し、あわせて健康教育や健康相談も実施します。 |
| 地域医療体制整備事業 | 小児科不足の解消を目的とし、市内に小児科を有する診療所を開設する者又は新たに小児科を診療科目として追加する者に対して、補助金を交付します。 |
| 感染症予防対策事業 | 感染症予防のため、各種予防接種を実施します。また、保健所・医療機関等と連携して感染症予防対策を図ります。 |
| CCD プロジェクトの推進 | CCD プロジェクトの市民への浸透と実効性を高めるため、健康メニューの日常への浸透、職場、家庭などの集団への運動・食事改善の働きかけ、歩きやすい環境の整備などを推進します。 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を行います。 |
| 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを推進します。 |

| | |
|---|---|
| 認知症施策の推進事業 | 地域の認知症高齢者の偏見をなくし、温かく支援する人材の育成を図ります。 |
| 地域ケア会議推進事業 | 介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を開催し、高齢者の適切な支援に関する検討を行います。 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 通所・訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場において、リハビリテーション関連職の協力・専門的指導・助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止を図ります。 |
| シルバー人材センター助成事業 | 健康で働く意欲を持つ高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保を図ります。 |
| 老人クラブ活動促進事業 | 高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図るとともに、老人クラブの活動を通じ、交流と活力の推進を図ります。 |
| 防災体制強化事業 | 防災訓練や防災教育等によって防災意識の高揚を図り自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築することで、災害に強いまちづくりを推進します。 |
| 震災復興・津波避難道路整備事業 | 飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。（横根三川線、椎名内西足洗線） |
| 2050 ゼロカーボンシティ推進 | 深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であることから、市として「2050 ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、カーボンニュートラルや GX の視点を重視した施策展開を図ります。 |

### （3） 取組数値目標（KPI：重要業績評価指標）

本プロジェクトの取組目標として、（1） に掲げたプロジェクトの狙いの達成状況を確認する代表的な数値指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。

【重要業績評価指標（KPI）】

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和11年度） |
|---|---|---|---|
| デジタル防災アプリ（防災マップ）登録者数 | 令和 6 年度（9 月現在） | 250 人 | 450 人 |
| 認知症サポーター人数 | 令和5年度 | 3,902 人 | 5，000 人 |
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 | 令和4年度 | 31.9% | 20.0% |

# 第4　基本施策

基本目標ごとに基本施策を分類し、現況と課題の分析から、「施策の展開」のもと、各事業を実施していきます。また、「施策の展開」には、重要業績評価指標（KPI）を設定します。ただし、目標設定が困難なものについては、具体的な数値を定めずに定性的に示します。

なお、基本施策 32 から 35 については、本市行政改革アクションプラン※で取組目標を設定し、進行管理を行います。

| 基本目標 | | 施　　策 | 施策の展開 |
|---|---|---|---|
| 1 | 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり | 施策１　農水産業の振興 | ①農畜産物の生産振興<br>②安定した農業経営の推進<br>③水産業の振興 |
| | | 施策２　商工業の振興 | ①商業の振興<br>②工業の振興<br>③新たな地域産業の創出 |
| | | 施策３　観光の振興 | ①観光情報発信の推進<br>②観光施設の整備 |
| | | 施策４　雇用の確保 | ①企業誘致及び既存企業の支援<br>②労働・雇用対策の充実 |
| 2 | 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり | 施策５　スポーツの振興 | ①スポーツ活動の充実<br>②スポーツ施設の維持管理 |
| | | 施策６　子育て支援の充実 | ①結婚・子育て環境の整備<br>②子育て世帯への経済的支援 |
| | | 施策７　学校教育の充実 | ①教育・学校施設内容の充実<br>②教育支援体制の充実 |
| | | 施策８　生涯学習の充実 | ①生涯学習機会の充実<br>②生涯学習関連施設の充実<br>③図書館及び関連施設の充実 |
| | | 施策９　芸術文化の振興・伝統文化の保存 | ①芸術文化の振興<br>②文化財の保護 |
| | | 施策 10　青少年の健全育成 | ①青少年の健全育成の推進 |
| | | 施策 11　互いに認め合う社会の形成 | ①男女共同参画の推進 |

| 基本目標 | | 施　　策 | 施策の展開 |
|---|---|---|---|
| 3 | ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり | 施策 12 生涯活躍のまち推進 | ①公民連携による多世代の交流と活躍の場の創出 |
| | | 施策 13 移住・定住の促進 | ①移住・定住促進対策の推進 |
| | | 施策 14 交流の促進 | ①交流事業の促進<br>②自治体間交流の促進 |
| | | 施策 15 安全で快適な道路の整備 | ①主要道路の整備、国・県道の整備促進<br>②市道の整備 |
| | | 施策 16 公共交通網の整備 | ①公共交通の確保<br>②公共交通の利用促進 |
| | | 施策 17 安全・安心な水の供給 | ①上水道の安定供給 |
| | | 施策 18 公園の充実 | ①公園の維持管理 |
| | | 施策 19 居住環境の充実 | ①秩序ある土地利用<br>②住みよい居住環境の確保<br>③空き家対策の推進 |
| | | 施策 20 協働・共創の促進 | ①市民活動団体やNPO等の育成・支援<br>②市民参画の推進<br>③コミュニティ活動の推進<br>④地域学校協働活動の推進<br>⑤産学官等の連携強化 |
| | | 施策 21 広報・広聴・情報公開の充実 | ①開かれた市政<br>②広報広聴活動の推進<br>③開かれた議会の実現 |
| 4 | 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり | 施策 22 保健・医療の充実 | ①健康づくりの推進<br>②病気予防対策の充実<br>③地域医療機関との連携<br>④CCD プロジェクトの普及・啓発 |
| | | 施策 23 地域福祉の充実 | ①地域福祉の推進<br>②生活困窮者の自立支援 |
| | | 施策 24 地域包括ケアシステムの推進 | ①地域包括ケアシステムの充実 |
| | | 施策 25 高齢者福祉の充実 | ①健康づくりを通じた支え合い<br>②見守り体制の構築<br>③生きがいづくりの推進 |
| | | 施策 26 障がい者福祉の充実 | ①障がい者福祉の推進 |
| | | 施策 27 消防・防災力の強化 | ①防災体制の充実<br>②防災施設の整備<br>③消防体制（常備・非常備）の充実<br>④救急救命体制の充実 |
| | | 施策 28 防犯対策・交通安全の強化 | ①防犯体制の充実<br>②交通安全環境の整備<br>③交通安全活動の充実 |
| | | 施策 29 消費者の保護 | ①消費者保護対策の推進 |
| | | 施策 30 廃棄物の減量化と資源の有効活用 | ①廃棄物の減量化と資源の有効活用 |
| | | 施策 31 自然環境の保全 | ①自然エネルギーの有効活用<br>②自然環境の保全<br>③2050 年ゼロカーボンシティの推進 |

| 基本目標 | 施　　策 | 施策の展開 |
| --- | --- | --- |
| 行政改革アクションプラン | 施策 32 人と組織の育成戦略 | ①効率的・効果的な行政経営<br>②定員適正化と人材育成の推進<br>③市民に開かれた行政運営の推進 |
| | 施策 33 自立のための財政戦略 | ①自主財源の確保<br>②受益者負担の適正化<br>③持続可能な財政運営<br>④公営企業会計及び特別会計の健全運営 |
| | 施策 34 資産マネジメント戦略 | ①推進体制の強化<br>②保有資産の最適化<br>③効率的資産運営 |
| | 施策 35 進行管理マネジメント | ①安定した歳入の確保<br>②経費の節減・合理化<br>③財政指標等の目標値 |

# 基本目標１

# 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり

## 施策１～施策４

## 施策１　農水産業の振興

### 目指す姿

全国に知られる旭ブランドを育て、夢をもって働くことができる持続可能な農水産業を実現します。

### 現況と課題

- 本市の農業は、日本を代表する農業県である千葉県の一翼を担い、施設園芸をはじめ畜産・稲作・露地野菜など、首都圏向けの野菜や食肉のほか、果樹、花き生産など幅広い農業を展開しており、農業産出額は県内１位、全国トップクラスとなっています。
- 高齢化の進展や後継者不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国農業が抱える構造的な問題に本市も直面しており、農業経営体数は、平成22年の2,615経営体から令和2年の 1,934 経営体へ681経営体（△26％）減少しています。一方で、 農業就業人口における65歳以上の高齢者の占める割合は、40.9％から48.2％へと増加しています。
- 優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、自然環境や水源かん養等の農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮、さらには緑豊かな景観の保全や伝統的な農村文化の継承のためにも、地域農業の中心となる担い手の確保・育成が大きな課題となっています。
- 経済社会のグローバル化に伴い、農業分野においても輸出力の強化や生産現場の体質強化、生産性向上、付加価値の向上等が求められています。
- 農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の課題解決に向け、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において、令和７年３月末までに「人・農地プラン」に代わる「地域計画」を策定することが義務付けられました。今後、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にし、農地の集約化に向けた取組を推進するため、地域計画の策定に取り組む必要があります。
- デジタル技術の活用による社会の変革は極めて重要な課題となっており、農業分野においても、生産性を向上させ、農業を成長産業としていくためのスマート農業※や農業 DX※（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。
- 水産業については、地方卸売市場を持つ飯岡漁港がイワシ類などの流通拠点となっていますが、水産資源の減少や担い手の高齢化、後継者不足等、漁業経営環境は厳しさを増しています。このため、担い手・後継者の確保・育成とともに、漁業関連施設や水産資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組が求められています。
- 国においても、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業」※の振興により、雇用機会の確保と地域の所得向上を図る方向性を打ち出しています。本市においても、この海業への取組を推進することで、多くの人々に漁港を訪れていただき、さまざまな体験

と交流を通じた水産業への理解促進と水産物の消費拡大などにより、地域活性化を図る必要があります。

- これらの取組を通して、旭市の宝である「農水産物」や「食」の高付加価値化を推進し、魅力度を高めるとともに強力に発信することで、旭ブランドとして知名度向上や流通拡大に取り組むことが大切です。

## 施策の展開

### ① 農畜産物の生産振興

- 農畜産物の安定した生産を図るため、国、県や関係機関との連携のもと、消費者ニーズに対応した計画的な生産を支援し、流通・販売体制の確立を図るとともに、必要な施設整備を推進し、生産性の向上に取り組みます。
- 需要に応じた水田の生産を図るため、飼料用米等への転換を図る取組を推進します。
- 旭ブランドの創出や 6 次産業化等による高付加価値化を促進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 園芸生産強化支援事業 | 農産物安定供給と省力・低コスト化技術による経営規模拡大の推進と産地の生産力強化を図ります。 |
| 水田農業構造改革推進事業 | 水田農業の安定経営を図るため、飼料用作物への転換を図る農家に対して支援をします。 |
| 農業経営多角化支援事業 | 6 次産業化や新たな流通対策に対して支援します。 |
| 畜産競争力強化対策整備事業 | 畜産の生産基盤の確保及び国際競争力を強化するため、飼養管理施設等の整備を支援します。 |
| さわやか畜産総合展開事業 | 周辺地域の環境改善に必要な施設整備及び排せつ物処理施設等の機能向上整備を支援します。 |
| 産業まつり | 農水産物や加工食品等の展示・販売を通じ、地域産業のポテンシャルを再発見するとともに各産業の担い手と市民が交流することで地域の誇りや愛着を醸成し、各種産業の振興に寄与します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 農業産出額 | 令和4年度 | 501 億円 | 530 億円 |

### ② 安定した農業経営の推進

- 旭市担い手育成総合支援協議会において、地域農業の担い手である認定農業者等の育成や後継者の確保をするとともに、経営が安定するための総合的な支援を進めます。さらに、地域

社会、周辺環境と調和した経営を推進します。

- 有害鳥獣による被害防止対策を講じ、農作物被害額の減少に努めます。
- 高生産性農業の展開や優良農地の適切な維持保全を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 新規就農総合支援事業 | 新規就農者の確保と育成を図るため、総合的に支援します。 |
| 農業経営基盤強化促進事業 | 安定的な農業経営を行おうとする地域の担い手（認定農業者等）を育成・確保するとともに、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進するため、総合的な支援を行います。 |
| 畜産環境フレッシュ事業 | 生産者が自主的に畜産臭気の軽減を目的とした資材の導入を支援します。 |
| 農業基盤整備事業 | 農用地利用集積等による担い手の育成を図るため、大区画ほ場の整備を推進します。また、地域振興のために創設される非農用地については有効活用を促進します。 |
| 耕作放棄地再生事業 | 営農のために、荒廃した農地を再生することに対して支援します。 |
| 転入者農業チャレンジ支援 | 本市の農業労働力不足の緩和、新たな農業の担い手の確保を図るため、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者等の家賃を補助（旭市転入者農業チャレンジ支援金）します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 認定農業者数 | 令和 5 年度 | 773 経営体 | 800 経営体 |

## ③ 水産業の振興

- 漁業者の所得向上と地域全体の活性化を図るため、飯岡漁港周辺の多様な地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食・土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリンレジャーなど海業の推進に取り組みます。
- 漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、つくり育てる漁業である栽培漁業を推進するとともに、適正な漁港内の維持管理を行います。
- 旭ブランドの水産物の創出や高付加価値化への取組、漁業経営の近代化を支援するとともに、担い手の育成と後継者の確保に努めます。さらに水産加工品の販路の拡大と PR 活動を支援します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 飯岡漁港活用（海業※推進） | 飯岡漁港周辺の海・海浜の自然から観光、農業関係まで多様な地域資源を生かし、民間資本を活用した飲食・土産物販売施設の整備、釣り等の漁業体験やマリンレジャーなどの取組により、漁業者の所得の向上及び地域全体の活性化を目指します。 |
| 栽培漁業振興対策事業 | 水産資源回復のための貝類種苗放流に対して支援します。 |
| 担い手・後継者の育成 | 担い手・後継者を育成するため、漁業技術の研究や漁業経営の改善に係る研修を支援します。 |
| 漁業関係団体との連携 | 漁業協同組合等と連携し、水産資源の適正管理や漁場の造成管理、水産物の販売戦略、経営面等を支援します。 |
| 制度資金利子補給事業 | 漁業者等の制度資金の借入れに対して利子補給を行います。 |
| 水産基盤整備事業 | 航路確保のための浚せつ、漁港内の施設の維持補修等を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 漁獲量 | 令和 5 年度 | 14,072t | 15,000t |

## 施策 2　商工業の振興

### 目指す姿

地域に根ざした企業や市民の豊かな暮らしを支える商業活動への支援を進め、 魅力ある仕事を創出し、地域経済の活性化を促進します。

### 現況と課題

- 本市の商業は、国道 126 号沿線を中心に、スーパーマーケットを含めロードサイド型の商業施設が立地しています。また、駅周辺を中心に商店街が点在していますが、買い物客の流出や後継者不足などにより空き店舗が増えています。商店街の集客力向上や駅利用者の利便性向上のため、空き店舗の活用や商店街の環境整備などを進める必要があります。今後さらに高齢化が進む中、日常的な買い物ができ、必要なサービスを地元で受けられる環境を維持することが課題です。
- 元気な高齢者を中心とする都市住民の誘致や、若年世代の流出抑制・流入促進などを目的とした「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」の一環として、令和 4 年には、商業機能と公共施設を備えた多世代交流拠点を新たにスタートしています。
- 本市の工業は、経済構造実態調査（製造業事業所調査/令和5年）によると、4人以上の事業所は 124 事業所、従業者数 3,822 人、製造品出荷額等 1,534 億円の規模があります。市内では、あさひ鎌数工業団地やさくら台工業団地などに産業集積があります。
- 市内の商工業は、人口流出の抑制や定住促進につながる雇用の場でもあることから、商工会などとも連携し、金融機関や産業支援機関等の協力を得ながら、後継者の確保や経営基盤の安定化、創業支援、異業種交流など、商工業の振興と新たな地域産業の創出に取り組む必要があります。

## 施策の展開

### ① 商業の振興

- 商店街等が中長期的に発展していくために、地域住民の規模・行動範囲等を踏まえ、地域住民が商店街等に求める機能に対応した取組を進めます。
- 空き店舗の解消と地域活性化に向けた人材の育成を図り、商業活性化を通じた持続可能なまちづくりを推進します。
- 商工会員増加のため、市と商工会において創業支援セミナーを開催し、商工会加入を促進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 商業関係団体への支援 | 商工会、商業振興連合会等の運営に助成し、市内商業の育成発展を図ります。 |
| 商店街活性化事業 | 既存商店街の活性化のため、プレミアム付共通商品券発行事業や商店街が実施するイベント事業等へ支援を行います。 |
| 空き店舗活用事業 | 市内にある空き店舗を活用して事業を実施する方に、店舗改装経費及び店舗の賃借料に対し補助金を交付することで、商業の活性化に取り組みます。 |
| 商店街等施設及び景観整備事業 | 商店街が行う駐車場の設置や美観形成、街路灯の LED 化等の環境整備に対して助成します。 |
| 中小企業融資と利子補給 | 市内取扱金融機関へ原資を預託し、融資及び利子補給を行い、商業の経営合理化等を支援します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 商工会会員数 | 令和5年度 | 1，480 人 | 1，500 人 |

### ② 工業の振興

- 工業団地内における市の管理施設等の適切な維持管理や、企業が管理する排水関連施設の負担金助成などを実施することにより、既存企業における経営基盤の安定化を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 工業振興支援事業 | 工業団地内施設の維持管理や、企業への負担金助成を実施することで、既存企業の経営基盤の安定を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 製造品出荷額等 | 令和 5 年 | 1，534 億円 | 1，556 億円 |

## ③ 新たな地域産業の創出

- 新たな地域産業を創出するため、商業・工業をはじめ、 農水産業等とも連携を図り、地域資源を活用した研究開発等、創造的な事業活動を推進します。
- 異業種間における情報交換等の交流を促進し、事業連携の強化と取引の活性化を図り、地域振興を推進します。
- 新たに起業・創業しようとする方や事業承継に対して、商工会等と連携を図りさまざまな支援をします。
- 旭市観光物産協会と連携し、旭市推奨品について、東京都などを中心とした市外周知活動の充実を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 創業支援事業 | 創業支援ワンストップ相談窓口の設置や、商工会との連携により創業支援セミナーを開催し、起業・創業などを支援します。 |
| 異業種間交流の促進 | 異業種間の交流を通して、市内の産業経済の振興・発展に貢献します。 |
| 特産品開発事業 | 特産品の開発と販売・PR等の取組を支援します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 旭市推奨品認定数 | 令和 5 年度 | 56 品 | 64 品 |

## 施策３　観光の振興

### 目指す姿

本市の宝である豊かな自然と食の魅力を最大限に生かし、多世代が一年中楽しめる観光交流を促進することで、「旭ファン」を増やし、地域を活性化させます。

### 現況と課題

- 本市の観光は、九十九里を望む豊かな自然環境が大きな魅力です。海水浴やサーフィン、釣り、キャンプなどさまざまなアクティビティを楽しむことが可能であり、特に飯岡海岸は関東屈指のサーフスポットとして人気があります。また、景勝地である「屏風ヶ浦」は国の名勝及び天然記念物にも指定され、その西端に位置する刑部岬からの眺望は、朝日や夕陽、夜景などさまざまな 100 選にも選ばれています。
- 食材の宝庫であることを活かしたご当地グルメを味わえることも本市観光の大きな魅力です。飯岡漁港で水揚げされるハマグリ、イワシやシラスなどの海鮮食材、多種多彩なブランド豚、飯岡メロンやいちごを使ったスイーツなど、さまざまなグルメを楽しむことができます。また、道の駅「季楽里あさひ」では、新鮮で美味しい地元産品を購入することができます。
- 本市自慢の宝であるこれらの観光資源を最大限に生かし、農水産業とも密接に連携しながら、通年型・滞在型・体験型の観光を目指すことで、リピート客と観光消費額を増加させることが、持続可能な観光の実現に向けた重要な課題となります。あわせて、周辺自治体と連携した PR・イベント等を視野に入れた企画を推進していくことも必要です。
- デジタル技術を有効に活用した観光DX※に取り組むことで、より魅力的で快適な観光を提供することも重要です。そして、旭を好きになり、何度も来ていただく「旭ファン」をたくさんつくることが、地域の活性化と移住促進にもつながります。
- そのためには、本市の観光資源・イベント等の魅力や楽しみ方の認知度を一層高める必要があり、効果的な観光・イベント情報の発信が求められます。本市では、ふるさと応援寄附（ふるさと納税）の活用、観光サイト「今日も、ぶらり、あさひ日和」（一般社団法人旭市観光物産協会・旭市移住サポートセンター）や観光大使、地域おこし協力隊による情報発信などの観光PRを行うとともに、令和4年に「あさひロケーションサービス協議会」を立ち上げ、官民連携でロケツーリズム※を推進し、映画、ドラマといったメディアのロケ地としての誘致活動を行っています。このほか、周辺自治体や九十九里地域市町村との連携を図り、地域ブランディングを推進していくことも必要です。今後も引き続き、これらの取組を通じて本市の魅力度と知名度をさらに向上させ、旭ブランドとして認知され、定着することが重要です。

## 施策の展開

### ① 観光情報発信の推進

- 観光物産協会と連携し、道の駅「季楽里あさひ」をはじめとした観光拠点、産業等との連携、宿泊施設等について、マスメディアやSNS等の様々なツールを活用し、効果的な情報発信に努めます。
- 移住・定住特設サイト「あったか！旭」をはじめ、成田空港活用協議会が開催する市の魅力を発信することができる事業等を活用し、通年、観光客に宿泊してもらえるようなイベントの開催や、市内の観光拠点の紹介等、魅力の発信に努めます。
- 旅行会社等へ積極的に市の観光素材を売り込むことで、バスツアーの誘致や、旭市を含む近隣市町と連携した旅行商品の形成を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 旭市観光物産協会への支援 | 旭市観光物産協会への支援を行います。 |
| 観光資源創出プロモーション事業 | 新たな観光資源の創出や観光キャンペーンの実施、マスメディアやSNS等を活用した観光資源のPRを行います。 |
| 観光イベント事業 | マスメディアを活用したPRや補助金などによる観光イベントの支援を行います。 |
| 成田空港の活用 | 成田空港活用協議会等と連携し、成田空港を活用した効果的な情報発信等を通じて、産業振興やインバウンド観光の推進に取り組みます。 |
| 道の駅「季楽里あさひ」交流拠点の形成 | 観光や文化をはじめとした情報発信機能と農水商工業が連携した「食の郷旭市」の産業・観光・地域の振興、シティセールス、交流、地産地消の推進を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 宿泊者数 | 令和 5 年 | 11 万人 | 12 万人 |

### ② 観光施設の整備

- 観光施設や観光案内板等を整備し、安全で快適な施設の提供に努めるとともに観光拠点の相互連携を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 観光施設整備事業 | 観光施設や観光案内板の整備を行います。 |

| | |
|---|---|
| 海水浴場開設事業 | 海水浴場の開設を行います。 |
| 文化財看板の整備 | 市内文化財等の看板や案内板等の整備を行います。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 観光入込客数 | 令和 5 年 | 210 万人 | 213 万人 |

## 施策4　雇用の確保

### 目指す姿

魅力的で安定した雇用機会を創出・確保するとともに、求職者と地域企業のニーズをつなぎ、本市で働きたいと思う全ての人の就労希望をかなえます。

### 現況と課題

- 本市の雇用対策は、旭市雇用対策協議会を中心に、産業界やハローワーク銚子等の関係機関との連携で進めており、地域の若者が安定した職に就くための雇用環境の整備や、求職者向けの職業相談などのほか、企業誘致や既存企業の支援に取り組んでいます。
- “健幸”の観点から、子育てや介護等と仕事の両立に配慮した就労条件の確保や、年齢や障がい、国籍などの違いから就労面での差別を受けることがないよう、就労環境の整備が課題となっています。
- 一方、人口減少や少子高齢化により、企業側の人材確保も今後さらに難しくなることが見込まれます。このため、就労先として地元企業を知ってもらう機会を広げるとともに、シニア人材や外国人材を含む多様な人材活用、さらに就労ニーズに合わせた多様な働き方を推進するための取組が重要です。
- 今後も、安定した雇用の創出・確保のためには、上記の取組に加え、企業誘致のほか固定資産税減免や起業・創業支援を推進していく必要もあります。

## 施策の展開

### ① 企業誘致及び既存企業の支援

- 市内事業者のデジタル化への関心を高めるため、伴走型の支援によりデジタル技術の導入を図ります。
- 企業の事業拡大に向けた設備投資を支援するため、一定以上の設備投資を行った企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付を実施するとともに、各種奨励制度を積極的に周知します。
- 工業団地内の未利用地の活用について、土地所有企業と連携していきます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 事業者のデジタル化支援 | 事業者のデジタル化への関心を高めるとともに、伴走支援を行い、デジタル技術の導入を推進します。 |
| 企業誘致等支援事業 | 新規立地企業や、一定以上の設備投資を行った既存企業に対し、事業用資産にかかる固定資産税の課税免除や、奨励金の交付により産業振興を図ります。関係機関との連携による情報収集・共有のほか、企業とのマッチングの場に参加し企業誘致を推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づく企業の投下固定資産額 | 令和 3～5 年度平均 | 17 億円 | 20 億円 |

### ② 労働・雇用対策の充実

- 女性活躍を推進するため、子育てや介護等で在宅が多い女性の自営型テレワーカーの育成等に取り組みます。
- 旭市雇用対策協議会と連携を図り、就職希望者と企業のマッチングの場の創出などにより、新たな雇用機会の増加に取り組みます。
- 旭市地域職業相談室の周知を強化することで、就職希望者により多くの求職情報を提供し、求人企業とのマッチング機会の増加を図ります。
- 市内企業への就職意欲の向上を図るため、地元及び近隣高校や県内の大学に対し、積極的な企業情報の発信に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 女性デジタル人材育成推進 | 子育て・介護等で在宅が多い女性の自営型テレワーカーの育成及び就労支援を行います。 |

| | |
|---|---|
| 旭市雇用対策協議会との連携 | 旭市雇用対策協議会と連携し、地元及び近隣高校生を主な対象とした市内企業による会社説明会や地元企業への就労促進を実施します。通常個別に対応している求職者との面接や会社説明を合同で行います。 |
| 旭市雇用対策協議会への支援 | 旭市雇用対策協議会の行う各種事業、スポーツ活動等を支援することで、加盟企業の福利厚生の推進を図ります。 |
| 地域職業相談室運営支援事業 | 就業希望者に求人・求職情報等を提供する地域職業相談室に補助員を配置し、利用者の利便性の向上を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 旭市地域職業相談室の利用者の就職者数 | 令和 3～5 年度平均 | 537 人 | 600 人 |

# 基本目標２

## 結婚・出産・子育ての希望がかない、
## 誰もが生きがいを持てるまちづくり

## 施策５～施策 11

## 施策５　スポーツの振興

### 目指す姿

市民が安全かつ気軽にスポーツに触れあえる環境を整備し、スポーツを通じて市民の心身の健康や生きがいづくり、人と地域の交流につながるまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 本市には、県施設を含めスポーツ施設 14 施設※1 と 2 つのコミュニティ広場※2 があり、これらの施設の利用率向上と機能充実に取り組んでいますが、築 27 年を経過した総合体育館をはじめ、老朽化した社会体育施設の統廃合を視野に入れた大規模改修等が課題となっています。
- 施設の維持管理面では、令和5年度から社会体育施設（12施設）において、指定管理者による管理運営を開始していますが、国や市がともに将来展望として掲げるスポーツ実施率※70%、施設の年間利用者数 200,000 人を目指すべく、達成に向けた進捗管理が必要となります。
- 市民のスポーツ活動面の状況は、令和 3 年度に実施した「スポーツ実施状況等に関する市民アンケート」結果によると、市民のスポーツ実施率は 40%で、国が実施したアンケート結果の数値（52%）を大きく下回っています。また、イベント等に関する意見としては、「小さなこどもと一緒に参加できるもの」、「新しいスポーツをやってみたい」、「初めてでも楽しめるもの」などの意見があり、イベントやスポーツ大会等の内容を工夫していく必要があります。
- 市民が生涯を通じてスポーツやレクリエーションを楽しみ、生きがいと健康づくりに取り組むために、利用しやすい施設の整備・運営に努めるとともに、誰でも気軽に参加できる体力づくり事業やスポーツ大会の開催、スポーツを通した市の PR、指導者の養成、各種活動団体の育成等に取り組む必要があります。

※1 ①千葉県総合スポーツセンター東総運動場、②旭市総合体育館、③旭スポーツの森公園野球場、④旭スポーツの森公園庭球場、⑤旭市弓道場、⑥旭文化の杜公園庭球場、⑦海上コミュニティ運動公園野球場、⑧飯岡体育館、⑨飯岡野球場、⑩いいおかふれあいスポーツ公園サッカー場、⑪いいおかふれあいスポーツ公園ソフトボール場、⑫いいおかふれあいスポーツ公園多目的広場、⑬しおさいスタジアム（旭市サッカー場）、⑭干潟さくら台野球場

※2 ①仁玉コミュニティ広場、②新川スポーツ広場

## 施策の展開

### ① スポーツ活動の充実

- 市民が生涯を通じてスポーツやレクリエーションを楽しみ、一体感の醸成を図り、健康を保持増進させるため、各種イベントやスポーツ大会等を開催するとともに、指導者の育成や競技団体の支援を行います。
- イベント、各種大会等について、誰でも気軽に参加できるよう、内容や運営方法を工夫します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| スポーツ振興事業 | 一体感を醸成するためのイベント・スポーツ大会等を開催し、各種団体に補助金を交付しスポーツ振興を図ります。 |
| 競技団体の支援 | スポーツ協会等の各種競技団体が行うスポーツ活動を支援します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| スポーツ大会の年間参加者数（あさひスポーツフェスティバル、市民駅伝大会、市民スポーツ大会の参加人数） | 令和 5 年度 | 3,711 人 | 5,000 人 |

### ② スポーツ施設の維持管理

- スポーツやレクリエーションによる地域の交流の場となる施設の整備充実を図るとともに、指定管理者によるスポーツ施設の維持管理・運営を円滑に進めます。
- 施設の適切な維持管理、老朽化した社会体育施設等については、旭市公共施設再編・長寿命化基本計画と整合性を図りながら統廃合や改修を行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| スポーツ施設管理運営 | 指定管理者によるスポーツ施設の維持管理・運営が円滑に進むよう、連携、情報共有を図り市民サービスの向上を図ります。また、市民が気軽にスポーツに触れ、楽しむことができる環境づくりに努めます。 |
| 社会体育施設改修事業 | 市民がスポーツ、レクリエーション活動を十分に行えるよう、老朽化した施設の大規模改修や地域の交流の場となる社会体育施設の整備と充実を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| スポーツ施設の年間利用者数 | 令和 5 年度 | 152,490 人 | 200,000 人 |

## 施策６　子育て支援の充実

### 目指す姿

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるために、子育て家庭やこどもの育ちを切れ目なく支援するとともに、市民みんなで支え合い応援します。

### 現況と課題

- 本市の合計特殊出生率は、コロナ禍の影響を受けた令和4年の1.18を除き、ここ数年は1.30前後で推移していますが、人口を維持するための人口置換水準の2.07には大きく及びません。令和6年4月現在の年少人口は6,576人と、令和2年の7,402人と比べて826人の減少で、年少人口割合（15歳未満）は 10.6％と、令和2年の11.3％から低下しており、今後も減少・低下が続く予想となっています。
- 核家族の増加や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立、子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。そうした中、離婚等によるひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的に恵まれないケースや児童が家族の十分な保護を受けられない等のさまざまな問題が生じています。また、育児への悩みを抱え児童虐待にまで及ぶケースも少なくないなど、妊娠・出産や子育てへの不安・悩みを抱える家族が増えてきています。
- このような状況に対し、本市では、第2期旭市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、出産祝金の支給、乳幼児紙おむつ購入券の給付、保護者への経済的支援等幅広く支援を行っています。また、心身の発達に心配のある未就学児の日常生活における基本的動作を習得させるため、こども発達センターに保育士及び看護師の資格を持った指導員を配置する等、積極的なサポートを行っています。
- 子育てに係るニーズが拡大・多様化する傾向にあるため、仕事と子育ての両立が図られるよう、認定こども園や保育所、放課後児童クラブの整備、家庭と地域、学校や児童相談所等、各団体間の協力体制並びに組織体制づくりによる密接な連携、経済的支援等のさらなる充実を図りながら子育て支援に取り組む必要があります。特に放課後児童クラブは、共働き世帯が増えていることなど、今後も需要が高まるものと予想されることから、引き続き受入れ体制の整備及び施設の充実を図る必要があります。
- 出産や子育てに対して、希望や喜び、楽しみなどの前向きな気持ちが高まるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援が求められています。メンタル面の支援も含め、身近で気軽に何でも相談できる体制づくりに加え、子育て世代同士あるいは子育て卒業世代など地域コミュニティみんなで支え合い、応援する環境整備が重要となります。

- 環境整備のためには、子育て支援の拠点となるような子育てワンストップサポート体制を実現できる施設の構想も必要です。子育て世代の包括支援、健康・相談、あわせて、小中高生までが集い、遊び、学べる場所として施設を整備していくことで、子どもを中心とした保護者や幅広い世代の人々が交流できる等、コミュニティの形成も期待できます。

## 施策の展開

### ①　結婚・子育て環境の整備

- 出会いの場を提供するさまざまなイベントを開催するとともに、近隣市、関係団体との連携を図るほか、企業への周知や声かけを行い、参加者の増加に努めます。
- こども家庭センター等における相談体制の充実を図り、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の提供に努めます。
- 産後ケア事業、赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実と合わせ、オンライン医療相談の体制整備を図り、育児への不安や負担を持つ保護者を把握し、早期に対応するとともに、子育て世代同士あるいは子育て卒業世代など地域コミュニティみんなで支え合い、応援する環境を整備します。
- 集団遊びのほか専門職による指導により、心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的にサポートします。
- 仕事と子育ての両立が図られるよう、認定こども園や保育所、放課後児童クラブの需要動向を注視し、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 地域における子育ての相互援助活動を促進し、一時的・補足的な保育ニーズに対応します。 |
| 要保護児童対策地域協議会の強化 | 児童虐待防止のネットワークづくりに取り組み、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を行います。 |
| 延長保育事業 | 保育認定の利用時間を超えて保育サービスを提供します。 |
| 一時預かり事業 | 未就園児を持つ保護者が、一時的に家庭でこどもを保育できない場合に、保育所や認定こども園で緊急・一時的に保護者に代わってこどもを保育します。 |
| 病児保育事業 | 児童（小学校6年生まで）が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合に、保育所等の専用スペースにおいて看護師や保育士が一時的に保育します。 |
| 医療的ケア児保育支援事業 | 医療的ケアが必要な児童が保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう体制を整備します。 |
| 子育て支援センターの充実と相談支援機能の強化 | 子育て支援センターに子育てコーディネーターを配置し、保護者、妊婦等が子育て支援事業の中から適切なものを選択し利用できるよう、相談、情報提供、関係機関との連絡調整を行い支援をしていきます。 |

| | |
|---|---|
| こども誰でも通園事業 | 保護者の就労や利用目的を問わず、0～2 歳のこどもが保育所等を利用することができます。 |
| 出会いの場創出 | 結婚を希望する人へ、さまざまな婚活イベントを開催し、出会いの場を提供できるよう支援を行うとともに、関係団体等との連携を図っていきます。 |
| こども発達センター運営事業 | 心身の発達に心配のある未就学児の成長を積極的に支援する事業を行います。 |
| 放課後児童クラブ運営事業 | 共働き家庭等の留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成と子育て支援を図ります。 |
| こども家庭センターの相談・支援 | こども家庭センターにおける相談支援体制を整備し、全てのこどもと家庭に対して切れ目のない支援を提供することで、育児不安の解消及び虐待の防止を図ります。 |
| 妊婦・乳幼児健康診査事業 | 妊娠中や産後の健康管理に役立てるため、費用の助成を行います。また、乳幼児の疾病の早期発見のため各種健康診査を行い、あわせて育児についての相談を行います。 |
| 育児支援事業 | 各種教室の開催や訪問指導等を実施し、育児に関する知識の普及を図り、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援します。 |
| 赤ちゃん全戸訪問事業 | 子育てによる不安の軽減、乳児の発育の確認のため、生後 4 ヶ月までの乳児に対して訪問指導を行います。 |
| 産後ケア事業 | 出産後の母親の身体的回復と心理的安定を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。 |
| 家庭教育の充実 | 各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、こどもの心の理解等、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。 |
| 家庭教育相談体制の充実 | 家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者に対して、電話等による個別的な相談体制の充実に努めます。 |
| 保育所ICT整備事業 | 保育所業務に ICT を導入することにより、保護者との連絡等のコミュニケーションや利便性の向上を図るとともに、業務を効率化してこどもと向き合う時間を増やし、より良質な保育サービスの実現を目指します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 年間婚姻数（届出数） | 令和 5 年 | 191 件 | 300 件 |
| 子育て世代の保育サービス（一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター、ハニカム等）の利用者数 | 令和 5 年度 | 20,229 人 | 21,000 人 |

## ② 子育て世帯への経済的支援

- 第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後も多様な家庭の実情やニーズに対応し、心豊かなたくましいこどもたちを育成するため、子育て世帯の環境整備や経済支援を実施します。

● 国保被保険者の妊産婦付加金申請を促すため、勧奨通知発送時期に合わせて広報誌での周知を行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 子ども医療費助成事業 | 本市に在住する 0 歳から高校生等までの児童・生徒の通院及び入院に要した医療保険適用の医療費を助成します。 |
| 出産祝金支給事業 | 1 年以上本市に住民登録があり居住している人で、第 1 子を養育し、第 2 子以降を出産して養育する父母に 10 万円、第 2 子以上を養育し第 3 子以降を出産して養育する父母に 20 万円を支給します。 |
| 乳幼児紙おむつ給付事業 | 0 歳児、1 歳児の乳幼児を養育している人に、月額 3,000 円分の紙おむつ購入券を支給します。 |
| ひとり親家庭等医療費等助成事業 | ひとり親家庭等の父母、児童等の医療費等の一部を助成します。（本市の子ども医療費の対象児童は除く） |
| 妊産婦付加金 | 国保被保険者である妊産婦が支払った医療費の窓口負担金相当額を支給します。 |
| 第3子以降学校給食費の無償化 | 本市在住で市内小中学校に在学している児童生徒が 3 人以上の場合、3 人目以降の学校給食費を無償にします。 |
| 第3子以降保育料の無料化 | こどもが 3 人以上いる家庭で、保育所・認定こども園等に入所している 0 歳児から 2 歳児までの第 3 子以降で要件を満たす場合、保育料が無料となります。 |
| 育英資金給付事業 | 高校・大学生等を対象に、特に優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な者に育英資金を給付します。 |
| 養育医療費給付事業 | 出生時において入院治療を必要とする未熟児に対して、治療に必要な医療費の一部を助成します。 |
| 特定不妊治療助成事業 | 不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象外で高額な治療費を要する特定不妊治療の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 乳幼児紙おむつ購入券使用率 | 令和5年度 | 100% | 100% |
| 市民アンケートで「子育て支援」に満足（満足＋やや満足）と回答した人の割合 | 令和5年度 | 56.5% | 70.0% |

## 施策７　学校教育の充実

### 目指す姿

こどもたちの持つ能力や可能性を最大限に引き出すとともに、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、未来を切り拓き、旭を誇りに思う人を地域全体で育てます。

### 現況と課題

- AIやビッグデータ等の先端技術が、学びの質を加速度的に充実させることが期待されています。このようななか、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するため、教育の果たす役割はますます大きくなっています。
- 変化の激しい時代を担うこどもたちに必要な能力こそが「生きる力」であり、「生きる力」の3つの要素である確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てる教育が、将来を担うこどもたちにとって必要です。 あわせて、知識や技能に加え、学ぶ意欲の醸成や自分で課題を見つけ主体的に学ぶ力の育成、主体的な判断力や行動力の育成など、確かな学力を向上させることが求められています。
- 「生きる力」を育むには、地域学校協働活動や学校運営協議会など、地域全体のバックアップを受けた教育環境の充実を図る必要があります。
- 「旭市学校再編基本方針」に基づく小中学校の再編を進めて施設の再編を行い、統合校を中心として施設の改修等を効果的に実施し、機能の向上や環境改善による施設の充実及び防災面にも配慮した安全安心な学校づくりに取り組む必要があります。あわせて、これらの効果的かつ着実な実現に向け、デジタル技術を活用した教育 DX※の推進も求められています。
- 近年、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校児童生徒、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒の増加など、多様な教育的ニーズへの対応が必要となってきています。
- 本市は、豊かな自然の恵み、地域に受け継がれる歴史・文化・伝統、そして、多くの先人のたゆまぬ努力によって築かれたまちです。これらの財産や可能性を、こどもたちに引き継ぎ、将来にわたってさらに生かしていく必要があります。この素晴らしい郷土に生まれ育ち、教育を受ける全てのこどもたちに、ふるさと旭を愛し、誇りに思うことができる教育を進めることが大切です。

## 施策の展開

### ① 教育・学校施設の充実

- 将来を担う創造的でたくましいこどもたちの健やかな育成を目指し、特色ある学校づくりを進めるとともに、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育に努めます。
- 文化・芸術等に触れる機会、情報教育等を推進するとともに、市民としての誇りや郷土愛を育むための交流等を行い、教育内容の充実に努めます。
- 学校給食については、学校生活を送るなかで楽しみの一つになるとともに、栄養バランスの整った給食を提供し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の習得に取り組みます。
- 市内小中学校の改修及び環境整備を行い、安全・快適な教育環境を図ります。また、災害時の避難場所としての機能・役割等、さらなる防災機能の向上を推進します。
- 「学校の規模」・「通学時間」・「地域コミュニティ」などさまざまな要素をもとに、児童生徒の安全安心を確保し、将来を展望した適正規模及び適正配置を考慮した学校再編を推進します。
- 学校再編の状況を踏まえながら、改築工事、長寿命化対策及び大規模改修工事を計画的に進めていきます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 学校給食の充実 | 学校における食育の生きた教材となる学校給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、献立等の充実を図るとともに、栄養士による学校への訪問指導を行います。 |
| 小・中学校情操教育推進事業 | 個性や感情を育み、創造的で個性的なこどもを育成するため、文化・芸術等に触れる機会をつくります。 |
| 学校いきいきプラン事業 | 市内各小・中学校が、学校の裁量を生かし、主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人ひとりの生きる力を育みます。 |
| 教育の情報化推進事業 | 文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校での1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を進めます。 |
| 学校再編推進事業 | 旭市学校再編基本方針に基づき、各地域の小・中学校再編について順次推進します。 |
| 学校大規模改修事業 | 経年による建物損耗、機能低下に対する復旧措置や校舎の大規模改造工事を実施し、児童・生徒の安全・快適な教育環境を図ります。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和11年度） |
|---|---|---|---|
| 児童・生徒の学校生活に対する満足度（市内小・中学校平均） | 令和5年度 | 90% | 93% |

## ② 教育支援体制の充実

- 学校と地域が一体となって、こどもたちの成長を支える体制づくりに向けて、地域との協働を進めます。
- 学力向上を図るため、児童生徒を支援し、きめ細かな指導を行う教諭補助員や読書活動を推進するための学校図書館司書や英語指導助手等の充実をさらに図っていきます。
- 特別支援教育体制を推進するとともに、こどもたちのさまざまな悩みや問題の解決に向けたスクールカウンセラーの配置や不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室の充実に努めます。また教職員の負担軽減のため、部活動の地域展開に努めます。
- いきいきとした学校生活を創造するため、児童・生徒の個性や能力、発達段階、障がい等に応じたきめ細かな教育を行うとともに、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 適応指導教室指導員配置事業 | 不登校の児童生徒を対象に、教育相談、適応指導プログラムの実施、学習指導等を行います。 |
| 特別支援教育体制推進事業 | 発達障害のある乳幼児・児童生徒が、就労に至るまで一貫した支援が受けられるよう、教育、医療、福祉、労働等関係機関のネットワークづくりを推進します。 |
| 小・中学校教諭補助員配置事業 | 学力の向上を図るため、児童生徒を支援し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を小・中学校に配置します。 |
| スクールカウンセラー配置事業 | さまざまな問題に悩む児童・生徒や保護者、教職員に対して、カウセリングや相談活動、助言を行います。 |
| コミュニティ・スクールの充実 | 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となってこどもたちの成長を支える体制づくりを進めます。 |
| 英語指導助手配置事業 | 英語教育の充実のため、中学校に英語指導助手を配置します。さらに小学校の外国語及び外国語活動、英語授業支援のため、英語指導助手及び教諭補助員を配置します。 |
| 学校図書館司書配置事業 | 児童・生徒の読書活動を推進するため、学校図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備と機能向上を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 教諭補助員の配置数 | 令和 5 年度 | 36 人 | 40 人 |

## 施策８　生涯学習の充実

### 目指す姿

市民が生涯にわたり、「いつでも、どこでも、だれでも ともに学べる学習環境」をつくり、生きがいと学ぶ喜びを感じるとともに、学習を通して「学び合い」、「育ち合う」人材育成の好循環を創出します。

### 現況と課題

- 市民一人ひとりの多様な価値観や個性の尊重、心の豊かさを重視するライフスタイルへの変化、長寿社会の到来と健康寿命の延伸による自由時間の増加等を背景に、市民の多様な生涯学習への意欲が高まっています。また、自然や歴史・文化資源を守り、「ず～っと大好きな旭」の実現と後世へ継承する市民による市民のための地域学習も求められています。
- 近年、デジタル技術の進化とICT化の進展により、さまざまな情報をいつでも容易に取得することが可能となり、国内外・分野を問わずさまざまな出来事や社会問題への関心が高まるなど、生涯学習を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。こうした学習環境の変化を受けて、これからの生涯学習は、いろいろな立場、意見を持つ市民や、団体、グループが協力し、相互に学び合うことも必要となっています。
- こどもから若い世代、高齢者まで、多世代の多様なニーズに対応した、より魅力的で受講意欲を創出するような学習メニューづくりも課題となっています。
- こどもや若者世代の、学校や家庭以外の第三の居場所として、公民館や図書館などの社会教育施設の活用が期待されています。
- 「地域子ども教室」や、「地域未来塾」などのさまざまな活動を、幅広い地域住民の参画を得て、社会教育施設を活用して実施することにより、こどもや若者の居場所としてだけでなく、あらゆる世代の活躍の場の創出につなげます。
- 市民の学習した成果が社会の中で生かされる環境の構築とともに、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環による、持続的な地域コミュニティの基盤形成、及び生きがいを持って地域に貢献できる社会の実現が求められます。
- 受講者から新しい人材を育成し、あるいは受講者同士のネットワークを構築し、知識やノウハウ、体験を受け継ぎ広めていけるような好循環を生み出す仕組みづくりも重要です。

## 施策の展開

### ① 生涯学習機会の充実

- ニーズを捉えた講座の企画や新たな受講者の獲得と利用拡大につながるよう啓発に取り組みます。また、受講者の循環を目指して、講師となり得る人材を掘り起こし、あるいは受講者同士のネットワークを構築し、自ら学び、教え合う生涯学習の仕組みづくりを行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 生涯学習施設活動の支援 | 学びたいときに学べる機会と、人づくり・まちづくりにつながる場を提供します。 |
| 生涯学習講座の開催 | 充実した生活や教養を高めるため、市民ニーズに沿った講座を開催します。 |
| 生涯学習リーダーバンクの充実 | 生涯学習講座の受講者の中から講師の養成・発掘に努め、リーダーバンクの充実を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 生涯学習講座受講者数 | 令和 5 年度 | 1,763 人 | 1,800 人 |

### ② 生涯学習関連施設の充実

- 教育資源として独自色が発揮できるよう、地域の人々と協働・有効活用し、新たな生涯学習の発信地として、学び・知識・技術等の習得を支援します。
- 住民のニーズを把握したうえで新講座や主催事業の企画、運営ができるよう、施設の整備充実に努めます。
- 公民館や図書館などの社会教育施設を、こどもや若者世代の、学校や家庭以外の第三の居場所として活用します。
- 旭市公共施設再編・長寿命化基本計画により、施設の改修、機能の転用、統廃合等を検討します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 各施設の整備充実 | 各施設での安全・安心な学習環境を整備します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 生涯学習施設の利用者数 | 令和 5 年度 | 107,629 人 | 120,000 人 |

## ③ 図書館及び関連施設の充実

- 図書館及び関連施設における蔵書の充実と蔵書検索・予約システムにより市民の図書利用を促進します。
- 「第2次子ども読書活動推進計画」に基づきこどもの身近に本がある環境を整備し、こどもたちの読書活動の推進を図ります。
- 図書館施設が県立東部図書館内へ移転したことに伴い、同館との連携を深め、機能充実を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 図書の充実 | 市民ニーズにあった図書の充実を図ります。特に、児童向け図書の充実を行います。 |
| 市図書館と図書施設のネットワークの活用 | 蔵書資料のデータ管理やインターネット検索による情報提供、インターネット経由での予約受付により、利用者の状況に応じたサービスを提供します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 市民 1 人あたりの貸出冊数 | 令和 5 年度 | 1.7 冊 | 2.5 冊 |

## 施策９　芸術文化の振興・伝統文化の保存

### 目指す姿

市民が芸術文化、地域の歴史に親しむことのできる機会の創出と文化財の保存・継承に取り組み、地域内・地域間の交流の促進と心豊かで活力ある地域社会をつくります。

### 現況と課題

- 芸術文化活動は、市民の創造性を育み、相互理解や多様性の受け入れにつながり、心豊かで活力のある地域社会の原動力となるものです。そして、地域の文化力を高めることは地域の活性化を促し、旭ブランドの創出にもつながります。
- 国指定文化財である大原幽学の関係資料のほか、各地域の歴史の証である埋蔵文化財や民俗資料等の保存・展示等に努めるとともに、伝統行事や伝統芸能の開催支援、一方で、市民や各種文化団体の文化活動と相互交流の支援等を通して芸術文化の振興・保存に取り組むことで、市民の文化意識の向上に努めます。
- 人口減少の進展に伴い、地域コミュニティの弱体化や地域間交流の希薄化などによる、地域文化の担い手不足と芸術文化活動への影響が懸念されています。特に、若い世代の担い手の育成が課題となっています。
- 既存の芸術文化資源を効果的に活用するとともに、各種文化財の保存・継承団体や所有者と連携を密にし、こどもから高齢者までの幅広い年齢層の市民にとって、記憶に残るような優れた芸術文化体験ができ、歴史や芸術文化に愛着が深まるまちづくりを進めることが重要となります。

## 施策の展開

### ① 芸術文化の振興

- 自主的で活発な活動が展開されるよう文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化、地域の伝統文化に親しむことのできる機会を創出します。
- 関係機関への通知、ホームページ、プレスリリース等を活用し、市民文化活動や公演内容等をわかりやすく周知します。市民が芸術文化、地域の歴史に親しむことのできる機会を創出し、地域の文化力の向上を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 文化施設の利用助成事業 | 市民の文化活動を支援するため、東総文化会館利用料の一部を助成します。 |
| 文化振興事業 | 市民の文化意識の高揚を図るため、コンサート、公演等の各種文化振興事業を実施します。 |
| 市民文化活動の支援 | 文化活動の充実・活性化を図るため、各種文化団体の相互交流を促進し、自主運営と事業活動を支援します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 市民文化活動の観客数 | 令和 5 年度 | 6,366 人 | 7,000 人 |

### ② 文化財の保護

- 大原幽学の関係資料等をはじめとした歴史的遺産を展示・公開するとともに、大原幽学遺跡を魅力ある史跡公園に整備するなど、文化財活用のための環境を整備します。
- 大原幽学記念館への来館に向けた PR や案内誘導看板を設置するほか、利便性を向上するための環境整備を進めます。
- 文化財の保護、保存と関係施設の整備を図るとともに、伝統文化保存のため、文化財継承団体の活動を支援します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 文化財保存事業 | 各地域の歴史の証である埋蔵文化財や民俗資料等を保存・活用します。 |
| 文化財保存・継承団体への助成 | 文化財の保存・継承のため、各種文化財の継承団体に助成します。 |
| 大原幽学関係資料の保護・保存 | 大原幽学関係資料の保護・保存を行うとともに、国指定文化財の追加指定を目指し、関係資料の調査を行います。 |

| | |
|---|---|
| 大原幽学遺跡史跡公園の充実 | 国指定文化財の大原幽学遺跡を中心とする史跡公園について、文化財の保護とあわせ、市民が地域の文化に触れ、憩いの場となるよう整備します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 大原幽学記念館の入館者数 | 令和 5 年度 | 4,005 人 | 5,000 人 |

## 施策 10　青少年の健全育成

### 目指す姿

豊かな人間性と社会性を兼ね備え、活力に満ちた未来を担う青少年を地域全体で育み、支えます。

### 現況と課題

- 青少年を取り巻く社会環境は、核家族化、少子化が進む中で、地域での人間関係の希薄化や地域活動への関心の薄れ、こどもたちの異年齢間での遊びの減少など、ますます、多様化、複雑化しています。
- 急激な情報化社会の進展は、パソコンやスマートフォン等の普及により、インターネットの利用を拡大させ、友人や仲間とのコミュニケーション手段に大きな変化をもたらすとともに、有害情報へのアクセスやトラブル等の問題も発生しています。
- このような状況が、青少年の家庭や地域社会への関わりや社会自立など、健全な育成を難しいものにしています。
- 次代を担う青少年が、個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性などを兼ね備え、活力に満ちた一人の人間として成長することは、地域社会として重要です。
- その実現のためには、家庭と地域・学校等の関係機関・団体が一体となり、密接な連携のもとで、体験学習や地域活動の実践を通じて地域との関わりや世代間交流を促進し、社会性や自己肯定感、他人を思いやる豊かな心を持つ青少年を、育成していくことが求められています。

## 施策の展開

### ①　青少年の健全育成の推進

- 青少年が広い視野を持ち、見識を養い、心身ともに健やかで、たくましく育つため、家庭や学校、地域社会、関係団体の協力・連携により、実践活動を通した健全育成を推進します。
- 青少年の非行防止、学校やこどもの安全確保に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 地域子ども教室事業 | 放課後や週末に、学校や公民館等を利用し、地域の大人が指導者となり、こどもたちの文化活動やものづくり活動等のさまざまな体験の場、及び地域住民との交流の機会を創出します。 |
| 成人式開催事業 | 「大人としての自覚を促し、自ら生きぬこうとする青年を励ます」ことを目的に二十歳のつどいを実施します。 |
| 青少年育成市民会議の推進 | 市民一人ひとりが青少年の問題に関心を持ち、家庭や学校、地域等の各種団体がそれぞれの立場で行政と協働して青少年の健全育成を推進します。 |
| 青少年相談員連絡協議会活動の充実 | 青少年相談員が青少年と真に一体となり、ともに喜び、ともに語り、青少年の健全育成を推進するため、地域の特色を生かした青少年健全育成活動を展開します。 |
| 子ども会活動の促進 | 地域の大人が指導者となり、主体となる子ども会事業や地域事業等について支援し、さまざまな体験活動を実施します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 青少年健全育成団体主催事業への参加者数 | 令和 5 年度 | 557 人 | 600 人 |

## 施策 11　互いに認め合う社会の形成

### 目指す姿

誰もが互いを尊重して認め合い、個性と能力を発揮しながら自分らしく活躍できるまちづくりを促進します。

### 現況と課題

- 本市では男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策の推進に取り組んでおり、男女共同参画に対する意識は少しずつ浸透しているものの、令和4年11月に実施した「旭市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、今もなお、固定的な性別役割分担意識※が根強く残っていることが多く、仕事・家事・育児の両立が難しい現状であることがうかがえます。
- こうした固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス※が地域に根強く残っており、暮らし方や働き方に影響を与え、女性が不平等感を持つ要因となっています。男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人口流出が続く可能性があります。性別にとらわれない選択を可能にするためには、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを払拭していくことが重要です。
- 市民意識調査によると、DV※被害の相談について、「友人・知人に相談した」が 35.0%と最も高く、次いで「どこ(だれ)にも相談しなかった」が 33.3%となりました。全ての暴力は人権の侵害にあたり、決して許されるものではなく、根絶に向けた取組が必要です。特に、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、家庭内で行われた場合には同居するこどもにも重大な影響を及ぼすものです。男女共同参画社会の実現には、性別や年齢、障がいの有無、国籍などを問わず、全ての人々の人権が尊重され、暴力や差別、偏見、いじめ、ハラスメントのない社会を築いていく必要があります。
- 誰もが社会の対等な構成員として自らの希望で、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、市民が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を実現することがとても重要になってきます。

## 施策の展開

### ①　男女共同参画の推進

- 誰もが互いを尊重して認め合い、個性と能力を発揮できるまちづくりを目指し、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図ります。
- 被害者が相談につながるよう、ＤＶ相談窓口を広く周知し、関係機関と連携した支援体制を推進します。
- 女性委員の登用率向上に向けた、関係部署への周知を図るとともに、登用選考で女性を登用しない理由等の調査を行うなど、積極的に女性委員の割合を高める取組を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 市民相談事業 | 法律問題や行政への意見、人権侵害等の相談の機会を提供します。 |
| 男女共同参画社会の啓発 | 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。 |
| 審議会等への女性委員登用の促進 | 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り、積極的に女性の登用を促進します。 |
| DV・虐待被害者の支援 | 関係機関と連携し、DV 等被害者に適切な支援を行い、状況に応じて緊急避難等の対応を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 審議会等における女性委員の割合 | 令和 5 年度 | 27.6% | 40.0% |

# 基本目標３
# ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり

## 施策 12～施策 21

## 施策 12　生涯活躍のまち推進

### 目指す姿

公民連携体制のもと、「旭市にしかない・旭市ならではの魅力とライフスタイル」の創出により、多世代が交流し、生涯にわたり活躍できる持続可能なまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 生涯活躍のまち※は、多世代が交流し、生涯活躍できる持続可能なまちづくりを目指して令和４年 ４ 月にまちびらきを行い、多世代交流施設「おひさまテラス」を中心に多様な交流や活躍に関する事業を展開しており、全国の自治体等から多数の視察も受け入れています。
- まちづくりの推進主体は、事業者グループからなる「一般社団法人みらいあさひ」（令和 ４ 年 ４ 月設立）と旭市や旭中央病院、大学、市内経済団体等で構成される任意団体「みらいあさひ協議会」（令和４年７月設立、事務局：一般社団法人みらいあさひ）の公民連携体制により、概ね 30 年間にわたるまちづくりに取り組むこととしています。
- みらいあさひ協議会の活動実績として、具体的なまちづくりの指針となる「エリアビジョン※」をとりまとめ、普及活動に取り組み始めています。
- 一方、市民アンケート結果では、約 1/3 の市民がみらいあさひを「知らない」（32.7％）と回答しており、「知っているが行ったことがない」（17.6％）と合わせると約半分の市民が「行ったことがない」結果となっています。
- エリアビジョンの普及と発信を促進し、みらいあさひを多くの市民に周知し来訪していただくことが重要です。あわせて、多世代の交流と活躍の場を一層充実させるとともに、これらの取組効果を市内全域に波及させ、移住・定住につなげることが求められます。

## 施策の展開

### ①　公民連携による多世代の交流と活躍の場の創出

- 都市住民等の来訪者と市民の多世代が活躍できる交流の場と機会を創出するとともに、生涯活躍のまちを市全体の活性化につなげるための拠点として、市内全域に効果を波及させます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 生涯活躍のまち推進事業 | 人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるため、地方創生の観点から国の推奨する「生涯活躍のまち」に基づき、旭市にしかない、旭市ならではの“魅力とライフスタイル”の創出・提供を図ります。 |
| 生涯活躍のまちみらいあさひ・ローカルチャレンジャー育成プログラム推進 | ローカルチャレンジャー育成プログラム卒業生による中心市街地等における空き店舗等を活用した起業・創業及びリノベーションまちづくりを推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 移住相談件数 | 令和5年度 | 176 件 | 200 件 |
| おひさまテラス入館者数 | 令和5年度 | 18 万人 | 20 万人 |

## 施策 13　移住・定住の促進

### 目指す姿

本市の多様な魅力と暮らしやすさを発信するとともに市全体で共有し、市民みんなで「ず～っと大好きなまち旭」のまちづくりを進めることで移住・定住を促進します。

### 現況と課題

- 少子化による人口減少は今後も進行が予測されることから、定住人口の確保について実効性を高めながら取り組んでいく必要があり、そのためには、魅力と働きがいのある仕事と安心安全で暮らしやすい生活環境の創出が不可欠です。
- 本市では、移住・定住を促進するため、定住促進奨励金や旭市移住支援金（旭市 UIJ ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金）、若者世帯住宅取得奨励金など、さまざまなタイプに対応する支援金制度を設置して定住人口の確保に努めており、転入・転出数（社会増減）については、小幅な増減を繰り返しながら推移しています。
- 都市住民等の移住先として候補に上がるよう、本市の魅力と移住・定住支援制度を効果的に PR し、知ってもらう必要があります。そのためには、パンフレットの配布に加えて、SNS等での周知に取り組むとともに、リニューアルした市の移住・定住サイト「あったか！旭」をより多くの方に見てもらえるように工夫するなど、発信力の強化が重要となります。

## 施策の展開

### ① 移住・定住促進対策の推進

- 各種移住相談イベントに参加して個別相談を行うなど、本市の魅力を積極的に情報発信することで、市外からの移住希望者への制度周知等を図るとともに、市内で暮らすことの意欲を高め、市内に住宅を取得し、移住・定住する人を支援します。
- 移住希望者の目に留まるような情報発信に向けて、移住・定住特設サイト「あったか！旭」の内容の充実と更新を行うとともに、移住・定住支援ガイドパンフレットの配布を行います。また、近隣市と連携した情報発信等の実施について、千葉県と連携して検討を行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 定住促進奨励金交付事業 | 定住を目的に新たに本市へ転入し、新築住宅の建設・購入又は中古住宅を購入した人に対し、移住費用の一部として最大150万円を交付します。 |
| 若者世帯住宅整備支援金 | 市内に在住の若者（39歳以下）が、定住する意思をもって市内事業者から新築住宅を取得した場合に最大100万円の奨励金を交付し、少子化対策及び地域経済の活性化を図ります。 |
| 移住支援等の情報発信 | 移住する際の支援策等を関係機関と連携するとともに、ワンストップで支援し、移住の促進を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和11年度） |
|---|---|---|---|
| 転入世帯数（定住促進奨励金交付事業） | 令和5年度 | 48世帯 | 56世帯 |
| 移住・定住特設サイト「あったか！旭」のアクセス件数 | 令和5年度 | 40,964件 | 70,000件 |

## 施策 14　交流の促進

### 目指す姿

海外や市内外の人と人、地域と地域の多様な交流を促進し、本市の認知度の向上と旭ファンの増加を図ることで、さらなる地域の活性化と発展につなげます。

### 現況と課題

- 人口減少が進む中で地域を活性化させるには、国内外から多くの人々に来訪していただき、多様な交流を展開することが重要です。
- 本市の歴史・文化、産業、スポーツに関する祭事やイベントの充実及び姉妹都市※との親善交流を促進するとともに、本市の特産品やイメージキャラクター「あさピー」、ロケツーリズム等を活用した積極的なシティプロモーションの推進により、本市の知名度を高めていく必要があります。
- 国際的な視野を持ち、スポーツや文化、観光などさまざまな分野でコミュニケーション能力を発揮し交流を促進することができる人材の育成が重要な課題です。

※ 姉妹都市：市民の文化交流や親善を目的として、長野県茅野市と平成 17 年 10 月 29 日、沖縄県中城村と平成 24 年 2 月 15 日に姉妹都市提携を結びました。茅野市とは旧旭市が昭和 49 年から姉妹都市として、また中城村とは旧飯岡町が平成 16 年から友好交流町村として親交。合併後もより一層親善を深めています。

## 施策の展開

### ① 交流事業の促進

- 農業資源の活用やスポーツ、体験プログラム等の各種事業を実施し、自然豊かな本市をホームページやSNSなどを利用してPRし、市内外から人々が集う活発な交流を推進します。
- ロケツーリズムを推進し、積極的なシティプロモーションを行うことで、市民のシビックプライドの醸成を図ります。
- ふるさと応援寄附については、本市の関わりや知名度向上につながる魅力ある返礼品や釣り船乗船券などの旭市を直接訪れる体験型メニューである返礼品を充実・周知を図ることで、関係人口の拡大につなげます。
- イメージアップキャラクターである「あさピー」や、本市の「観光大使」が情報を広く発信することで、市内外での本市の認知度向上を図るとともに、市民にもこれらに親しみを持ってもらえるよう、官民一体となって旭市の情報発信力の向上を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| シティプロモーション推進事業 | 官民一体となって、映画・ドラマ・CM 等の撮影に対する協力及びロケ誘致活動を行うことにより、旭市の魅力、認知度及びイメージの向上を図り、あわせて市民の地域に対する誇り及び愛着心の醸成を図ります。 |
| 幽学の里で米作り交流事業 | 大原幽学ゆかりの水田を活用し、米づくり体験を中心に都市住民等と交流活動を実施することで、豊富な農水産物と観光資源のPRを図ります。 |
| スポーツ振興事業 | 「しおさいマラソン大会」や「ぽるぽろ」を通じた都市住民等の交流を促進します。 |
| ふるさと応援寄附推進事業 | 本市への寄附者に対し特産品や体験型の返礼品を提供することで、本市の魅力を全国に発信し、知名度の向上、産業の活性化、関係人口の増加を図るとともに財源の確保に努めます。 |
| 旭市イメージアップキャラクター活用事業 | イメージアップキャラクター「あさピー」を活用し、本市のさまざまな魅力や特性を市内外に効果的及び積極的に発信することで、本市のイメージアップを図ります。 |
| 旭市観光大使の活用 | 本市にゆかりのある有名人等を観光大使として、全国に市の魅力を広く宣伝し、イメージの向上を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 交流人口（しおさいマラソン大会、ぽるぽろ、幽学の里で米づくり交流） | 令和 5 年度 | 3,020 人 | 4,080 人 |

## ② 自治体間交流の促進

- 姉妹都市である長野県茅野市及び沖縄県中城村との交流を通じて、双方の地域資源を活用しながら、市民の相互理解や友好を深めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 沖縄交流事業 | こどもたちの市民としての誇りや郷土愛を育むため沖縄県中城村との交流を推進します。 |
| 旭市姉妹都市宿泊助成事業 | 姉妹都市との相互の交流の促進を図るため、姉妹都市の宿泊施設に宿泊した市民に、宿泊費の一部を助成します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 姉妹都市宿泊者年間人数 | 令和 5 年度 | 68 人 | 250 人 |

## 施策 15　安全で快適な道路の整備

### 目指す姿

地域と暮らしと産業をつなぐ広域道路網、及び安全で便利な市内道路網の整備を促進します。

### 現況と課題

- 本市の道路構成は、市域を東西に横断する国道126号を中心に県道と東総広域農道が骨格を形成し、それら幹線道路と連絡して市道が市内全域に張り巡らされています。
- 首都圏や成田国際空港からのアクセス面では、首都圏中央連絡自動車道の松尾横芝 IC（大栄JCT～松尾横芝IC・令和8年度開通見込み）から続く銚子連絡道路二期区間（横芝光町から匝瑳市間の延長5.0km）が令和 6 年 3 月 31 日に開通し、交通の円滑化や安全性の向上に加え、地域医療サービスの向上や地域の防災機能強化、物流や観光等の産業面での活性化効果が期待されています。さらに第三期として匝瑳市から旭市までの延長約13kmの延伸が事業化されており、この開通により、一般国道126号飯岡バイパス、事業中の八木拡幅が一体となり、銚子連絡道路の山武市から銚子市間が完成することになります。
- 市内主要道路では、旭中央病院アクセス道（南北線）が、国道126号から東総広域農道までの約2．3kmの開通（令和4年3月30日）により全線開通となり、周辺の慢性的な交通渋滞の解消と地域住民の利便性向上につながっています。
- 銚子連絡道路の円滑な事業推進とその他市内路線の維持管理や整備の促進が課題です。特に、市民アンケートでも要望の多かったこどもや高齢者が安全に安心して歩行できる道路環境の整備は重要な課題です。なお、自転車ネットワーク計画に基づき、自転車の活用推進を図るため通行スペースを整備し、安全な通行空間を確保することを進めます。

## 施策の展開

### ① 主要道路の整備、国・県道の整備促進

- 市内の円滑な交通を確保するとともに、産業振興や地域間交流を促進するための広域幹線道路及び地域間を結ぶ幹線市道の整備を進めます。
- 安全で快適な道路環境と広域的な交流を促進するため、国道及び主要地方道、一般県道の整備を県に要望します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業 | 国道126号飯岡バイパス三川地先から蛇園を経由し、主要地方道銚子・旭線に至る道路の整備を進めます。 |
| 震災復興・津波避難道路整備事業 | 飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。（横根三川線、椎名内西足洗線） |
| 谷丁場遊正線整備事業 | 銚子連絡道路インターチェンジに接続させるため、都市計画道路谷丁場遊正線の延伸整備を進めます。 |
| 大間手線道路改良事業 | 国道126号と東総広域農道間の避難機能とアクセス向上を図るため、海上コミュニティ運動公園北から東総広域農道間の道路改良を進めます。 |
| 銚子連絡道路の整備促進 | 早期完成を国県に要望します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 市計画路線の用地取得率 | 令和 5 年度 | 84.6% | 100% |

### ② 市道の整備

- 安全で円滑な交通を確保するため、市民からの要望を把握し、計画的に市道の整備を進め、老朽化した道路の維持管理を適正に行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 市道の維持補修事業 | 老朽化した舗装や破損した道路の維持補修を行います。 |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 災害の未然防止のため、必要な対策工事等を講じていきます。 |
| 道路新設改良事業 | 未改良部分の整備や舗装を計画的に行います。 |
| 橋梁長寿命化修繕事業 | 橋梁の予防保全型維持管理を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 市民アンケートで「安全で快適な道路の整備」に満足（満足＋やや満足）と回答した人の割合 | 令和 5 年度 | 44.4% | 60.0% |

## 施策 16　公共交通網の整備

### 目指す姿

誰もが利用しやすい持続可能な地域と一体となった公共交通、及びまちづくりと連携した魅力的な交通環境の整備を促進します。

### 現況と課題

- 本市の公共交通は、鉄道、路線バス、高速バス、コミュニティバス、デマンド交通「きらりんタクシー」及び一般タクシーなどが運行していますが、近年、人口減少と高齢運転者の増加等により利用者が減少しています。また、労働時間の上限基準の改善による交通事業者の運転手不足や高齢化問題も生じており、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- このような状況を受け、地域にとってより望ましい公共交通の姿を明らかにし、市民が利用しやすい持続可能な公共交通体系を構築するため、マスタープランとなる「旭市地域公共交通計画」を令和 5 年 3 月に策定しました。
- 地域公共交通計画に基づき、コミュニティバスのルート・ダイヤ等の見直しやデマンド交通のサービス拡充等の検討を進めるとともに、公共交通マップの改定・配布やバスの乗り方教室等の実施による利用促進に向けた持続的な取組が必要です。
- 自動運転や MaaS※等の交通 DX※、及び環境にやさしい EV バス・タクシー※等の交通 GX※への取組も検討していく必要があります。

## 施策の展開

### ① 公共交通の確保

- コミュニティバスやデマンド交通の運行について、利用状況等の評価・検証を継続して行い、必要に応じて見直しを行うなど、社会動向や需要に応じた運行体制の確保に取り組みます。
- 利用者の利便性向上を図るため、路線バスと鉄道の乗り継ぎを考慮したダイヤ編成をバス事業者と協議するほか、運行経費の助成を行うなど、路線バスの維持・活性化を図ります。
- JR 総武本線のダイヤ編成、施設整備等を JR 東日本に要望するとともに、鉄道利用者が増加する取組を研究する等、鉄道の運行の維持、そして利便性向上を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| JRへの要望 | JR 施設の整備、ダイヤ編成等の要望活動を県や総武本線沿線自治体と行うとともに、鉄道利用者が増加する取組の研究等を行い、鉄道の運行の維持、利便性の向上を図ります。 |
| コミュニティバス等運行事業 | 高齢者等の交通弱者といわれる人々の交通手段を確保し、市民の積極的な社会参加及び公共交通の充実を図ります。 |
| デマンド交通運行事業 | 市内公共交通を補完する交通システムとして、交通空白地域やバス停までの歩くことが難しい高齢者等の移動手段の確保を図ります。 |
| バス路線維持対策事業 | バス事業者が運行するバス路線への補助を行い、市民の移動手段の確保を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 公共交通利用者数（コミュニティバス・デマンド交通） | 令和 5 年度 | 63,000 人 | 67,000 人 |

### ② 公共交通の利用促進

- 公共交通の運行情報をわかりやすく周知するため、公共交通のダイヤやルートなどの情報を一元的に掲載した総合公共交通マップを作成します。
- 高齢者や公共交通に乗りなれていない市民が、公共交通を利用して安心かつ抵抗なく目的地に移動できるよう、公共交通を利用した移動モデルプログラムを作成するほか、市内の観光スポット等を巡る観光モデルルートを作成する等、公共交通の利用促進、交流人口の増加につながる取組を行います。
- コミュニティバスや路線バスへの理解や関心を高めるとともに、交通安全への理解を深めるため、将来の利用者となるこどもたち等を対象とした、バスの乗り方教室を実施します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
| --- | --- |
| 地域公共交通の利便性向上及び利用促進 | 地域公共交通計画の施策に取り組み、評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、社会動向や需要に応じた対策を講じます。また、デマンド交通の周知、出前講座・バスの乗り方教室の実施、キャッシュレス決済・MaaS の研究等、公共交通の利用促進につながる取組を実施します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
| --- | --- | --- | --- |
| デマンド交通の登録者数 | 令和 5 年度 | 1,634 人 | 3,000 人 |

## 施策 17　安全･安心な水の供給

### 目指す姿

基幹管路及び基幹施設の耐震化を進めるとともに、経営基盤を強化し、将来に続く安定した事業運営により、安心･安全な水を安定して未来に届けます。

### 現況と課題

- 本市の基幹管路の耐震化率は令和5年度末で 8%に留まっており、東日本大震災及び能登半島地震の教訓から、基幹管路及び基幹施設の耐震化が急務となっています。
- 本市の令和 5 年度末の上水道普及率は 90.4%となっており、平成 30 年度末の 87.6%から増加していますが、給水人口は平成 27 年度の 57,910 人をピークに減少傾向をたどり、令和 5 年度末は 56,273 人となっています。今後も人口減少を背景に給水人口は減少する見通しです。
- 本市の水道事業は、合併前の旧 1 市 3 町全てで昭和 56 年から給水を開始しており、配水管に主に使用されている塩化ビニル管の耐用年数を経過していることから、老朽化した配水管や機械設備、施設の計画的な更新の必要性が生じています。
- 今後も引き続き、水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づいて、計画的に更新を行ってくとともに、技能を持った職員の採用･育成、並びに民間との協業体制の検討･協議も進める必要があります。

## 施策の展開

### ①　上水道の安定供給

- 各配水系に係る給水区域を見直し、自然流下方式による給水区域の拡大を通じた、合理的・経済的な配水システムの構築を目指します。
- 引き続き適正な配水池の維持管理、配水管の漏水対策や耐震化の推進、機能強化のための布設替え等の取組を推進するほか「旭市水道事業ビジョン」に基づく、老朽化施設の計画的な整備・更新等や近隣の水道事業体との応急給水体制の構築に努めます。
- 未使用世帯への PR を継続し普及促進を図るとともに、配水管が整備（布設）されていない地域については、配水管布設費用の負担軽減のための補助制度の利用を促進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 基幹管路の耐震化 | 計画的に基幹管路の耐震化・更新を行い、災害等への対策強化を図ります。特に災害時の避難所や重要拠点への配水管路については、優先的に進めていきます。 |
| 配水区域の最適化 | 災害時に動力を必要としない、自然流下方式の配水場からの配水区域を拡張し、災害時等の安定供給を図ります。 |
| 基幹施設の耐震化 | 施設の老朽度を勘案しながら、計画的に基幹施設の耐震化を進め、安定的な水の供給と災害等への対策強化を図ります。 |
| 上水道の普及促進 | 未使用世帯に対して戸別訪問を行い、利用を促進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 基幹管路の耐震化率 | 令和 5 年度 | 8% | 50% |

## 施策 18　公園の充実

### 目指す姿

自然環境と調和し、市民の暮らしを健康で豊かにする、魅力的な交流と憩いの場を創出します。

### 現況と課題

- 公園は、市民が自然とふれあい、生活にうるおいと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、文化・スポーツ・レクリエーションの場であり、また、健康づくりや交流の場となるほか、災害時には避難場所や広域防災拠点となる等、豊かで安全・安心な地域づくりに資する多くの機能を有しています。
- 本市には、旭文化の杜公園や旭スポーツの森公園、袋公園、海上コミュニティ運動公園、三川ふれあい公園、児童遊園、農村公園、さらに海岸部には、いいおかみなと公園や県立九十九里自然公園等、多くの緑豊かな公園が開設されています。
- 公園の維持管理には、遊具等の点検や補修、草刈りや樹木の剪定、定期的な見回り等、多くの人手と費用がかかります。また、あまり利用されていない公園の利用促進も課題です。
- 公園機能を主要な公園に集約していくことを検討するとともに、Park-PFI 等の民間活力の導入による魅力的で行きたくなる公園づくりが求められます。
- 市民や市内事業者との協働による健康増進や多様な交流の場づくりを推進することで、公園を利用する市民を増やし、公園を拠点とした生きがいづくりと地域コミュニティのつながりの強化を促進することも重要な課題です。

## 施策の展開

### ① 公園の維持管理

- 市民の健康づくりや憩いの場として、公園施設の適切な維持管理を行うとともに、各地域の特性や市民ニーズにあった公園機能の充実を図ります。
- 地域と連携を図った公園の利活用や維持管理についての検討を進め、魅力的な公園の整備を図ります。
- 定期的なパトロールを行うほか、施設の器物破損やゴミの不法投棄が多い公園については、防犯カメラを設置し、問題箇所の早期発見・早期対処に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 公園維持管理 | 都市公園や児童遊園、農村公園、観光公園等が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理を行います。 |
| Park-PFI の推進 | 魅力的な都市公園を整備するため、民間活力の導入に向け調査・研究を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 公園管理に対する要望対応割合 | 令和 5 年度 | 80% | 90% |

## 施策 19　居住環境の充実

### 目指す姿

自然・文化・産業等の調和がとれた、災害に強く、多世代が快適で暮らしやすい居住環境を創出します。

### 現況と課題

- 本市では、快適で暮らしやすい居住環境を形成するため、道路、上下水道、排水、公営住宅等の整備や空き家対策等を推進していますが、今後は、移住・定住の促進に向け、居住環境面での更なる魅力づくりが求められます。
- 東日本大震災の経験と教訓を生かし、地域ごとの特性を踏まえた災害に強い良好な居住環境の整備についても、引き続き注力していく必要があります。
- 都市計画については、都市計画マスタープラン※の方針に基づき、地域の特性を活かした市全体の均衡のとれた計画的な土地利用を進めていますが、将来にわたり秩序ある良好な居住環境を保全し、災害に強い一体の都市として均衡ある発展を推進するため、都市計画区域※を市全域へ拡大します。
- 住宅面に関しては、公営住宅等長寿命化計画等に沿った維持管理を実施するとともに、空き家問題について、市内の空家等※に関する総合的かつ計画的な施策を所有者等、市民、民間事業者及び市が、それぞれの役割を認識しながら協力していくために、令和6年度に「第2期旭市空家等※対策計画」を策定しました。今後は、同計画の基本方針に基づき、空家等の発生の予防、空家等及び空き地の利活用、家等の悪化防止・解消に取り組む必要があります。

## 施策の展開

### ① 秩序ある土地利用

- 都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえ、地域の特性を生かしつつ、バランスある土地利用を推進し、良好な居住環境の保全に取り組みます。
- 宅地開発に対し適正な誘導を行い、良質な宅地の形成を促進します。
- 本市の一団性を持つ農地は、貴重な農業基盤であるとともに豊かな自然環境を創出していることから、引き続き施策との調和を図りながら農用地の保全に努めます。
- 本市特有の恵まれた自然環境や変化に富んだ地形からなる眺望景観等を積極的に保全します。
- 必要な施策を検討し、市民が暮らしやすく、誰もが訪れたいと感じる都市空間形成を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 都市計画マスタープランの策定 | 都市計画区域拡大後の都市計画マスタープランを作成し、今後の都市の姿の検討を進めます。 |
| 良好な住居環境の形成 | 宅地開発指導要綱等に基づき、宅地開発事業の適正な指導を行い良質な宅地水準を確保します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 都市計画マスタープランの策定 | 令和 6 年度 | 未策定 | 策定 |

### ② 住みよい居住環境の確保

- 住み良い居住環境を確保するため、都市計画区域を市内全域に拡大します。
- 住宅の取得が難しい市民等のため、市営住宅を適正に維持管理し、良好な居住環境を確保します。
- 公営住宅等長寿命化計画の見直しに合わせ、確保が必要な住宅戸数を推計、把握し、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化の著しい住宅は解体を進め、公営住宅の借上げ制度について検討を行います。
- 下水道の整備や合併処理浄化槽設置の促進、排水処理施設の維持管理等、水質保全や生活環境の改善に取り組むほか、冠水箇所の把握、調査を行い、改善を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 公共下水道の普及促進 | 公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の適正な事業運営とともに、普及を促進し、生活環境の向上を図ります。 |
| 公共下水道基幹施設の耐震化 | 施設の老朽度を勘案しながら、計画的に公共下水道基幹施設の耐震化を進め、安定的な生活排水の浄化と災害等への対策強化を図ります。 |
| 農業集落排水事業 | 老朽化した施設の修繕を実施し、家庭排水の集中処理方式による水質管理により農業用排水路の水質安定や生活環境の改善を図ります。 |
| 配水管布設費用補助事業 | 専用住宅等を対象として、配水管を整備(布設)する場合、費用について補助し居住環境の充実を図ります。 |
| 市営住宅の長寿命化及び老朽化住宅の解体 | 予防保全的な修繕及び耐久性の向上を図るとともに、老朽化の著しい住宅は新規募集をせずに解体を進めます。 |
| 居住環境の向上 | 住宅のリフォーム費用の一部を助成します。 |
| 冠水対策排水整備事業 | 道路冠水被害を改善するため、排水路の整備や浚渫等の適正な維持管理に努めます。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値(令和 11 年度) |
|---|---|---|---|
| 住宅リフォーム補助金交付件数 | 令和 5 年度 | 839 件 | 1,500 件 |

## ③ 空き家対策の推進

- 市内における空き家の実態を把握し、空家等対策計画に基づき対策を進めます。
- 今後懸念される空き家の増加を踏まえ、空き家所有者等に適正管理の啓発を行うことにより、地域の安全安心に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 空き家対策事業 | 地域の生活環境の保全を図るため、適切な管理が行われていない空き家についての適正な管理、除却を促すとともに、空き家やその跡地の活用を促進します。 |

◆業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値(令和 11 年度) |
|---|---|---|---|
| 空き家除却・活用・改修件数<br>(補助金利用を通して件数把握) | 令和 5 年度 | 2 件 | 10件 |

## 施策 20　協働･共創の促進

### 目指す姿

市民活動やコミュニティ活動などのまちづくりに、市民一人ひとりが主体的に関わる機運の醸成と環境づくりを促進します。

### 現況と課題

- 市民協働は、市民と市民、市民と行政が相互の理解と尊重、信頼のうえに成り立ち、各々が責任を持ち、対等･平等なパートナーの関係に基づいて課題解決を図るもので、「みんなで創る」という本市が掲げる将来都市像の実現方法に関する基本となるものです。
- 本市では、市を活性化させる自主的で創意あふれる事業を行う団体に経費の一部を補助していますが、新規の補助金交付団体が減少し、継続して活動できる団体も少なくなっており、制度自体も市民に浸透していないことが課題となっています。
- コロナ禍で各区における行事や会合等の実施が困難だったことの影響もあり、区の運営に対する住民の関心が低下しており、活動内容の周知と理解促進が課題となっています。
- 本市が学校や地域と連携して取り組んでいる「学校を核とした地域づくり」（地域学校協働活動）は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える取組であり、協働面での実効性の高い取組として引き続き注力していく必要があります。
- まちづくり活動の内容や重要性、市民や地域社会へのメリットについて、周知方法の見直しを図り、広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、理解と浸透を図るとともに、自立的、持続的な取組ができるまちづくり団体の増加が重要です。
- 区の活動の活発化と区への加入を促進するため、加入促進チラシの内容の見直しや区長ハンドブックの改訂を行いました。今後、加入促進チラシをおひさまテラス等へ設置するとともに、SNS を活用した PR にも取り組む必要があります。
- 地域住民の幅広いニーズに対応するため、産学官連携等の民間、団体、専門知識を活用し、地域課題の解決、市民サービスの充実につなげていきます。

## 施策の展開

### ① 市民活動団体やNPO等の育成・支援

- 市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、地域を担う人材の育成やNPO・ボランティア団体等を支援します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 市民まちづくり活動支援事業 | 市内で実施される、自主的で創意あふれる事業を行う市民まちづくり団体に対し補助金を交付します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 市民まちづくり団体登録者数 | 令和 5 年度 | 34 団体 | 37 団体 |

### ② 市民参加の推進

- 市政に対する市民意見の反映を目的として、積極的に審議会等の委員を公募し、市民参加型のまちづくりを推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 委員の公募 | 審議会等の委員の構成において、広く市民からも委員を募集します。 |
| 子ども議会の開催 | 市内小中学校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催し、学校で学んだ地方自治制度や地方議会制度について、こどもたちの理解を深めます。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| パブリックコメントにおける市民からの意見数 | 令和 5 年度 | 15 件 | 50 件 |

### ③ コミュニティ活動の推進

- 住民相互の連帯による地域社会を形成するため、コミュニティ意識の醸成を図るとともに、活発なコミュニティ活動の支援に努めます。
- 転入者・転居者に対して区への加入促進のチラシを市民生活課窓口にて配布するほか、区長等を通じて未加入者へ配布するなど、加入促進に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 地区集会施設建設・修繕事業 | 地域団体が行う地区集会場または、これに類する集会施設の建設や修繕に要する経費について補助金を交付します。 |
| 一般コミュニティ助成事業 | 地域団体が行うコミュニティ活動に必要な施設や備品等の整備に要する経費について補助金を交付します。 |
| 区への行政連絡事務委託 | 市民に対する行政連絡を徹底するため、市が行う行政連絡事務を区等に委託し、行政事務の効率化を図るとともに、地域コミュニティの緊密化に寄与します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 住民の区への加入率 | 令和 5 年度 | 56.5% | 61.8% |

## ④ 地域学校協働活動の推進

- こどもたちのために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたい、そんな「志」が集まる学校や地域をつくるため、保護者や地域住民、地元企業などの参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 地域学校協働活動の推進 | 学校と地域が連携・協働し、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し行うさまざまな活動を実施します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 地域学校協働活動への地域住民の参加者数 | 令和 5 年度 | 465 人 | 2,000 人 |

## ⑤ 産学官等の連携強化

- 地域が抱える課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かし、協力しながら、市民サービスの向上や地域の活性化を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 包括連携協定等の推進 | 幅広い分野で相互に人材等を活用し、地域が抱える課題の解決を図る取組を進めます。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 包括連携協定締結件数 | 令和 6 年度 | 8 件 | 13 件 |

## 施策 21　広報・広聴・情報公開の充実

### 目指す姿

市政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を図るとともに、市民の声を反映した市政運営を推進します。

### 現況と課題

- 市政情報を積極的に公開・提供し、市民と共有することは、市民への説明責任を果たすとともに、市民参加・協働を進めることにもつながります。
- 広報活動については、広報あさひやくらしの便利帳、市勢要覧等に加え、ホームページや SNS による発信にも努めていますが、情報量が多く多岐にわたるため、求める情報を検索し難くなっている一面もあります。
- 今後、行政運営に関する市民の関心の高まりや市民協働の促進により、市政情報の公開・提供や共有に対して、今まで以上に情報の鮮度やわかりやすさ、探しやすさが求められます。
- 特にホームページは、広報紙と並ぶ主要な情報発信ツールであり、多岐に渡る行政情報を探しやすく構成するため、今後も随時情報の整理を行うとともに、わかりやすい記事作成がより重要となります。あわせて、公式 LINE から目的とする情報へのスムーズなアクセスを可能にするなど、SNS の活用促進にも取り組む必要があります。
- 市が推進する健康づくりや子育て支援など、特色ある事業や他の自治体にはない強みを広く知ってもらうためには、メリハリをつけてポイントをわかりやすく表示したホームページづくりに取り組むことも重要です。
- 個人情報保護制度については、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から同法の直接適用を受けることになったことから、情報公開制度も含め、引き続き法令や条例を遵守し、適正な制度の運用が求められます。
- 広聴活動については、市民の声を市政に反映させるため、市長への手紙制度や意見交換会等、さまざまな取組により市民からの意見把握に努めています。市民と一体となったまちづくりを進めていくためには、個別の要望等ではなく、将来のまちづくりの参考となる意見や提案を出し合っていただく取組が今後も重要となります。
- 議会については、引き続き、本会議の生中継・録画中継のインターネット配信を実施するとともに、議会だよりの発行やホームページを活用し、積極的な広報活動や情報発信に取り組むことが重要です。

## 施策の展開

### ① 開かれた市政

- よりよいまちづくりに向けて、市民と直接話し合う場として意見交換会を開催し、将来に対する意見等を伺うことで開かれた市政運営を推進します。
- 市政の情報公開の推進と適切な個人情報の保護を図るため、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」を設け、適切に運用することにより、市政への信頼と透明性の確保に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 地域意見交換会 | 新しいまちづくりや将来に対する意見・提案をいただくとともに、地域の課題を伺うため、直接市民と話し合う場として意見交換会を開催します。 |
| 情報公開制度の運用 | 公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、市民への説明責任を全うするとともに、市民の知る権利を保障し行政への参加の促進と公正で透明な開かれた市政の発展に努めます。 |
| 個人情報保護制度の運用 | 個人情報を保護するために、その適正な取扱いを確保し、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼できる市政を推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 地域意見交換会の参加者数 | 令和 6 年度 | 185 人 | 200 人 |

### ② 広報広聴活動の推進

- 広報紙やホームページ、SNSなどのツールを活用して、情報の質と量を充実させ、わかりやすく速やかに発信することで、行政運営等への理解と市民協働の促進を図ります。
- 市民の意見や提案等を広く聴いて市政運営やまちづくりに反映させるため、多様な手段で広聴活動の充実を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 広報あさひ・情報誌の発行 | 行政情報や身近な話題等をわかりやすく伝えるため、広報あさひやくらしの便利帳を発行し、市政運営に対する理解と市民協働の促進を図ります。 |
| 市長への手紙制度 | 市政に関する意見、提案等を広く聴くことにより、協働による市政の運営とまちづくりを推進します。 |

| | |
|---|---|
| 旭の魅力発信事業 | 行政情報や地域情報の充実と速やかな発信に努めるとともに、広聴や市民の市政参加の窓口として、ホームページやLINE 等の SNS を活用し、より身近な情報発信を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 旭市公式 LINE 登録者数（ブロック者除く） | 令和 5 年度 | 4,459 人 | 10,000 人 |

## ③ 開かれた議会の実現

- 議会に対する市民の理解を深めるため、審議の過程や活動内容等に関する情報を積極的に公表し、 開かれた議会の実現を目指します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| インターネット議会配信事業 | 本会議の生中継・録画中継のインターネット配信をパソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末向けに実施することで、議会運営の情報を提供します。 |
| 議会だより | 定例会ごとに議案に関すること、一般質問に関すること及び委員会活動に関すること等を掲載し発行します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 議会ホームページのアクセス数 | 令和 5 年度 | 23,883 件 | 30,000 件 |

# 基本目標４
# 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり
## 施策 22～施策 31

## 施策 22　保健・医療の充実

### 目指す姿

市民一人ひとりの健康づくりを支援するとともに、地域医療機関や関係機関との密接な連携により病気の重症化を予防し、健康の保持・増進と健康寿命を延伸します。

あわせて、糖尿病の発症予防に取り組むことで、生活習慣の改善など、健康づくりに対する意識を高め、住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 近年の医療技術の進展や健康意識の高まり等により、平均寿命は延び続けていますが、本市の平均寿命は全国や千葉県平均に比べ短く、生活習慣病の増加等により「健康寿命」、特に「平均自立期間※」の延伸が課題となっています。
- メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等の受診率は停滞していることから、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療のため、健康診査受診への更なる働きかけが必要となっています。あわせて、食生活の改善や運動等による健康づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。
- がん（悪性新生物）は、国・県・旭市ともに死亡原因の第 1 位となっています。また、近年がん検診の受診率は低下傾向にあるため、がん検診受診率向上に向けた取り組みや、がんにならないためのより健康的な生活習慣をはじめとする自己啓発を促す働きかけが必要となっています。
- 市民アンケート結果では、「将来の暮らしに感じる不安や悩み」について、「介護や医療に関すること」あるいは「自分・家族の健康に関すること」の比率が高くなっていることから、健康教育や各種健診等を通じて、必要な予防対策や健康相談等、市民一人ひとりの健康づくりをサポートしていく必要があります。
- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等により、保健・医療に対するニーズはますます高まることが予想され、旭中央病院を核として、市内の医療・福祉資源を活用するとともに、生涯活躍のまち・みらいあさひ等とも連携し、生涯を通じた健康づくりを目指した取組を積極的に進めていく必要があります。
- 健康づくりに関する事業について、保健・医療の充実のために、デジタル技術の活用をさらに推進していく必要があります。また、デジタル技術の活用を進めながら、検診等の申し込み手続きなどを誰もがスムーズに行えるように環境を整えることも必要です。
- 医療面では、令和 5 年度末現在で診療圏人口 90 万人を擁する旭中央病院をはじめ、病院が 5 施設、一般診療所が 36 施設、歯科診療所が 36 施設あり、病気の初期治療から高度医療・

救急医療に至るまでの医療体制が構築されています。

- 小児科医の不足や診療所医師の高齢化については、本市にとっても深刻な問題であり、「かかりつけ医」としていた患者である市民に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。今後は、関係機関や周辺地域との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めていく必要があります。
- 医療機関との連携、業務分担による地域全体の医療サービスの充実を図るため、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及・啓発の推進が必要となります。
- 本市では、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社及び千葉大学医学部附属病院との3者協定のもと、糖尿病患者の発症抑制や重症化予防のための共同研究など、さまざまなプログラムの実施やイベント等の開催を通じて、市民への糖尿病対策、健康増進（CCD プロジェクト）に取り組んでいます。
- この CCD プロジェクトの推進にあたり、庁内に「旭市 CCD プロジェクト推進チーム」（ヘルシーナッジチーム※、ユニサポチーム※、歩きたくなるまちチーム※）を組成し、令和7年12月までチームで糖尿病を始めとした生活習慣病予防や健康増進の企画と実施に取り組んでいます。
- 引き続き 3 者協定のもと、庁内推進チームの活動を中心に取組を進めるとともに、課題となっている千葉県平均より高い糖尿病診断者の割合の低下、及び車社会で歩行歩数が少ないこと等による肥満や生活習慣の改善を図ることが重要です。
- 特に、健康管理への意識や関心を高める働きかけが重要な課題です。

## 施策の展開

### ①　健康づくりの推進

- 健康づくりは、日常生活の中で継続的に取り組むことが大切なため、「食」を含めた健康づくりを支援していくとともに、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることにより、健康維持の保持・増進と健康寿命を延伸します。
- 気軽にできる運動の習慣化を図り、体力の維持向上と健康の保持増進のため、トレーニングルームの利用促進やスポーツ教室を開催する等、市民の健康体力づくりに取り組みます。
- 生涯を通じて健康づくりの意識を高めるため、小中学生に対するがん予防等の健康教育や後期高齢者に対する保健指導や健康教育を実施し、自らが健康的な生活習慣を実践できるように支援します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 高齢者筋力向上トレーニング事業 | 高齢者を対象にトレーニング機器を使用した運動機能の向上と健康増進を図ります。 |

| | |
|---|---|
| 健康増進センター事業 | 青年・中高年層を対象に、ウォーキングや有酸素運動等を通して、健康づくりの推進及び生活習慣病の予防を図ります。 |
| 保健推進員活動事業 | 行政は、保健推進員に対し、健康に関する研修を行い、保健推進員は、行政と住民とのパイプ役として健康づくり活動を行います。 |
| 健康相談・教育事業 | 生活習慣病予防等のための健康教育・健康相談等を実施します。 |
| あさひ健康応援ポイント事業 | 検診（健診）の受診や健康目標への取組等に対して景品を進呈し、健康づくりへの動機づけを図り、生活習慣病の予防につなげます。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 | 令和4年度 | 31.9% | 20.0% |

## ② 病気予防対策の充実

- がん検診においては、休日検診やレディースデー（女性専用検診日）を継続して実施するなど、受診しやすい体制づくりに取り組みます。また、その他の検診の充実を図り、病気の早期発見・早期治療の促進に努めます。
- 特定健康診査等の受診勧奨や減塩等の健康教育及び糖尿病の重症化予防等保健指導を実施し、生活習慣病の予防・悪化予防の取組を継続して実施します。
- 各種予防接種を実施し、感染症予防に努めます。
- こころの健康に関する正しい知識の啓発を行うとともに、精神障害者やこころに悩みのある人への相談体制を整備していきます。
- 市民の健康に関するニーズに応えるため、市民が気軽に相談できる保健・医療・介護等の相談体制の充実を図り、総合的な支援ができるように努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| がん検診事業 | がんの早期発見・早期治療へつなげるため、各種がん検診を実施します。また、がん発症予防のための啓発活動を行います。 |
| 特定健康診査等事業 | 国保被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等を行い、生活習慣病の予防を図ります。 |
| 成人健康診査事業 | 病気の早期発見・早期治療へつなげるため、骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検診・歯周病検診を実施します。 |
| 短期人間ドック事業 | 病気の早期発見・早期治療を図るため、35歳以上の国保被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。 |
| 後期高齢者短期人間ドック助成事業 | 病気の早期発見・早期治療を図るため、後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。 |
| 感染症予防対策事業 | 感染症予防のため、各種予防接種を実施します。また、保健所・医療機関等と連携して感染症予防対策を図ります。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 市の死亡原因のうち悪性新生物による死亡比率(比率:人口 10 万対) | 令和2～4年度平均 | 333 | 300 |

## ③ 地域医療機関との連携

- 地域の医療機関等と連携し、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及・啓発を推進します。
- 住み慣れた地域(住居)で、安心して生活できるように、医療機関等と連携し、在宅医療(介護)サービスの提供が受けられるように支援していきます。
- 看護学生への貸付金制度をホームページにて市内外に PR するとともに、県内の看護師養成施設へ周知を行う等、市内の医療従事者の充足を図っていきます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 滝郷診療所の充実 | 滝郷診療所の施設の充実を図るとともに、健全な運営に努めます。 |
| 地域医療体制整備事業 | 小児科不足の解消を目的とし、市内に小児科を有する診療所を開設する者又は新たに小児科を診療科目として追加する者に対して、補助金を交付します。 |
| 旭中央病院の充実 | 中期(4 年間程度)の目標・計画に基づき、救急医療等の医療提供体制の充実、地域医療機関との連携・機能分担、医師、看護師の確保、育成等により診療機能・サービスの充実を図ります。 |
| 看護学生入学支度金貸付事業 | 看護師確保のため、将来、看護師として市内の医療機関の業務に従事しようとする看護学生に対し、養成施設(4 年制大学)への入学に必要な資金の一部を貸し付けます。 |
| かかりつけ医の普及・啓発 | 検診時等において、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師・薬局の普及・啓発活動を行います。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 旭中央病院の逆紹介率 | 令和5年度 | 98.2% | 99.0% |

## ④ CCD プロジェクトの普及・啓発

- 住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりの実現を目指し、市のホームページや LINE、各種イベント等を通じて、CCD プロジェクトの普及・啓発に取り組み、市民一人ひとりの健康管理意識の向上と生活習慣病の改善を図ります。

- CCD プロジェクトの推進にあたっては、3者協定に基づき、庁内のプロジェクト推進チームが主導しながら、市民の参加を促し、地元企業の参画も得ながら、市を挙げて取り組みます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| CCD プロジェクトの推進 | CCD プロジェクトの市民への浸透と実効性を高めるため、健康メニューの日常への浸透、職場、家庭などの集団への運動・食事改善の働きかけ、歩きやすい環境の整備などを推進します。 |
| 市役所から始める健康づくり事業 | 市役所内から健康増進につながる取組をはじめ、その効果を市内に波及させることを目指します。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 旭市CCDプロジェクトの認知度(知っている人の割合) | 令和5年度 | 9.6% | 30.0% |

## 施策 23　地域福祉の充実

### 目指す姿

地域で支え合い、誰もが希望と生きがいを持つことができるまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 本市では、住み慣れた地域で誰もが尊厳をもって生活を送れるよう、「旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住民、地域、行政、関係機関などが協力して「暮らしやすい地域づくり」に取り組んでいます。
- 近年、少子高齢化や単身世帯の増加が進行する中で、家族や親戚あるいは隣近所などとの関係の希薄化により、育児や介護に加え、虐待、ひきこもり、8050 問題※、ヤングケアラー※など、住民の抱える課題は複雑化、多様化しています。そして、このような問題を誰にも相談したり頼ることができずに個人・家庭で抱え込んでしまう人が増えていること、そしてそのことに周囲も気づきにくい状況になっていることへの対応が深刻な課題となっています。
- 今後も福祉を取り巻く環境の複雑化、多様化が予想されることから、このような課題や地域福祉に対するニーズに対応するためには、行政や個人・家族だけではなく、地域住民がお互いに助け合い、力を合わせて取り組んでいくことが一層求められます。
- 地域におけるきめ細かな見守り活動を推進するため、全国的にも担い手不足が課題となっている民生委員や児童委員の確保にも注力する必要があります。
- 生活困窮者の自立についても、ハローワークや相談者の能力に適した就労機会を提供してくれる事業所等と連携しながら支援していくとともに、家計の改善や貸付、家賃の給付等、個々の状況に合わせたプラン作成等の支援も必要です。

## 施策の展開

### ① 地域福祉の推進

- 高齢や障がいのために支援が必要な方や、子育て中で不安を感じている方が、多様な主体との連携のもと、相互に支え合うことにより将来にわたり持続可能な、安心できる制度を推進していきます。
- 市と社会福祉協議会において、共通の課題認識を持ち、その課題解決に向け連携を強化します。
- 民生委員児童委員については、区長等と連携をとりながら、身近な地域の相談役となる人材の確保に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 民生委員児童委員活動事業 | 生活や福祉に関する相談に応じて必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。 |
| 旭市社会福祉協議会助成事業 | 各種団体等の連携をコーディネートし、地域ぐるみの福祉活動を推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 民生委員児童委員の定数充足率 | 令和 5 年度 | 99.3% | 100% |

### ② 生活困窮者の自立支援

- 関係機関との連携を密にし、それぞれの世帯の要望や要求に対応した相談、指導等を行う相談支援員の能力向上に努め、個人の状態にあったプランの作成、就労支援により、生活困窮者等の自立を支援します。
- ハローワークや相談者の能力に合う就労の機会を提供してくれる事業所との連携により支援を実施します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 被保護者就労支援事業 | 生活保護受給者のうち、就労阻害要因がないにもかかわらず就労に至らない人に対し、就労に向けて個々のケースに応じた支援を行います。 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を行います。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 自立相談支援により就労できた年間人数 | 令和 5 年度 | 23 人 | 33 人 |

## 施策 24　地域包括ケアシステムの推進

### 目指す姿

介護や療養が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けられるまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 現在の旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の期間中に、団塊の世代が全員 75 歳以上となり、高齢者人口はピークを迎えます。今後、更に高齢化が進む中で、医療介護双方が必要となる高齢者や、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が予想されることから、様々なニーズへの対策が急務となっています。
- 本市では、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、元気に安心して、心豊かな生活を続けられるよう、「医療、介護、予防、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいます。今後も人口減少と高齢化の更なる進行により、同システムの重要性は一層高まるとともに、更に連携を進めることが求められています。
- 要介護高齢者の増加、現役世代の減少など、中長期的な人口動態やニーズを予測し、介護サービス基盤を整備するとともに、デジタル技術を活用し、介護現場の生産性の向上を図っていく必要があります。特に、介護ニーズが高まる中、介護人材の確保が課題となっており、介護の役割などの重要性を様々な年代に発信していくことが求められます。
- 取組を通じて、必要な介護サービスの確保とともに、介護予防・日常生活支援総合事業などを市民と協働で展開することにより、これまで構築してきた「医療、介護、予防、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが重要となります。
- このように地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、「誰もが支え、支えあう社会」の実現に向け、住民主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進することも重要となります。

## 施策の展開

### ① 地域包括ケアシステムの推進

- 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムを充実させていきます。
- 地域包括支援センターの 3 職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）が各々の専門性を生かし、必要な制度や関係機関との連携を図りながら、適切な相談を行い、日常生活に支障が生じても、必要なときに必要なサービスを選択・利用できる環境を整えていきます。
- 地域の見守りが必要な高齢者について地域ケア個別会議を開催し、高齢者の自立のための支援方法の検討を行うとともに、抽出された地域の共通の課題を共有し、高齢者が地域で生活していくことができる基盤の整備を行います。
- 認知症の人やその家族を早期に支援するため、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応を行うとともに、認知症サポーターの養成を行い、認知症の人の地域での生活を支援します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 地域包括支援センター運営事業 | 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント等を行います。 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 医療と介護双方を必要とする高齢者が、最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築していきます。 |
| 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを推進します。 |
| 認知症施策の推進事業 | 地域の認知症高齢者の偏見をなくし、温かく支援する人材・地域づくりを図ります。 |
| 地域ケア会議推進事業 | 介護支援専門員、保健・医療・福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を開催し、高齢者の適切な支援に関する検討を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 多職種連携相談件数 | 令和 5 年度 | 延べ 6,864 件 | 延べ 7,800 件 |

## 施策 25　高齢者福祉の充実

### 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域や生活の場で、自分らしく生きがいを持ち、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 全国的に人口減少と少子高齢化が進展する中、本市においても令和7年をピークに65歳以上の高齢者人口は減少に転じるものの、高齢化率は今後もさらに上昇することが見込まれることから、旭市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。
- 本市の高齢者を含む世帯は、世帯数・構成比ともに増加しており、高齢者が地域で生活を継続するためには、介護予防の取組とともに、介護サービス以外の地域の実情に合った多様な生活支援サービスが必要となっています。特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、地域の民生委員や住民、事業者等の協力のもと、安否確認や見守り支援、緊急時の救護体制等をさらに充実させていく必要があります。
- 悩みや不安、困りごとについて、いつでも、何でも、気軽に相談できる環境を整えるとともに、相談できずに悩んでいる人への声かけやアプローチも重要です。
- 2040年には、1.5人の現役世代が、1人の高齢者を支える厳しい社会に突入することが予想されていることから、介護予防及び認知症予防のため、現行の「通いの場」の設置推進とともに、スポーツや生涯学習、公園や農園を利用した取組や、民間企業と連携した取組、医療機関・介護保険施設が自主的に行う取組、社会の担い手としての参加や有償ボランティアの取組など、さまざまな分野での取組が重要となります。
- そのためには、地域でお互いに関心を持ちあい、声をかけあい、支えあう関係構築と体制づくりを推進することが重要となります。

## 施策の展開

### ①　健康づくりを通じた支えあい

- 高齢者に対する介護予防の普及啓発及び介護予防サポーターの養成と育成を引き続き行い、身近な地域で介護予防体操「あさピー☆きらり体操」を通じた介護予防活動を自主的に継続して行うことができる「通いの場」の立ち上げと運営を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 訪問型サービス事業 | 要支援1・2の認定を受けた方などを対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯などの家事など日常生活上の必要な世話を行うサービスです。 |
| 通所型サービス事業 | 要支援1・2の認定を受けた方などを対象に、通所介護施設で食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と「通いの場」等の地域の支え合いの体制づくりを推進します。 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 通所・訪問型サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場において、リハビリテーション関連職の協力・専門的指導・助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 通いの場　参加者数 | 令和 5 年度 | 550人 | 800人 |

### ②　見守り体制の構築

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して引き続き緊急通報装置による見守り体制を推進していきます。
- 地域の認知症高齢者等、見守り支援が必要な高齢者について、小学校区単位の地域会議や市全域の会議を開催し、生活支援コーディネーターと協働して、地域での生活支援見守り体制を構築していきます。
- 地域の各種団体の協力や公的サービス以外の民間サービスの有効な活用を推進することにより、地域全体の見守り体制をより向上していきます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 緊急通報体制等整備事業 | ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、緊急通報装置と緊急ボタン付きペンダントを貸与し、日常生活における緊急時の連絡対応サービスを提供します。 |
| 配食サービス事業 | 高齢者の地域における自立した生活を支援するため、安否確認を兼ねた配食サービスを提供します。 |
| 高齢者見守りネットワーク事業 | 高齢者が、安心して生活していくために、地域の民間企業等の協力を得て高齢者見守りネットワークを実施します。 |
| 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を通じて、生活支援・介護予防サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 緊急通報装置の設置数 | 令和 5 年度 | 263 台 | 300 台 |

## ③　生きがいづくりの推進

- 高齢者の就業機会の確保、老人クラブ活動等の社会参加を促進し、地域活動への関心を高め、元気な高齢者を増やす仕組みづくりを推進します。また老人クラブに未加入の高齢者が加入したくなるような魅力あるクラブ活動が展開できるように支援します。
- スポーツや生涯学習、公園や農園の活用、NPOや民間企業との連携により、生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の運動、食生活、社会参加を支援します。
- 高齢者の有償ボランティアなど、担い手となって参加する就労に類する取組を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 合同金婚式開催事業 | 50 年の長きにわたり、共に助け合いながら健全な明るい家庭を築くとともに、地域社会の発展に寄与してきた夫婦を招き、長寿を祝います。 |
| 敬老大会開催事業 | 敬老の日の一環として、地域社会全般に敬老の精神を啓発し、高齢者福祉の充実を図ります。 |
| 老人クラブ活動促進事業 | 高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動の充実を図るとともに、老人クラブの活動を通じ、交流と活力の推進を図ります。 |
| シルバー人材センター助成事業 | 健康で働く意欲を持つ高齢者が、長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 老人クラブ・スポーツ大会参加者数 | 令和 5 年度 | 298人 | 440人 |

## 施策 26　障がい者福祉の充実

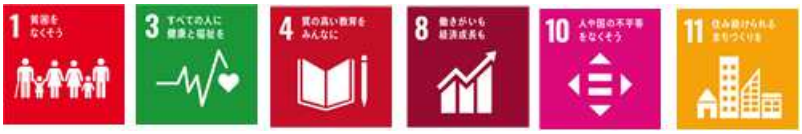

### 目指す姿

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、社会参加できるよう、誰ひとり取り残さない「ともに生きるまち、あさひ」を市民みんなで実現します。

### 現況と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は、令和２年度から令和３年度にかけては概ね横ばいで推移し、令和４年度に微減しましたが、その後増加に転じました。手帳別にみると、この5年間で身体障害者手帳所持者数は若干減少、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。
- 障害者差別解消法が改正（令和６年４月施行）され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められていますが、現状、障がいのある人はさまざまな場面で差別や偏見等を感じていることがうかがえ、市民の障がいのある人に対する理解不足が課題となっています。また、理解啓発の場面では身体障がいばかり取り上げられることが多く、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する知識を学ぶ機会が足りていないことも課題として挙げられます。
- 学校教育で特別支援学校の児童と地域の小学校の児童との交流は行っていますが、市民が障がいの正しい知識を学ぶための講座や講演会等は実施できていません。障がいに関わる情報を広報等で提供するだけでなく、実際に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会の創出が求められています。
- 障がいのある方が地域で自立した生活を送るために必要な、就労・雇用の促進や移動手段の確保とバリアフリー化の推進、社会参加の促進についても課題となっています。さらに、障がい者のみならずヤングケアラーも含めた障がい者家族の負担軽減にも寄り添った対応が必要です。

## 施策の展開

### ① 障がい者福祉の推進

- 障がいのある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整える等、市民の理解促進とともに、あらゆる人が共に暮らしていける社会づくりを目指します。
- 引き続き必要な方に必要なサービスを提供する体制を確保するとともに、障がいのある人それぞれに合った在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障害者福祉施策を総合的に推進します。
- 機能障害の改善や維持に加え、障がいのある人が住み慣れた地域で家族や人々とふれあいながら、生きがいを持って自立した生活を営めるよう、グループホーム等の整備を進めます。
- 就労移行支援実施事業所、相談支援事業所及び障がい者の就業支援を行う東総就業センターと連携し、就労可能で意欲のある障がい者を就労移行支援のサービス利用につなげます。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れ対応等、居住支援のための機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 中度心身障害者(児)医療費助成事業 | 法律に基づく保険により、医療の給付がなされたとき、自己負担すべき額を助成し、障がい者(児)の医療費負担の軽減を図ります。 |
| 福祉タクシー利用助成事業 | 重度心身障がい者等が、通院または会合等のためにタクシーを利用する場合にその料金を助成します。 |
| 難病患者等支援事業 | 難病療養者または介護をしている者に給付金を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ります。 |
| グループホーム運営費等助成事業 | グループホームに入居している障がい者に対して家賃を助成します。また、グループホームを運営している事業所に対しても利用形態に応じて補助を行います。 |
| 地域生活支援事業 | 障がい者・障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態を促進します。 |
| 自立支援給付事業 | 障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行います。 |
| 障害児通所支援事業 | 児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援等を行います。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値(令和 11 年度) |
|---|---|---|---|
| 障がい者の就労移行支援利用者数 | 令和 5 年度 | 6 人 | 18 人 |

## 施策 27　消防･防災の強化

### 目指す姿

過去の災害経験等を生かし、消防体制を充実させるとともに地域の防災力を高め、市民の生命･財産を守ります。

### 現況と課題

- 近年、多発している地震･台風･大雨等による各種災害に対応した、安全で災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織の育成や避難誘導体制の確立及び災害時危険箇所の把握･周知徹底を図り、早急に自助･共助体制を構築することが求められています。
- 各種災害の猛威から市民を守り被害を最小限に抑えるため、旭市国土強靱化地域計画に基づき、本市の特性にあった防災施設･資機材等のハード整備や防災教育等のソフト対策を組み合わせ、強さとしなやかさを備えた地域づくりが必要となります。特に、地震や津波･土砂災害等の自然災害に対しては、市民各自が防災意識を高め避難場所･避難経路等を確認し、迅速な避難による安全確保が必要となります。
- 高齢者や、障がい者及び外国人など災害時に援護を必要とする人たちが、迅速に避難できるよう、地域住民や周辺事業所とも連携･協働した環境づくりが必要となります。
- 防災資料館等で防災教育を実施するほか、区長会や出前講座で自助･共助の重要性を訴え、市民の防災意識の向上を図ることも重要です。
- 耐震改修促進計画にある目標の達成に向け課題となっている所有者の経済的負担と関心低下の解消を図る必要もあります。
- 常備消防は、各種災害に即応できる体制の整備を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。さらに大規模災害では、迅速かつ集中的な活動ができるよう関係機関との連携と、近隣の消防本部との協力体制の強化を図ることが重要です。
- 消防団は、地域に密着した防災のリーダーとして、災害時に大きな機動力が発揮できるよう体制を整備する必要がありますが、就労形態の多様化やなり手不足により団員の高齢化が課題となっていることから、訓練実施方法の見直し等により、消防団員の負担軽減を図る必要があります。
- 救急救命は、高齢化社会が進む中、今後、大幅な救急出動件数の増加が見込まれることから、救急救命士等による、より高度な救急業務とあわせ、市民が気軽に参加できる救急講習の開催等を通して、救命手当の知識や方法を普及させることが求められています。

## 施策の展開

### ①　防災体制の充実

- 旭市国土強靱化地域計画等に基づき、関係機関、関係団体等と連携し、防災体制の強化・充実を図るとともに、防災意識の高揚や共助組織の育成強化と公助体制の充実・整備に取り組みます。
- 耐震診断や耐震改修の必要性や補助金制度について、継続的に周知、啓発を行うなど、将来の大地震を見据えた住宅の耐震化を促進し、市民が安全・安心・快適に住み続けられる住宅環境づくりを進めます。
- 東日本大震災の記録を展示した防災資料館の活用、防災訓練や出前講座等の機会を通じて自助・共助の重要性を伝え、防災意識のさらなる向上と自主防災組織の結成及び育成を促進します。
- 関係各課との情報共有により、要援護者台帳の効果的な運用を進めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 住宅用防災機器等の普及啓発 | 住宅用火災警報器等の普及により、防災意識の高揚を図ります。 |
| 住宅の耐震化の促進 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を助成します。あわせて住宅・建築物耐震化の促進に向けた普及・啓発を行います。 |
| 防災体制強化事業 | 防災訓練や防災教育等により防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や災害時要援護者対策により自助・共助体制を構築し、災害に強いまちづくりを推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 自主的に防災について学ぶ者の人数（防災訓練参加者、防災資料館来場者、出前講座出席者等） | 令和 5 年度 | 4,380 人 | 5,050 人 |

### ②　防災施設の整備

- 避難道路の整備のほか、海岸地域の保安林等の維持管理とともに、津波避難タワー・防災井戸・防災倉庫などの防災施設や、防災行政無線等の防災資機材の適正な維持管理・運用を行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 震災復興・津波避難道路整備事業 | 飯岡地区と津波避難場所である飯岡中学校を結ぶ路線を整備します。また、椎名内地区と災害拠点病院及び防災拠点である旭中央病院を結ぶ路線の整備をします。（横根三川線、椎名内西足洗線） |
| 保安林植栽事業 | 病害虫や塩害により枯損した海岸の市有保安林へ、松等の苗木を植栽し機能回復を図り、適正な維持管理を行います。 |
| 防災対策整備事業 | 防災施設・資機材の整備及び維持管理や防災備蓄品の充実を行い、災害に備える体制づくりを進めます。また、津波避難ビルや避難施設等を指定し、緊急時の避難場所を確保します。 |
| 防災行政無線等整備事業 | 防災行政無線体制の強化充実・維持管理及び非常時情報連絡手段の多様化を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 自主防災組織の補助金交付団体数 | 令和 5 年度 | 5 件 | 8 件 |

## ③　消防体制（常備・非常備）の充実

- 常備

  各種災害に対応するため、施設や機材等の充実を図り、災害時に即応できる体制の整備、さらに大規模自然災害時の協力体制の強化を進めるとともに市民の防災意識の高揚も図ります。

- 非常備

  消防団の重要性等に関する市民意識の啓発を図りながら、団員の確保と研修・訓練の充実による団員の能力の向上を図ります。また、地域防災体制の確立に向けて、関係団体と協議し、消防団の組織体制充実のため活動拠点及び機材の整備、消防団員確保のためサポート店制度などの充実を進めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 消防施設の整備 | 既存の消防庫の内、耐震性に難があり老朽化が顕著な消防庫の新築または改築を進めます。老朽化した金網張り貯水槽の金網を張り替え、危険のない状態を保つよう維持管理を行います。また、水利不足の地域等に耐震性貯水槽を計画的に新設するとともに、消火栓の新規設置、既存の水利の維持管理を行います。用地借用により設置されている貯水槽の用地返却要望に対し、貯水槽撤去を行います。 |
| 消防車両の整備 | 老朽化し、機能低下した消防車両の更新を計画的に進めます。 |

| | |
|---|---|
| 消防広域化の整備 | 共同指令センター、デジタル無線の維持管理を行います。また、近隣の消防本部との協力体制を強化し、災害対応力の高度化及び大規模災害に対応した応援、受援体制の充実を図ります。 |
| 消防団組織体制の充実 | 団員確保と研修、訓練による資質の向上を図ります。 |
| 消防団用通信網・災害用器材の整備 | 災害時の伝達体制の確立のため、デジタル無線機の維持管理を行うとともに、災害用器材等の整備を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 耐震性貯水槽の設置率 | 令和 5 年度 | 25.4% | 26.0% |
| 消防団員の訓練参加率 | 令和 5 年度 | 74.3% | 90.0% |

## ④ 救急救命体制の充実

- 医療機関との連携強化や AED※ 等の高度救命資器材を整備するとともに、救急隊員の能力の向上を図ります。また、市民をはじめ救急現場で即応できる応急手当や救命手当の普及啓発を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 医療機関との連携・救急業務の高度化の推進 | 医療機関と救命処置等の事後検証を行い、救急隊員の能力向上を図ります。救急救命士の新規養成を計画的に行い 3 名乗車体制の確立を進めます。 |
| 救命手当の普及啓発 | 市民、学校、事業所等で救命講習を行い、救急法の普及啓発を進めます。また、事業所等へ AED の設置を推進します。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 救急講習年間参加者数 | 令和 5 年度 | 1,258 人 | 1,930 人 |

## 施策 28　防犯対策・交通安全の強化

### 目指す姿

市民の防犯・交通安全への意識を高め、犯罪と交通事故のない、笑顔で暮らせる安全で安心なまちづくりを推進します。

### 現況と課題

- 近年、こどもやお年寄りを狙った犯罪が全国的に増加しており、市民の防犯に対する意識はより高まっています。こどもについては、登下校時における事件や不審者等への対応が依然社会問題としてクローズアップされており、本市においても不審者情報が学校や地域から寄せられ、こどもたちへの被害未然防止のための指導や地域の見守りが不可欠な状況にあります。
- 防犯を進める上で、行政だけではなく、市民等の協力が不可欠ですが、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域の連帯感は希薄化しています。
- 犯罪のない安全で住み良いまちづくりのため、防犯体制を強化し、犯罪防止と市民生活の安全確保を促進するとともに、防犯施設の整備・充実及び警察や学校・自治会等の連携による防犯パトロールの実施等、地域ぐるみで犯罪抑止力の向上を図る必要があります。
- スクールガードリーダー等による児童生徒の見守り活動の継続、並びに学校現場と連携した防犯訓練や防犯教育の充実、不審者情報メールやこども 110 番の登録啓発、及び防犯指導員等のボランティアの充実等への取組が求めらています。
- 本市は「交通安全都市」を宣言し、交通事故のない安全で安心して暮らせる住み良いまちづくりを推進しており、市内の交通事故件数は平成28年の172件から毎年減少を続け、令和2年には121件と30％減少したものの、令和 5 年には 131 件に微増するなど、発生件数は依然として多い状況にあります。
- 近年は高齢ドライバーによる事故が、全国的にも多発しており、今後も高齢化率は上昇が予想されることから、高齢者に対する事故防止対策が必要となります。あわせて、高齢者の運転免許証自主返納を促進するため、運転経歴証明書の優遇措置などの周知を図るなどの啓発活動を実施する必要もあります。
- こどもや高齢者等の交通弱者の事故をなくすため、交通安全教室や自転車教室の開催、並びにグリーンベルトや横断歩道等の交通安全施設の効率的・効果的な改良・整備が課題となっています。

## 施策の展開

### ① 防犯体制の充実

- 防犯指導員を核として、自主防犯組織による地域ぐるみの防犯活動を促進し、警察や関係機関との連携を強化して犯罪防止に努めるとともに、防犯カメラ等の適切な維持管理を行います。
- 学校やこどもの安全確保のため、不審者情報配信メール、スクールガードリーダーを活用し、市内小・中学校の巡視や登下校中の交通安全、防犯活動に努めるなど、見守り防犯意識の高揚を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 青少年センター活動事業 | 青少年の非行防止、健全育成、学校やこどもの安全確保のため関係機関と協力し、交通事故や不審者等からの被害の減少を図ります。 |
| 防犯対策事業 | 産業まつりでの啓発活動や会計年度任用職員による防犯パトロールを実施して、防犯意識の高揚を図ります。また、防犯灯や防犯カメラの設置を行い、犯罪等の未然防止を図ります。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 刑法犯認知件数 | 令和 5 年度 | 403 件 | 減少 |

### ② 交通安全環境の整備

- こどもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮した、幅の広い歩道や自転車歩行者道、安心歩行エリアの推進等、「クルマ」中心から「人」中心への転換により、誰もが安全で快適な交通環境の形成を図ります。
- 歩行者や車両の交通事故防止のため、老朽化した交通安全施設の改修を行うなど、交通安全施設等の整備を計画的に進めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 交通安全施設維持補修事業 | 交差点や危険な場所に、道路標識等の交通安全施設の整備を進めます。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 交通事故発生件数 | 令和 5 年度 | 1,764 件 | 減少 |

## ③　交通安全活動の充実

- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、関係機関、地域社会及び家庭の連携による地域ぐるみの活動の推進や交通安全教育等による啓発に努めます。
- 高齢者による交通事故を防ぐため、交通安全教室や交通事故防止啓発を実施するほか、運転免許証自主返納促進の啓発活動を実施し、公共交通などの優遇措置等について検討を進めます。
- 県内の交通人身事故の特徴として、小学校 1･2 年生は、歩行中の死傷者数が多いことから、小学校、保育所等で交通安全教室を実施します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 交通安全運動の推進 | 街頭啓発等の交通安全運動を関係機関の協力のもとに定期的に実施します。 |
| 交通安全教室等の実施 | 幼児、小･中学生及び高齢者の交通安全教室や自転車教室を継続的に実施し、交通安全意識の向上を図ります。 |
| 交通事故被害者への支援 | 交通事故相談を実施するとともに、相談実施の周知を積極的に行います。また交通災害共済制度への加入を促進します。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 交通事故死傷者数 | 令和 5 年度 | 165 人 | 減少 |

## 施策 29　消費者の保護

### 目指す姿

市民の消費者被害の未然防止や、充実した相談体制の確保により、豊かな消費生活を実現します。

### 現況と課題

- 近年、高齢化やインターネットの普及による情報化社会の進展等、消費者を取り巻く社会経済環境が変化し、消費者トラブルも多様化、深刻化しています。最近では、霊感商法、マッチングアプリからの投資勧誘、訪問リフォームなど、さまざまな手口による消費者トラブルが発生しています。また、製品・健康サプリ等の事故による消費者被害も深刻な問題となっていることから、製品・商品の安全性に対する関心も高まっています。さらに、多重債務相談は後を絶たないことから、債務整理のみならず、生活再建を目指した取組が必要となっています。
- 消費生活センターでの相談件数を見ると、60 歳以上の高齢者からの相談が半数近くを占めており、高齢者の心理を巧みに利用した詐欺や悪質商法も社会問題となっていることから、社会的弱者への見守りによる被害の未然防止対策等、社会全体で取り組むことが求められています。
- 相談者が来所しやすい環境づくりと、最新の手口に対応できるよう、消費生活相談員のスキルアップのほか、各種講座の開催と情報提供によるトラブルの予防のための啓発活動が重要です。

## 施策の展開

### ① 消費者保護対策の推進

- 相談体制の充実、各種講座の開催、生活用製品表示の適正確保、多重債務問題対策の推進等により、消費生活の安全対策に努めます。
- 悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、出前講座の開催や消費生活サポーターによる周知活動を行います。また、特に被害の多い高齢者が陥りやすいトラブルの情報提供や、消費生活サポーターによる見守りを実施することで、高齢者被害の未然防止を図ります。
- 相談員の確保については、国民生活センターでの募集を行うとともに、千葉県消費者センターの協力も得ながら人員の確保に努めます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 消費生活相談体制の充実 | 市民の消費生活の安全確保のため、消費生活センターで苦情の処理、あっせん等を行います。また、相談員の研修の充実により能力向上を図ります。 |
| 多重債務者の支援 | 多重債務者の救済のため、相談会の開催、関係機関との連携による支援を図ります。 |
| 消費者啓発・消費生活講座の開催 | 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する情報の提供や消費生活講座を開催し、消費生活サポーターとの連携による啓発を行います。 |
| 品質表示等の適正化 | 製品の適正な品質表示のため、立入検査を行います。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 消費生活サポーターの登録者数 | 令和 5 年度 | 72 人 | 78 人 |

## 施策 30　廃棄物の減量化と資源の有効活用

### 目指す姿

市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化と再利用・再資源化に取り組み、環境への負荷の少ない地域づくりを推進します。

### 現況と課題

- 本市では、一般廃棄物処理に関してごみの減量化及び資源化に必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 5 年 3 月）を策定し、廃棄物（ごみ）の減量化と資源の有効活用に取り組みながら、循環型社会の実現を目指しています。
- 本市のごみ処理は、令和 3 年度から東総地区広域市町村圏事務組合が管理する「東総地区クリーンセンター」で行っており、銚子市及び匝瑳市とも連携しながら、リサイクルの推進と最終処分量の削減、及びごみ処理経費の縮減を図っています。
- これらの取組を有効に進めるためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要なため、分別収集の徹底やリサイクルの推進、生ごみ処理機等の購入補助金や資源ごみ集団回収促進事業奨励金制度についての説明等、行政からの積極的な情報提供を充実させていく必要があります。
- 最初の取組となるごみの分別について、広域化以降の認知度が低く、資源ごみであるペットボトルや空缶、紙類などが、普通ごみとして焼却処理されるなど再資源化、減量化の余地が多い状況です。
- 更なる廃プラスチックの排出抑制のため、令和 5 年から開始された県の生分解性マルチ※緊急導入支援事業を活用し、生分解性マルチなど廃棄物として排出されない植物由来の製品等への切り替えの推進も必要です。
- 廃棄物の減量化と資源の有効活用に向けて、今、改めて 3R※に取り組むことの重要性を認識し、日常生活の中で実践していくことが求められています。

## 施策の展開

### ①　廃棄物の減量化と資源の有効活用

- ごみ減量化と 3R の推進のまち宣言事業として市民宣言・事業者宣言を広めて行くとともに、生ごみ処理機、処理容器の普及拡大、資源ごみ集団回収の拡大をし、廃棄物の減量化を推進します。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 一般廃棄物処理の広域化 | 一般廃棄物処理の広域化による集約を推進し、適正な処理の確保のほか、減量化、費用削減及び環境負荷低減などを図ります。 |
| 循環型社会の形成 | ごみ減量化と3R 推進のまち宣言、生ごみ処理機等購入補助金及び資源ごみ集団回収促進事業奨励金を普及啓発し、循環型社会形成に取り組み環境負荷低減を目指します。 |
| ごみの減量化推進事業 | ホームページや広報等で 3R 運動を推進し、ごみの発生を抑制します。また、生ごみ処理機等購入の補助制度及び集団回収促進事業奨励金制度を周知して、ごみの減量化を進めます。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| ごみ処理（排出）量 | 令和 5 年度 | 22,635t | 減少 |

# 施策 31　自然環境の保全

## 目指す姿

本市の豊かな自然環境を保全するとともに、自然環境と調和した地球環境にもやさしい持続可能なまちづくりを推進します。

## 現況と課題

- 本市では、旭市環境基本計画（平成 29 年度～令和 8 年度）のもと、「自然の恵み、健やかな暮らし、環境にやさしいまち　旭」を目指し、本市の良好な環境の保全に取り組んでいます。
- 本市に残る大切な自然環境は、適切な保全管理と活用に努めるとともに、市民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみで保全に努める必要があります。
- 再生可能エネルギーの利活用が期待されている中、海洋の風力に恵まれている本市においても、洋上風力発電の推進について検討を行う必要があります。
- 普及が進む太陽光発電については、認知度も高いことから新築家屋への採用は増加傾向にありますが、設備設置費の負担が高いことから広く普及している状況にないため、一般家庭への普及促進が課題となっています。
- 自然環境の保全に関する河川の水質対策は、合併処理浄化槽や公共下水道などの普及により緩やかな回復傾向にありますが、十分な水準とは言えないため、今後も一層の取組が必要となります。
- 「2050 年ゼロカーボンシティの表明※」に基づき、カーボンニュートラル※への取組強化も重要な課題となっています。

## 施策の展開

### ① 自然エネルギーの有効活用

- 自然エネルギーを有効活用するため、地球温暖化対策推進実行計画に基づき、省エネルギー、太陽光発電、新エネルギーについての情報提供、普及啓発を行うほか、新設、改修予定の市施設への省エネ、新エネ設備の導入等、地球温暖化の防止対策に積極的に取り組みます。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 脱炭素社会に向けた取組 | 脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの普及啓発をするほか、住宅用省エネルギー設備設置補助金により一般家庭における再生可能エネルギーの利用促進を図ります。 |

◆重要業績評価指標(KPI)

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値(令和 11 年度) |
|---|---|---|---|
| 住宅用省エネ補助件数 | 令和 5 年度 | 98件 | 100 件 |

### ② 自然環境の保全

- 健康で文化的な生活を確保しながら、豊かで恵まれた環境を守り、次世代へ承継していくために、地域の自然・文化・産業等の調和がとれた総合的な施策を推進します。
- 不法投棄防止対策として監視や指導を強化し、地域ぐるみできれいなまちづくりへの取組を進めます。
- 市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実践することで、自然と共生できるまちづくりを目指すとともに、環境ボランティア団体等の支援・育成に努めます。
- 河川及び事業所排水水質調査、ダイオキシン類環境調査を実施し、調査結果をもとに環境変化の監視を継続します。
- 河川の水質向上のため引き続き市民への合併浄化槽の設置促進を図るほか、県とともに小規模飲食店等の排水水質の向上策について検討し、周知を行います。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 環境基本計画等の推進 | 良好な自然環境を保全し未来へつなげるため、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画などにより、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。 |
| 合併処理浄化槽設置促進事業 | 公共用水域の汚濁を防止し水質保全を図るため、補助要件を満たす合併処理浄化槽の設置者に対して助成します。 |

| | |
|---|---|
| 環境調査活動 | 河川等の水質、ダイオキシン類及び自動車騒音などの環境調査を定期的に実施し公表します。 |
| 田園環境保全事業 | 遊休農地の多面的な活用として、コスモス等の景観形成作物の栽培やホタルの育成等により田園環境の保全を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 環境基準に達している箇所の割合（市内河川 16 か所） | 令和 5 年度 | 62.5% | 100% |
| 環境基準（ダイオキシン類）達成率 | 令和 5 年度 | 100% | 100%（維持） |

## ③ 2050 年ゼロカーボンシティの推進

- 2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言します。
- 脱炭素地域づくりの普及啓発に取り組みます。
- 緑の保全・創出による地球温暖化対策の普及啓発に取り組みます。
- 地球温暖化及び気候変動に関する情報発信に努めます。
- SDGs（脱炭素化）による地域の活性化と魅力向上を図ります。

◆主な取組事業

| 実施事業 | 事業内容 |
|---|---|
| 2050 ゼロカーボンシティ推進 | 深刻化する気候変動への対策は国を挙げた喫緊の課題であることから、市として「2050 ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、カーボンニュートラルや GX の視点を重視した施策展開を図ります。 |

◆重要業績評価指標（KPI）

| 指標名 | 基準値の年度 | 基準値 | 目標値（令和 11 年度） |
|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量 | 令和 5 年度 | 516 万 6,523 kg-$CO_2$ | 486 万 kg-$CO_2$ |

■用語解説

| 用語 | | 解説 |
|---|---|---|
| あ行 | 空家等 | 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。 |
| | アクションプラン | 戦略や改革の具体的な施策を進めるための計画のこと。 |
| | 歩きたくなるまちチーム | 適度なウォーキングは健康に良いとされている。歩きやすい環境を整備することによって、運動を始める、あるいは続けるきっかけになることを目標とした事業を推進する。 |
| | アンコンシャス・バイアス | 無意識の偏見・思い込み。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに認知や判断を自動的に行い、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していない。 |
| | EV バス | 電気自動車（EV）の一種で、電気駆動するバスやタクシーを指す。EV バス・タクシーに移行することで、排出ガスによる CO2 の削減や、騒音の低減効果などのメリットがある。 |
| | ウェルビーイング（Well-being） | 心身の健康に加え、感情として幸せを感じたり、社会的に良好な状態を維持していること。世界保健機関（WHO）憲章では、ウェルビーイングを「健康とは、単に疾病がない状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態にある」という趣旨で用いている。 |
| | SDGs<br>（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標） | 「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。 |
| | 海業（うみぎょう） | 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、国内外からの多様なニーズに応えることで、水産物消費の拡大、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す事業。 |
| | AED（Automated External Defibrillator） | 自動体外式除細動器のことで、突然心停止状態に陥ったとき、機器が自動的に判断し、必要に応じて心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のこと。 |
| | ALT（Assistant-Language Teacher）<br>TA（Teaching-Assistant） | ALT は外国語を母国語とする外国人英語等教育補助員で、TAは日本人英語指導助手。ともに学級担任や英語担当教員と協力し、英会話の練習相手になったり発話を促したりするなど、さまざまな形でこどもたちの学習をサポート授業をする。 |
| | SNS<br>（Social-Networking-Service） | インターネット上で他人とつながり、情報を共有するなど交流できる仕組み。X（旧 Twitter）や Facebook、Instagram などがある。 |
| | エリアビジョン | 生涯活躍のまち・みらいあさひ周辺エリアの地域活性化を実現させるための指針で、コミュニティ参加と協働、経済・文化の振興、居住環境の向上、地域ブランディングの構築など、地域の将来の方向性や発展戦略を示したもの。 |
| か行 | カーボンニュートラル | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味するもの。2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。 |
| | 観光 DX | デジタル技術を活用することで、観光という非日常体験の魅力や観光サービスの質をより高めるとともに、観光客の諸データに基づく観光地経営を行い、来訪者の利便性と観光産業の生産性の向上を図ること。 |
| | 教育 DX | 教育分野における DX を進めること。単なるデジタル化・ICT化ではなく、IT ツールや ICT 機器、システム等の新しい技術を活用し、効率的・効果的な教育・指導の実施など、教育モデルや指導自体を改革すること。 |
| | KPI（重要業績評価指標）<br>（Key Performance Indicator） | 各施策の進捗状況を客観的に検証するための定量的な指標。 |
| | 交通 DX | 自動運転やMaaS、AIオンデマンド交通など、デジタル技術を活用した移動手段やサービス提供により、快適で利便性の高い地域交通と持続可能な地域社会を目指す、交通面における DX。 |
| | 交通 GX | EV バス・タクシー導入や太陽光パネル設置、蓄電池・充電設備の共同利用など、化石エネルギーからグリーンエネルギーの利活用に転換し、環境にやさしい公共交通と持続可能な地域社会を目指す、交通面における GX。 |
| | コミュニティ・スクール<br>（学校運営協議会制度） | コミュニティ・スクールは学校運営協議会が設置された学校のことです。学校運営協議会制度は、保護者や地域住民、学校の先生などが集まり、地域の学校に通う地域の子どもたちがどのように育ってほしいか、そのために何ができるかを話し合い、知恵を出し合う合議制の組織です。旭市では、令和 6 年度から市内全小・中学校が「コミュニティ・スクール」となりました。 |
| さ行 | CCD プロジェクト<br>（Cities Changing Diabetes） | 本市と千葉大学医学部附属病院、ノボ ノルディスク ファーマ株式会社が協定を締結し進めている糖尿病の発症予防と重症化予防のための活動及び共同研究。 |
| | GX（グリーントランスフォーメーション） | 石油等の化石燃料に頼らず、太陽光や水素などのクリーンエネルギーを活用して温室効果ガスの排出量を削減するとともに、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。 |
| | シティセールス | 「まちを売り込む」ことであり、都市としての魅力を地域内外へ効果的にアピールすることで、人・モノ・お金・情報を呼び込み、都市を活性化し持続的に発展させようとする方策のこと。 |
| | シビックプライド | 「地域への誇りと愛着」を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという市民の“思い”を指している。地域の構成員であることを自覚し、地域課題を自分ごととして捉え、さらにまちをよくしていこうとする「意志」が含まれる。 |
| | 生涯活躍のまち | 本市の宝であり診療圏人口 90 万人を誇る旭中央病院を核とし、同院から連携拠点である道の駅季楽里あさひを一体的にとらえて構想エリアとし、元気な高齢者を中心とする都市住民の誘致と若年世代の流出抑制と流入促進、及び仕事づくりを実現させ、本市全体の活性化につなげるための拠点としての「新しいまちづくり」を行うものです。 |
| | 数値目標 | 将来都市像の実現に向けて掲げる基本目標の達成度を客観的に評価するために設定する定量的な指標。 |
| | スポーツ実施率 | 20 歳以上の週1回以上の運動・スポーツの実施率 |

| | | |
|---|---|---|
| | スマート農業 | ロボット技術や ICT(情報通信技術)、AI(人工知能)や IoT(モノのインターネット)などの先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業。 |
| | 3R | Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字を取った3つのアクションの総称。持続可能な未来のためには、「リデュース＝ごみの発生や資源の消費自体を減らす」、「リユース＝ごみにせず繰り返し使う」、「リサイクル＝ごみにせず再資源化する」という 3 つの考え方へ意識を転換し、実践していく必要があります。 |
| | 生分解性マルチ | マルチとは作物を育てている畑の畝を覆う被覆資材のこと。生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農作物収穫後のマルチの回収作業や廃プラスチックの処分が不要であり、環境負荷の低減とともに作業の省力化、それによる生産規模の拡大が期待できる。 |
| | 性別役割分担意識 | 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。 |
| た行 | 特定空家等 | そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。 |
| | 都市計画区域 | 自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として指定された区域のこと。 |
| | 都市計画マスタープラン | 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市が主体的に策定するもので、今後、市で行うさまざまな都市計画の指針となるもの。 |
| | DX(デジタルトランスフォーメーション) | デジタル技術を活用し、業務効率化やサービス改善を進めて住民の利便性向上を目指す取組。 |
| | DV | 配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力のこと。 |
| な行 | 農業 DX | スマート農業も含め、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革。 |
| | 2050 年ゼロカーボンシティの表明 | 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し実施するよう努めるものとされています。こうした制度も踏まえつつ、自治体が脱炭素社会に向け、2050 年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ(CO2 などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること)に取り組むことを表明すること。 |
| は行 | Park-PFI | 都市公園法の改正により新しく創設された公募設置管理制度。<br>公園管理者が設置する都市公園内で飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)と広場や遊具等(特定公園施設)の設置・管理を行う民間事業者を公募により選定することで、都市公園の利便、魅力の向上を図るもの。 |
| | 8050問題 | 80 代の親が 50 代のこどもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。 |
| | 平均自立期間 | 日常生活が要介護でなく 自立して暮らせる生存期間の平均。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ヘルシーナッジチーム | 健康になるには、まずは家庭からということで、「知らないうちに健康になっている」を目標にした、誰もが気軽に取り組める健康メニューを日常に浸透させます。 |
| | 防災 DX | デジタル技術を活用して災害対応の効率化と高度化を図る取組。 |
| | ぽるぽろ（事業名：日本一身近な海づくり推進事業） | 地域資源である海や海岸で遊びながら、自然を学び、守り、海を身近に感じながら暮らし続ける取組「Play（遊ぶ），Learn（学ぶ），Protect（守る） and Live（暮らす） with the Ocean（海）」にある5つのキーワードの頭文字「Plplo」から名付けられた。 |
| ま行 | MaaS<br>（Mobility as a Service） | 地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。 |
| や行 | ヤングケアラー | 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者のこと。子ども・若者育成支援推進法は、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。 |
| | ユニサポチーム | 職場、家庭などの集団（ユニット）へアプローチし、運動・食事の改善を働きかける取組をします。 |
| ら行 | ロケツーリズム | 映画やドラマなどのロケ地を訪ね、風景や食を堪能し、その地域のファンになっていただくことで、地域の経済効果を上げるとともに、観光客や移住者を増やし、また、ロケを受け入れることによりシティブランドの向上やシビックプライドの醸成を図ります。 |